251006 更新

令和７年度　建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン

<土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務>

令和７年１０月

中部地方整備局

更新履歴

更新日	頁	項　目	更　新　内　容
25. 9.12	11	Ⅰ－４　落札者の決定（契約相手方の特定）方法と入札参加者の選定方法の組合せ	組合せ表にて、WTO 対象外業務の選定方法に間違いがあったため訂正
25. 9.12	18	Ⅴ　　発注方式の選定フロー	発注方式のみの選定フローに訂正 ※選定の考え方は変わっておりません。
25. 9.12	21	Ⅵ－３　価格競争方式（簡易公募型競争入札）の実施手順	手順の※の説明が抜けていたため追記
25. 9.12	83	Ⅹ－１　指名及び落札者の決定に関する事項	管理技術者 資格の備考欄に「地域限定型」の文言追加
25. 9.12	86	Ⅹ－２　基本事項（企業）の評価 （４）地域精通度（業務拠点）	＜評価にあたっての留意事項＞(ⅳ)の文言修正、(ⅵ)を追加
25.10.06	51	Ⅶ－２基本事項（企業）の評価 （５）ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する加点	＜評価にあたっての留意事項＞(ⅰ)の追加
25.10.06	60	Ⅷ－４技術提案書の評価 （１）評価テーマ	＜評価にあたっての留意事項＞(ⅲ)の文言修正
25.10.06	68	Ⅸ－２基本事項（企業）の評価 （６）ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する加点	＜評価にあたっての留意事項＞(ⅰ)の追加
25.10.06	74	Ⅸ－４技術提案書の評価 （１）実施方針（品質確保）	＜評価にあたっての留意事項＞(ⅱ)の文言修正
25.10.06	78	Ⅸ－４技術提案書の評価 （５）評価テーマ	＜評価にあたっての留意事項＞(ⅲ)の文言修正

はじめに

中部地方整備局では、入札・契約手続きのより一層の競争性・透明性の確保、効率化の観点から、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争入札方式の使い分けや運用方法の標準を定めた「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」を平成21年度に策定し、必要に応じて見直し運用してきた。

今般、企業や技術者、技術提案の評価をより適正なものとするため、本ガイドラインを改定し、令和7年 10 月1日以降公告（告示）する業務から適用する。

本ガイドラインはあくまでも中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の業務発注における標準的な考え方や運用を記載しているものであり、個別業務の手続きにあたっては、業務特性等を十分に考慮し、業務内容に応じた適正な手続きを実施されたい。

内容

I　建設コンサルタント業務等における入札契約手続き区分と概要 1

Ⅰ－1　業種区分 1

Ⅰ－2　落札者の決定（契約相手方の特定）方法 2

Ⅰ－3　入札参加者の選定方法 9

Ⅰ－4　落札者の決定（契約相手方の特定）方法と入札参加者の選定方法の組合せ 11

Ⅰ－5　入札参加者の選定方法毎の選定業者数.....11

Ⅰ－6　入札・契約手続きの概要.....12

II 中立かつ公平な審査・評価の確保.....13

Ⅱ－1　外部委員の審査・意見聴取 13

Ⅱ－2　技術提案に関する機密の保持.....13

III 建設コンサルタント業務等における入札時の手続き 14

Ⅲ－1　一般事項 15

Ⅲ－2　評価基準の設定方法.....15

Ⅲ－3　評価の方法.....16

IV 建設コンサルタント業務等における設計共同体の取扱い.....17

Ⅳ－1　基本的な考え方.....17

Ⅳ－2 設計共同体の設定を行わない業務 17

V 発注方式の選定フロー.....18

VI 発注方式別の具体的な実施手順.....19

Ⅵ－1　プロポーザル方式の実施手順.....19

Ⅵ－2　総合評価落札方式の実施手順.....20

Ⅵ－3　価格競争方式(簡易公募型競争入札)の実施手順.....21

Ⅵ－4　価格競争方式(指名競争入札)の実施手順 22

VII　選定要件及び競争参加資格要件の設定 23

Ⅶ－1　発注方式別の要件設定 23

Ⅶ－2　基本的要件.....24

Ⅶ－3　参加企業に求める要件 30

Ⅶ－4　配置予定技術者に求める要件.....36

Ⅶ－5　技術提案書に関する要件.....44

Ⅶ－6　見積書に関する要件.....44

VIII　プロポーザル方式の評価.....45

Ⅷ－1　技術提案書の特定に関する事項 45

Ⅷ－２　基本事項（企業）の評価 49
Ⅷ－３　基本事項（技術者）の評価 52
Ⅷ－４　技術提案書の評価 58
Ⅷ－５　参考見積書の評価 60
Ⅸ 総合評価落札方式の評価 61
Ⅸ－１　総合評価に関する事項 61
Ⅸ－２　基本事項（企業）の評価 64
Ⅸ－３　基本事項（技術者）の評価 69
Ⅸ－４　技術提案書の評価 74
Ⅸ－５　技術提案書の履行確実性に関する評価 79
Ⅹ 簡易公募型競争入札方式の評価 82
Ⅹ－１　指名及び落札者の決定に関する事項 82
Ⅹ－２　基本事項（企業）の評価 85
Ⅹ－３　基本事項（技術者）の評価 88
Ⅺ 通常の指名競争入札 94
Ⅺ－１　入札参加者選定の流れ 94
Ⅺ－２　選定候補者群の作成 94
Ⅺ－３　指名業者の選定 97
Ⅻ　参考 102
Ⅻ－１　評価結果の公表 102
Ⅻ－２　低入札価格調査に該当した場合の取扱い 102
Ⅻ－３　品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格 106
Ⅻ－４　手持ち業務量に関する補足事項 107
Ⅻ－５　業務成績の評価に関する補足事項 108
Ⅻ－６　継続教育（CPD）の補足事項 110
Ⅻ－７　「休業」を取得している場合の CPD の評価対象期間の考え方 112
Ⅻ－８　単年度に完了しない技術提案を求める業務（複数年プロポ） 113
Ⅻ－９　一括審査方式 114
Ⅻ－１０　簡易公募型競争入札方式（簡易確認型）の運用（案） 116
Ⅻ－１１　専門分野一覧 124

Ⅰ　建設コンサルタント業務等における入札契約手続き区分と概要

Ⅰ－１　業種区分

建設コンサルタント業務等は、公共事業を施工するための基礎資料の作成等を担当し、守秘義務も課されうる極めて重要な業務であり、国土交通省地方整備局等では、建設コンサルタント業務等を受注するにふさわしい適切な業者の選定を行う一環として、資格審査を行ったうえ、「有資格業者名簿」に登録する制度を実施している。

このため、国土交通省中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建設コンサルタント業務等の受注を希望する業者は、中部地方整備局が作成する「有資格業者名簿」に登録される必要がある。

また、「有資格業者名簿」には、５つの業種区分が設けられており、業務発注時には、業務内容に適した１つの業種区分を選定して、業務発注を行う。

＜業種区分と業務内容＞

業　種　区　分	業　　務　　内　　容
測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務※	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、 建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建 築)、工事監理(電気)、工事監理(機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画)
土木関係建設コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川・砂 防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画・ 施工設備及び積算、建設環境、建設機械、地質、造園、 港湾及び空港、鉄道、電気・電子、農業土木、森林土木、水産土木、都市計画及び地方計画、その他
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊 補償、事業損失、補償関連、総合補償部門、不動産鑑定

※建築関係建設コンサルタント業務は本ガイドラインの対象外

Ⅰ－２　落札者の決定（契約相手方の特定）方法

建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、当該業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式のいずれかの方式を選定することを基本とする。

各手続きの区分及び概要は、以下のとおりとする。＜図１＞に各方式を選定する際の基本的な考え方を、＜図２＞に業務内容に応じた落札者（契約相手方の特定）決定方式の選定表＞を示す。

なお、技術提案・交渉方式により優先交渉権者が実施する技術協力業務および設計業務の発注にあたっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和７年２月）」によるものとし、事業促進ＰＰＰ（事業監理業務）の発注にあたっては、「国土交通省直轄の事業促進ＰＰＰに関するガイドライン（平成 31 年３月（令和６年 12 月一部修正））」によるものとする。

（１）　プロポーザル方式

業務の内容が、技術的に高度なもの又は、専門的な技術が要求される業務で、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。

なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するにあたり標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合や、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等に対する理解が、業務成果の品質確保に寄与する場合においてもプロポーザル方式を選定する。

ただし、予定価格の算出において、その過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については、総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。

なお、プロポーザル方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意する。

また、提案の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることに支障はないが、本件のために作成した CG、詳細図面等を用いることはできないことに留意する。

（２）　総合評価落札方式

事前に仕様は確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、より品質の高い業務の成果が期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。

総合評価落札方式には『標準型』及び『簡易型』を定める。

総合評価落札方式を選定し、当該業務の実施方針以外に、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は、『標準型』の総合評価落札方式を選定し、評価テーマに関する技術提案を求める必要のない場合は、『簡易型』の総合評価落札方式を選定する。

『標準型』においては、原則として価格と技術の評価に関する配点の比率を１：２とし、さらに、業務の難易度が高く、入札者に対して高度な技術提案を求める場合は、配点の比率を１：３とする。ただし、１：３で発注する場合は、事前に技術管理課と相談すること。

『簡易型』においては、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則１：１とする。

総合評価落札方式において提出を求める技術提案書のうち、評価テーマについては、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意する。

また、提案の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることはできないことに留意する。

（３）　価格競争方式

当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務で、上記（１）、（２）の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより、品質を確保できるときは価格競争方式を選定する。

＜図 1　各方式を選定する際の基本的な考え方＞

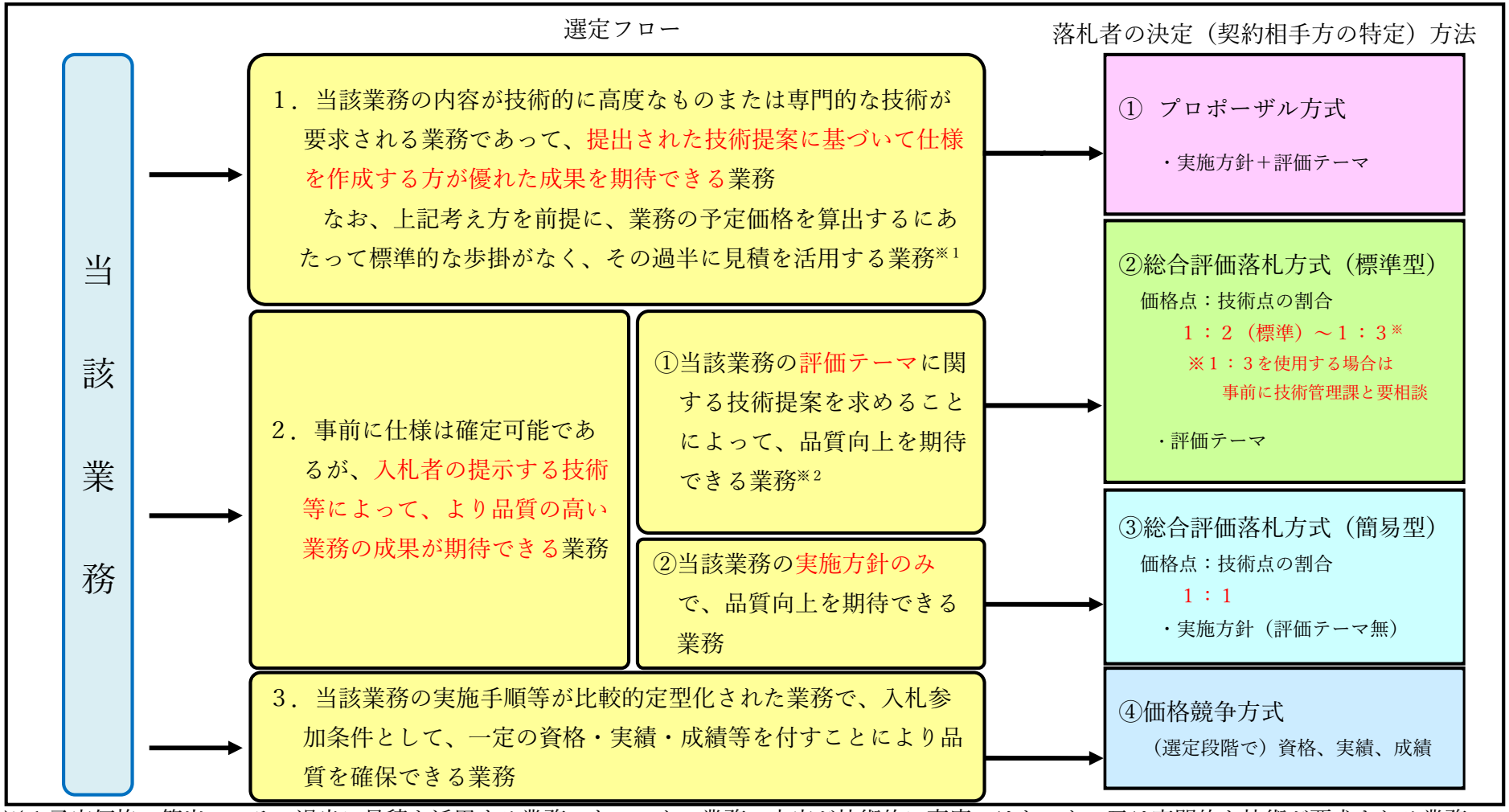

※1 予定価格の算出で、その過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については、総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

※2 協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

＜図 2　業務内容に応じた落札者の決定（契約相手方の特定）方式の選定表＞

落札者の決定（契約相手方の特定）方式の選定にあたっては、本選定表を目安として活用すること。

河川事業、道路事業、地質調査、測量調査、都市事業、下水道事業、の６事業について、事業毎に業務内容に応じた標準的な落札者（契約相手方の特定）決定方式を示す。この選定の際には、発注担当者は、業務内容との整合性を十分確認するものとする。

総合評価落札方式における価格点：技術点の割合の基本的な考え方は、価格競争との境界に近いものは【１：１】、プロポーザル方式との境界に近いものは【１：２】とする。

【１：３】を適用する業務については、事前に技術管理課に相談すること。

本事例は、業務内容と落札者（契約相手方の特定）決定方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。また、本事例については、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（業務・マネジメント部会）」での審議内容を踏まえ、適宜、見直しを実施する。

【河川事業】

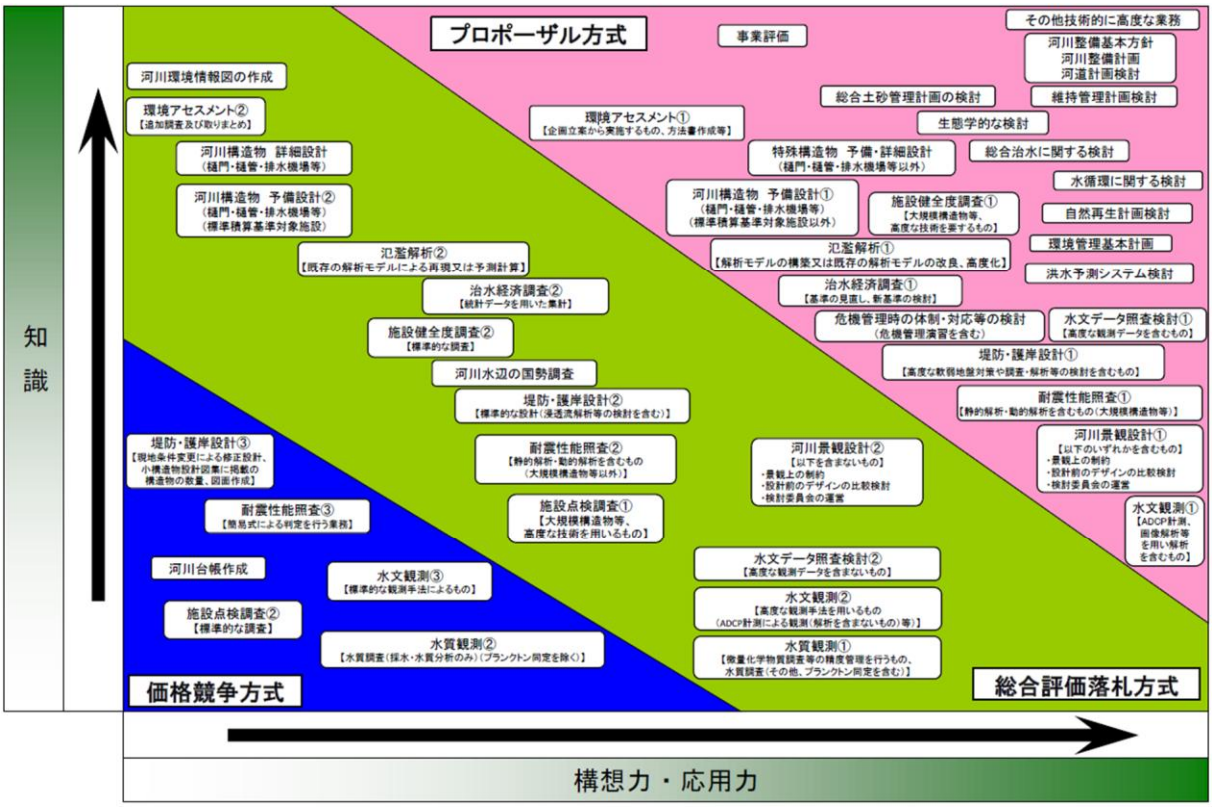

※海岸事業・砂防事業は、本表に準じて選定する。

【道路事業】

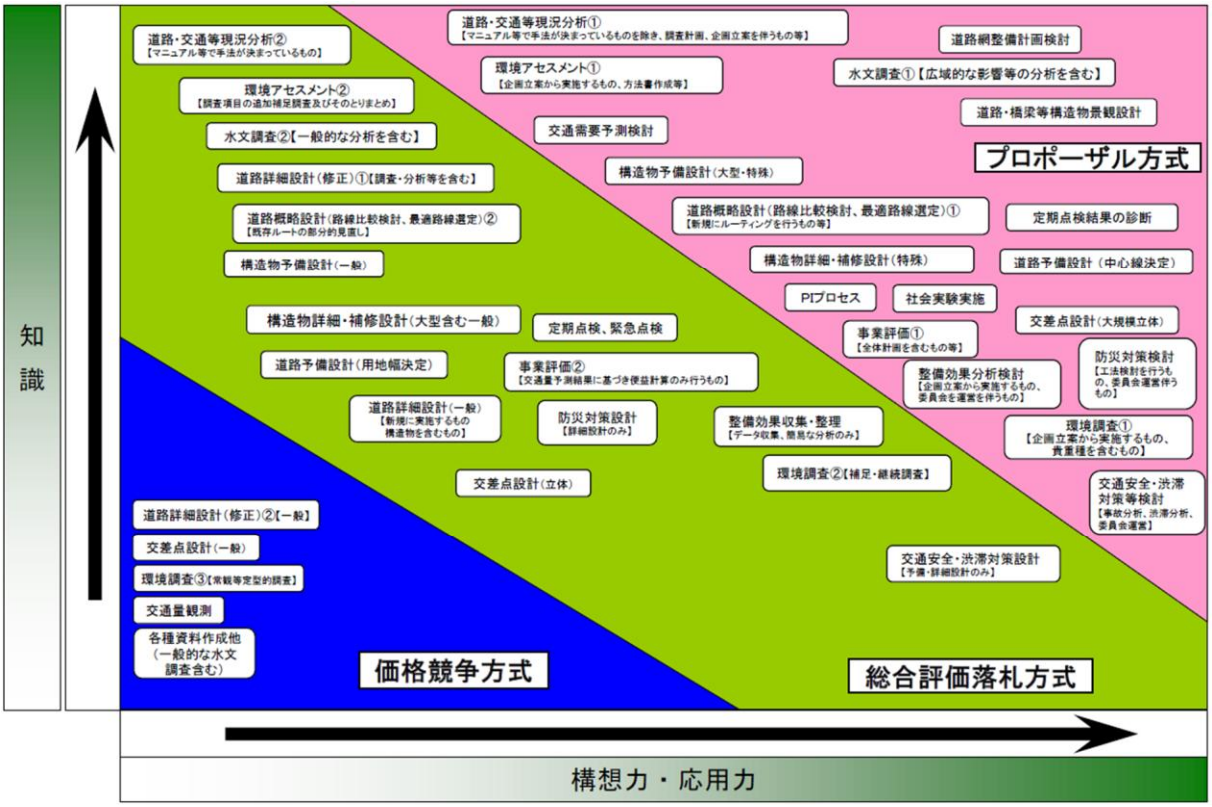
知識
道路・交通等現況分析②【マニュアル等で手法が決まっているもの】
環境アセスメント②【調査項目の追加補足調査及びそのとりまとめ】
水文調査②【一般的な分析を含む】
道路詳細設計（修正）①【調査・分析等を含む】
道路概略設計（路線比較検討、最適路線選定）②【既存ルートの部分的見直し】
構造物予備設計（一般）
構造物詳細・補修設計（大型含む一般）
道路予備設計（用地幅決定）
道路詳細設計（一般）【新規に実施するもの 構造物を含むもの】
交差点設計（立体）
道路詳細設計（修正）②【一般】
交差点設計（一般）
環境調査③【常観等定型的調査】
交通量観測
各種資料作成他（一般的な水文調査含む）
価格競争方式
定期点検、緊急点検
事業評価②【交通量予測結果に基づき便益計算のみ行うもの】
防災対策設計【詳細設計のみ】
道路・交通等現況分析①【マニュアル等で手法が決まっているものを除き、調査計画、企画立案を伴うもの等】
環境アセスメント①【企画立案から実施するもの、方法書作成等】
交通需要予測検討
構造物予備設計（大型・特殊）
道路概略設計（路線比較検討、最適路線選定）①【新規にルーティングを行うもの等】
構造物詳細・補修設計（特殊）
PIプロセス
事業評価①【全体計画を含むもの等】
整備効果収集・整理【データ収集、簡易な分析のみ】
環境調査②【補足・継続調査】
交通安全・渋滞対策設計【予備・詳細設計のみ】
道路網整備計画検討
水文調査①【広域的な影響等の分析を含む】
道路・橋梁等構造物景観設計
プロポーザル方式
定期点検結果の診断
道路予備設計（中心線決定）
社会実験実施
交差点設計（大規模立体）
整備効果分析検討【企画立案から実施するもの、委員会運営を伴うもの】
防災対策検討【工法検討を行うもの、委員会運営伴うもの】
環境調査①【企画立案から実施するもの、貴重種を含むもの】
交通安全・渋滞対策等検討【事故分析、渋滞分析、委員会運営】
総合評価落札方式
構想力・応用力

【地質調査】

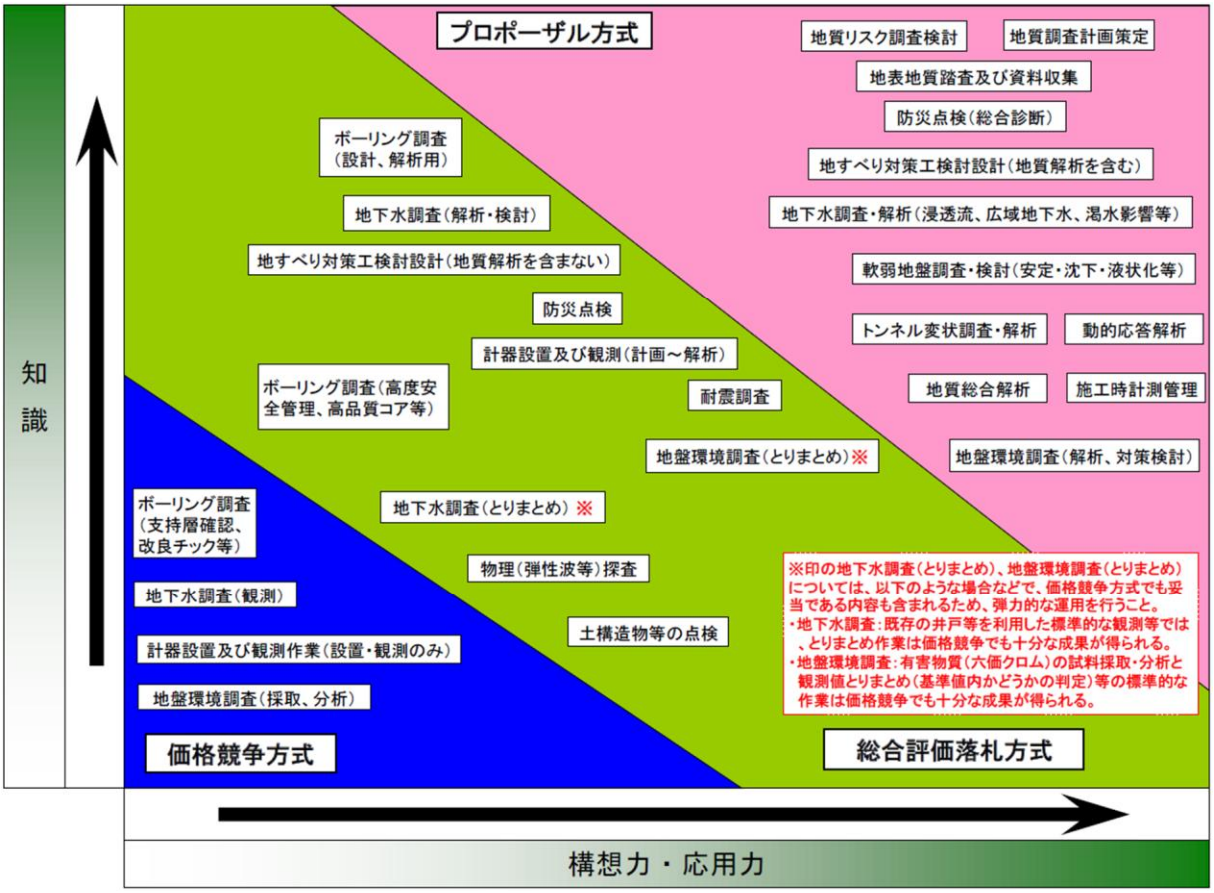
知識
ボーリング調査（支持層確認、改良チック等）
地下水調査（観測）
計器設置及び観測作業（設置・観測のみ）
地盤環境調査（採取、分析）
価格競争方式
ボーリング調査（設計、解析用）
地下水調査（解析・検討）
地すべり対策工検討設計（地質解析を含まない）
防災点検
計器設置及び観測（計画～解析）
ボーリング調査（高度安全管理、高品質コア等）
地下水調査（とりまとめ）※
物理（弾性波等）探査
土構造物等の点検
プロポーザル方式
地質リスク調査検討
地表地質踏査及び資料収集
防災点検（総合診断）
地すべり対策工検討設計（地質解析を含む）
地下水調査・解析（浸透流、広域地下水、渇水影響等）
軟弱地盤調査・検討（安定・沈下・液状化等）
トンネル変状調査・解析
地質総合解析
地盤環境調査（とりまとめ）※
地盤環境調査（解析、対策検討）
地質調査計画策定
耐震調査
動的応答解析
施工時計測管理
※印の地下水調査（とりまとめ）、地盤環境調査（とりまとめ）については、以下のような場合などで、価格競争方式でも妥当である内容も含まれるため、弾力的な運用を行うこと。
・地下水調査：既存の井戸等を利用した標準的な観測等では、とりまとめ作業は価格競争でも十分な成果が得られる。
・地盤環境調査：有害物質（六価クロム）の試料採取・分析と観測値とりまとめ（基準値内かどうかの判定）等の標準的な作業は価格競争でも十分な成果が得られる。
総合評価落札方式
構想力・応用力

【測量調査】

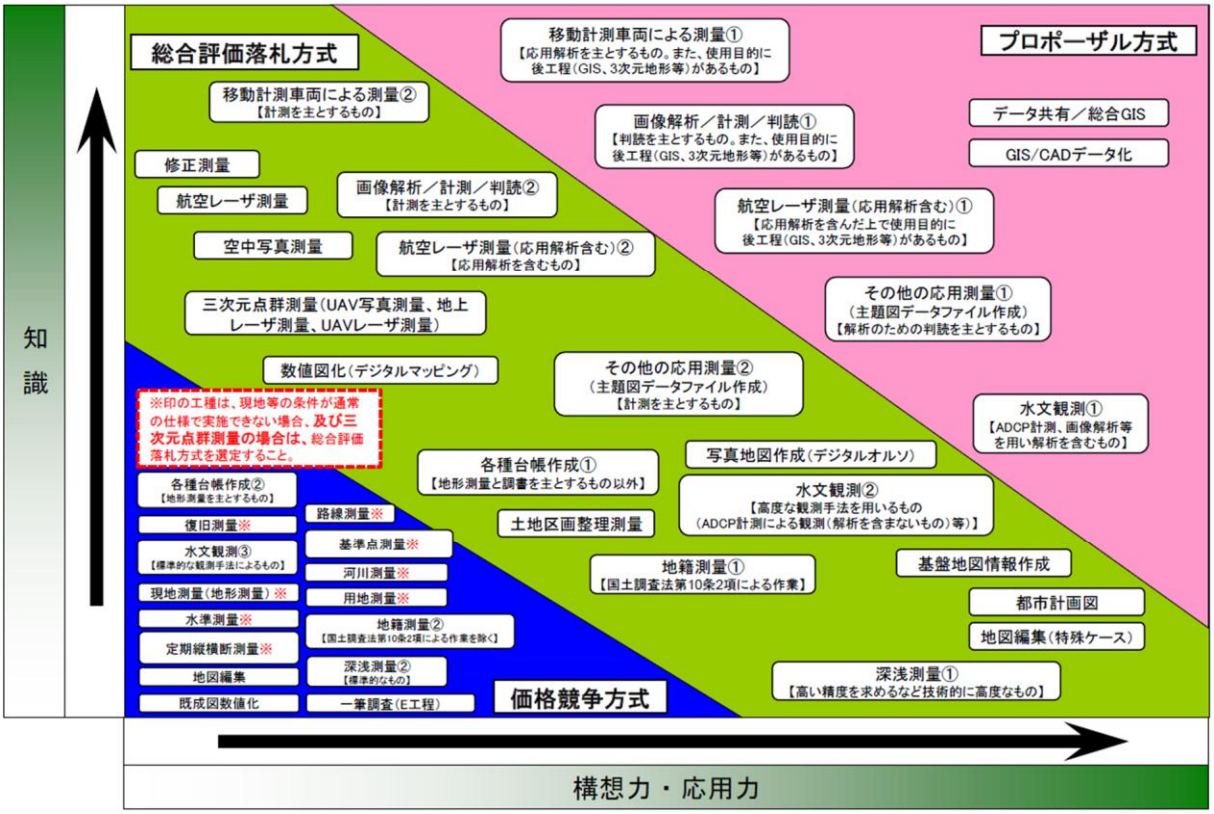

【都市事業】

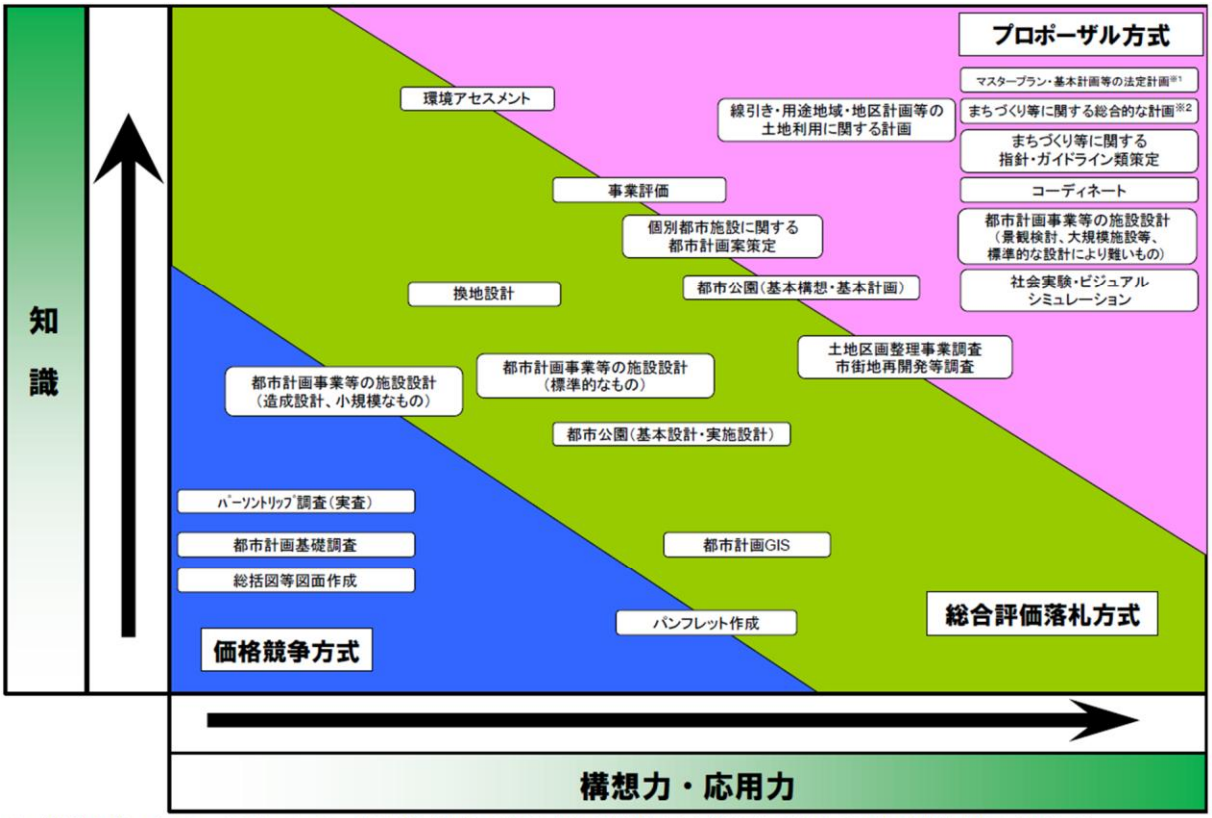

※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)・防災等に関する基本的な計画 等

【下水道事業】

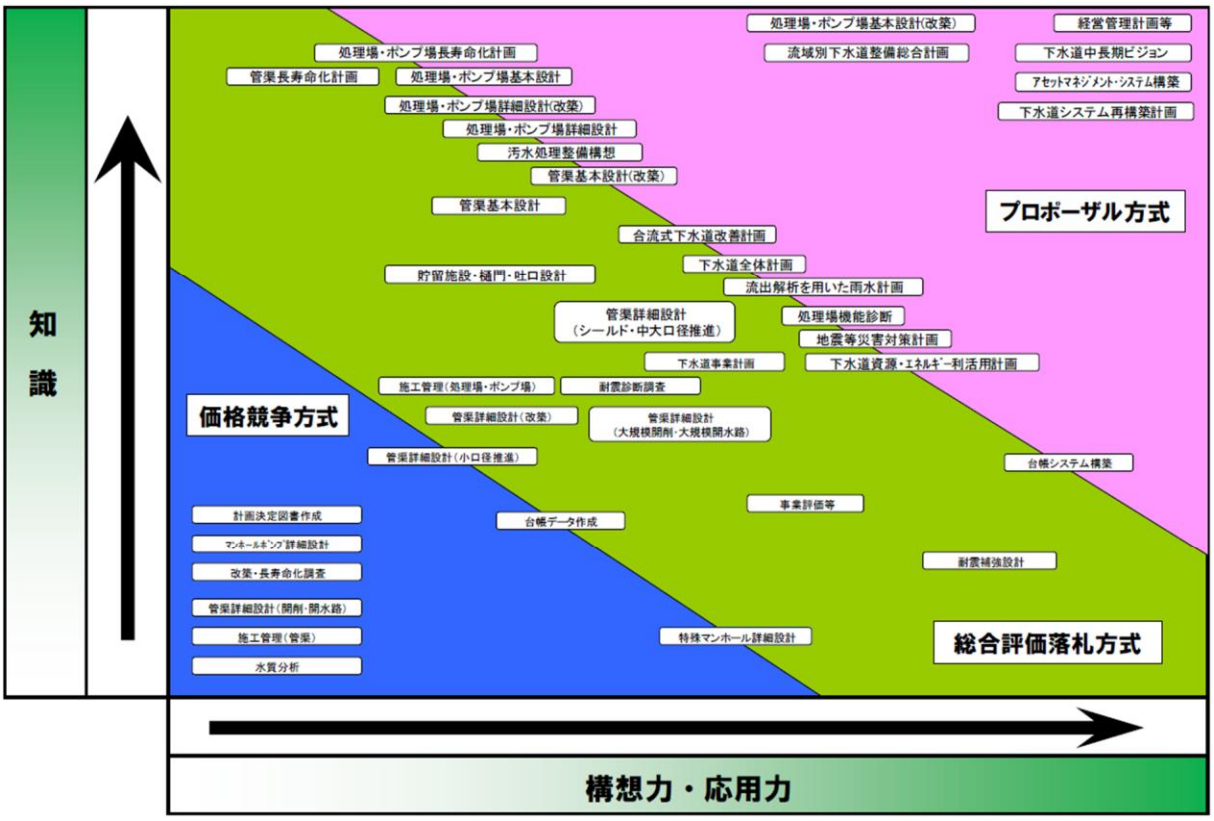
知識
構想力・応用力
プロポーザル方式
価格競争方式
総合評価落札方式
処理場・ポンプ場基本設計(改築)
経営管理計画等
処理場・ポンプ場長寿命化計画
流域別下水道整備総合計画
下水道中長期ビジョン
管渠長寿命化計画
処理場・ポンプ場基本設計
アセットマネジメント・システム構築
処理場・ポンプ場詳細設計(改築)
下水道システム再構築計画
処理場・ポンプ場詳細設計
汚水処理整備構想
管渠基本設計(改築)
管渠基本設計
合流式下水道改善計画
下水道全体計画
貯留施設・樋門・吐口設計
流出解析を用いた雨水計画
管渠詳細設計
(シールド・中大口径推進)
処理場機能診断
地震等災害対策計画
下水道事業計画
下水道資源・エネルギー利活用計画
施工管理(処理場・ポンプ場)
耐震診断調査
管渠詳細設計(改築)
管渠詳細設計
(大規模開削・大規模開水路)
管渠詳細設計(小口径推進)
台帳システム構築
事業評価等
計画決定図書作成
台帳データ作成
マンホール・ボング詳細設計
耐震補強設計
改築・長寿命化調査
管渠詳細設計(開削・開水路)
施工管理(管渠)
特殊マンホール詳細設計
水質分析

Ⅰ－３　入札参加者の選定方法

入札参加者の選定にあたっては、入札・契約手続きにおける透明性の確保、入札参加者間の公正な競争の促進、談合その他、不正行為排除を徹底する観点から、参加者を広く募集する公募型又は、一般競争を基本とする。

入札参加要件を設定する場合は、参加可能者数が一定者数以上確保できる要件とすることを基本とする。

ただし、価格競争方式を選択した業務のうち、特定の条件を満足する業務に限っては、通常の指名競争入札を選択することも、当面は可能とする。

なお、通常の指名競争入札で、１０者以上の指名選定候補者群の作成が困難な場合は「簡易公募型競争入札（拡大型）」にて手続きを行うこと。

公園・電気通信・機械設備等の発注における入札参加者の選定方法については、本局担当部局と調整し、あわせて業務実績、配置予定技術者に求める資格要件を決定すること。

（１）　公募型

- 業務における契約内容や入札の参加資格を設定し、参加者を募集
- 参加希望企業は、参加要件を証明する資料を付した参加表明書を提出
- 参加者の参加資格要件を確認・評価したうえで、成績上位の企業のみで競争を行う

＜図 3　公募型のイメージ＞

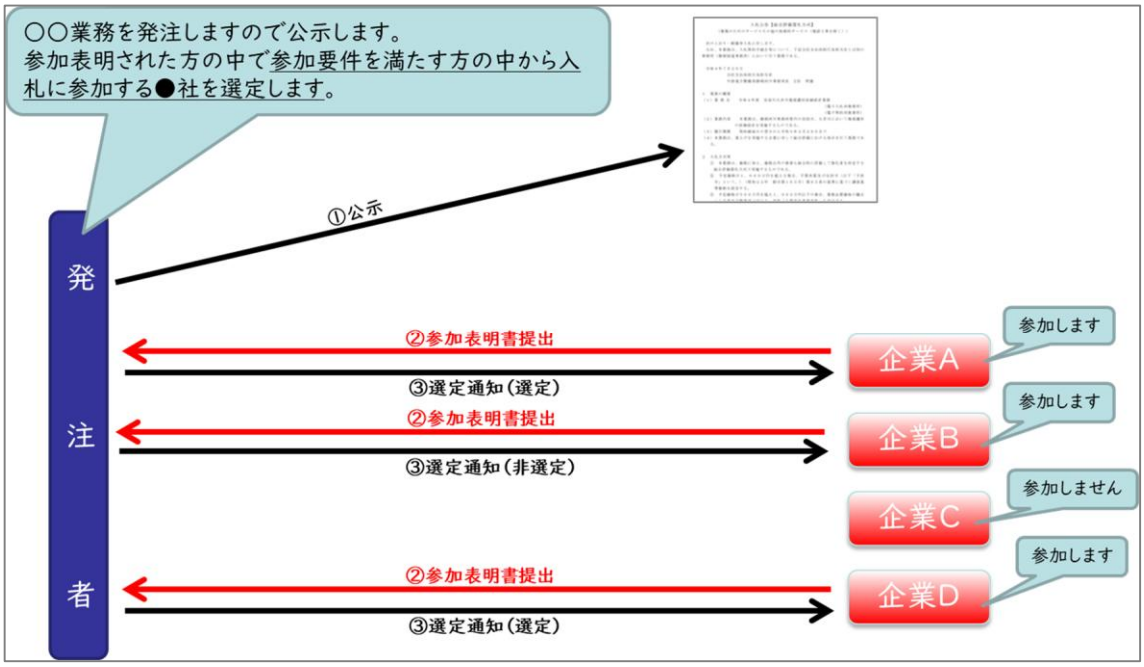

（２）　一般競争

- 業務における契約内容や入札の参加資格を設定し、参加者を募集
- 参加希望企業は、参加要件を証明する資料を付した申請書等を提出
- 参加者の参加資格要件を確認し、要件を満たす全ての企業で競争を行う

＜図 4　一般競争のイメージ＞

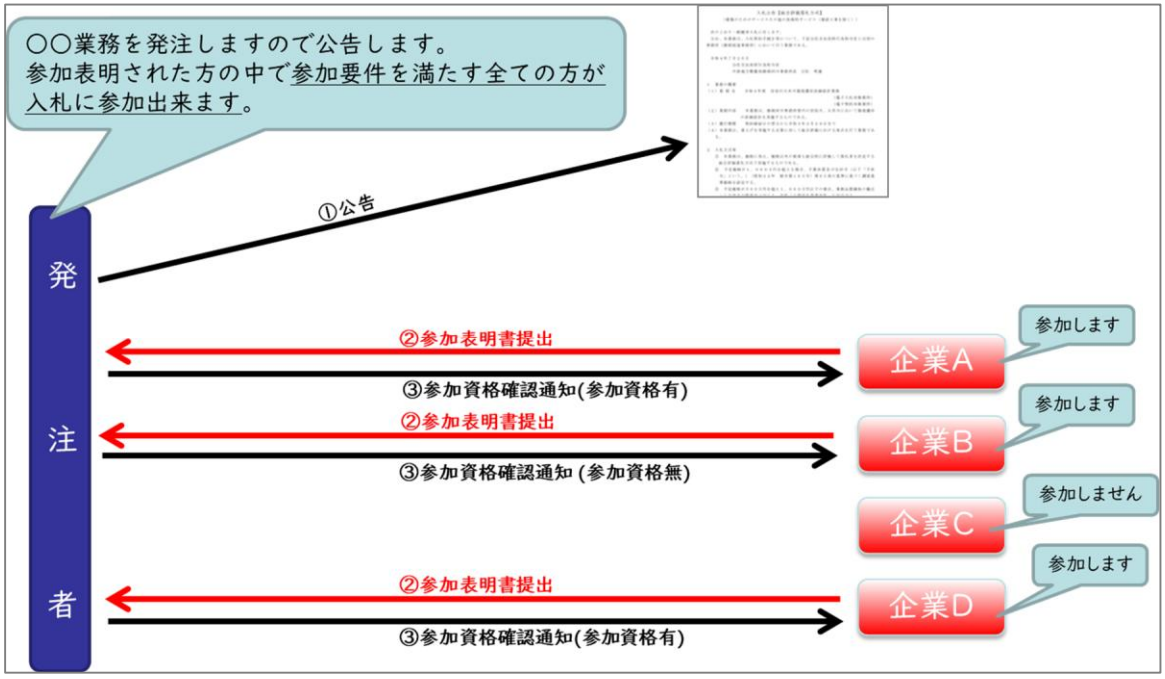

（３）　指名競争

- 業務における契約内容や入札の参加資格を設定し、発注者があらかじめ１０者※の企業を選定
  ※評価が同点で 10 番目の者が複数となる場合は、同点の者全てを選定する。
- 選定した企業に対し指名通知を行い、参加表明した企業で競争を行う

＜図 5　指名競争のイメージ＞

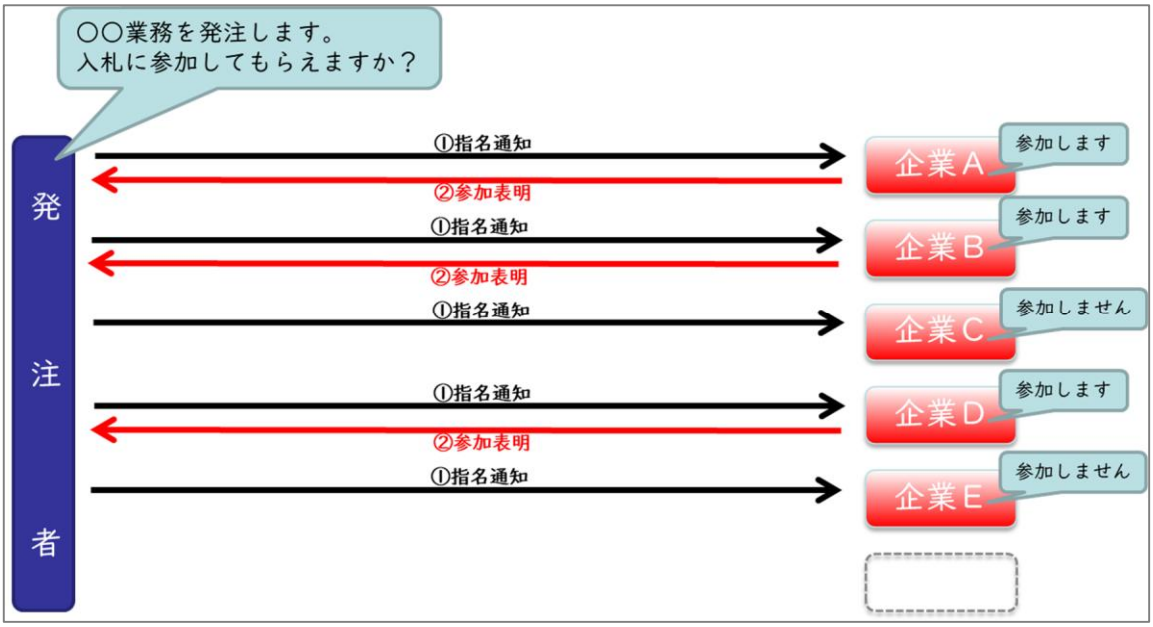

Ⅰ－４　落札者の決定（契約相手方の特定）方法と入札参加者の選定方法の組合せ

落札者の決定（契約相手方の特定）方法と入札参加者の選定方法の組合せについては、以下のとおりとする。

＜土木関係建設コンサルタント業務・測量・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務＞

落札者の決定（契約相手の選定）方法と参加者の選定方法の組合せ

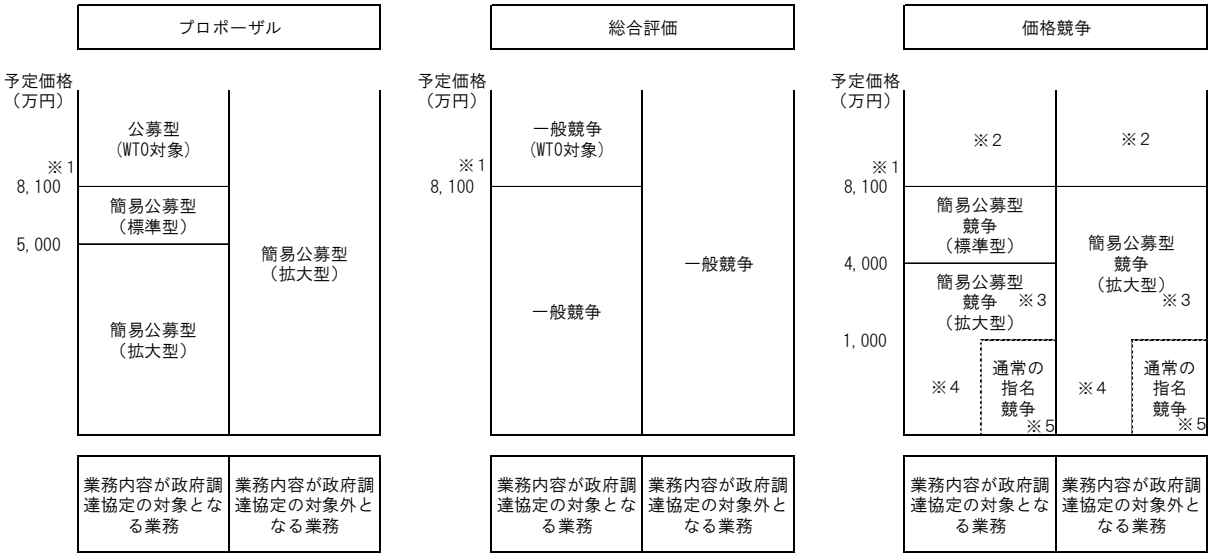

※１　8, 100万円は政府調達協定に基づく基準額（適用期間：令和６年４月１日から令和８年３月３１日）
※２　価格競争で8, 100万円を超える業務は、原則、総合評価で業務発注を行う。
※３　価格競争で1, 000万円以上4, 000万円未満の業務は、地域コンサルタントの活用拡大を目的として『地域型』を試行する。
※４　価格競争で1, 000万円未満の業務は、地域コンサルタントの更なる活用拡大を目的として『地域限定型』を試行する。
　　ただし、事務所管内又は県内に本店を有する企業のみで１０者以上の参加可能者数を確保出来ない場合は『地域型』を適用する。
※５　「通常の指名競争」は、事務所管内又は県内に本店を有する企業のみで１０者以上の候補者群を確保出来る場合にのみ適用出来る。

Ⅰ－５　入札参加者の選定方法毎の選定業者数

入札参加者の選定方法毎の選定業者数は以下のとおりとする。

＜入札参加者の選定業者数＞

落札者の決定(契約相手方の特定)方法	入札参加者の選定方法	選　定　業　者　数
プロポーザル方式	公募型	選定要件を満たす全ての者
	簡易公募型（標準型・拡大型）	
総合評価落札方式	一般競争	競争参加資格要件を満たす全ての者
価格競争方式	簡易公募型（標準型・拡大型）	１０者※
	通常の指名競争	１０者※

※評価が同点で、１０番目の者が複数となる場合は、同点の者全てを選定する。

Ⅰ－６　入札・契約手続きの概要

落札（特定）方式	業務の特性	入札参加者の選定方式	適用条件	備考
プロポーザル方式	当該業務の内容が技術的に高度なものまたは専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務 なお、上記考え方を前提に、業務の予定価格を算出するにあたって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する業務	**公募型**	･業務内容が WTO 政府調達協定の対象業務でかつ基準額（8,100 万円)以上の業務	
		簡易公募型（標準型）	･上記に該当せず、業務内容が WTO 政府調達協定の対象業務でかつ基準額（5,000 万円)以上の業務	
		簡易公募型（拡大型）	･上記２つに該当しない業務 ･入札契約手続きは標準型と同様	
総合評価落札方式	事前に仕様は確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、より品質の高い業務の成果が期待できる業務	**一般競争（ＷＴＯ）**	･業務内容が WTO 政府調達協定の対象業務でかつ基準額（8,100 万円)以上の業務	見積併用可
		一般競争	･上記に該当しない業務	
価格競争方式	当該業務の実施手順等が比較的定型化された業務で、入札参加条件として、一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務	**簡易公募型競争（標準型）**	･業務内容が WTO 政府調達協定の対象業務で 8,100 万円未満かつ 4,000 万円以上の業務	見積併用可
		簡易公募型競争（拡大型）	･上記に該当しない業務 ･入札契約手続きは標準型と同様	
		通常の指名競争	･1,000 万円未満の業務 ･ただし事務所管内又は県内に本店を有する企業のみで１０者以上の候補者群が作成可能な業務に限る	

注１）　金額による適用条件の設定は予定価格（税込）で判断すること。

注２）　総合評価落札方式及び、価格競争入札方式でも、予定価格の一部又は全部について見積を活用することができる。

II　中立かつ公平な審査・評価の確保

II－1　外部委員の審査・意見聴取

プロポーザル方式又は総合評価落札方式により手続きを行う場合は、技術提案の審査が中立かつ公正に行われるよう、原則として外部委員のみで組織された総合評価審査委員会第三部会（地域部会含む）（以下「委員会」という。）において審査又は意見聴取を実施する。なお、時間的猶予がない場合は、２名以上の委員による持ち回り委員会で審査も可とする。

総合評価審査委員会	対　象　業　務
第三部会	本官業務、発注者支援業務、公物管理業務、地整統一業務 ※発注者支援業務、公物管理業務、地整統一業務については 地整統一スケジュールで発注するものに限る。
地域部会	分任官業務

なお、委員会において審査又は意見聴取する業務及び内容は以下のとおりとする。

○プロポーザル方式

全ての業務について、技術提案の審査を行うものとする。なお、評価方法（評価項目、評価基準及び配点）については、あらかじめ包括的な審査を実施するものとする。

高度な業務を対象に、外部の学識者等で構成する専門委員会を、個別業務毎に設置し技術提案の審査を実施することも可能とする。

○総合評価落札方式

複数の業務に共通する評価方法に関すること、評価項目、配点割合等を標準から変更する業務については、評価項目、評価基準及び配点の決定方法について意見聴取を行う。

II－2　技術提案に関する機密の保持

提出された技術提案は、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、発注者は、他者に技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること。

また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、発注者はその取扱いに留意する。

また、総合評価審査委員会等の外部委員についても、本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

III 建設コンサルタント業務等における入札時の手続き

建設コンサルタント業務等のうち、プロポーザル方式及び総合評価落札方式は、技術提案を評価のうえ、落札者を決定（契約の相手方を特定）する。

また、価格競争方式についても、公募形式の場合は、業務の実施に係る技術力を把握するための技術資料を評価のうえ、入札参加者を選定する。

そのため、建設コンサルタント業務等の発注にあたっては、説明書（仕様書、評価基準を含む）において、次に示す情報を明示するとともに、示された評価基準に基づき評価すること。

なお、発注者支援業務等※1については、業務毎に定められた「入札実施要項」に基づき手続きを行う。

※1　発注者支援業務等及び業務毎に定められた「入札実施要項」は以下のとおり。

＜発注者支援業務＞

・積算技術業務【発注者支援業務（積算技術業務）入札実施要項】
・工事監督支援業務【発注者支援業務（工事監督支援業務）入札実施要項】
・技術審査業務【発注者支援業務（技術審査業務）入札実施要項】

＜公物管理補助業務＞

・道路許認可審査・適正化指導業務
　【公物管理補助業務（道路許認可審査・適正化指導業務）入札実施要項】
・河川巡視支援業務【公物管理補助業務（河川巡視支援業務）入札実施要項】
・河川許認可審査支援業務【公物管理補助業務（河川許認可審査支援業務）入札実施要項】
・ダム管理支援業務【公物管理補助業務（ダム管理支援業務）入札実施要項】
・堰・排水機場等管理支援業務【公物管理補助業務（堰・排水機場等管理支援業務）入札実施要項】

＜用地事務補助業務＞

・用地補償総合技術業務【発注者支援業務（用地補償総合技術業務）入札実施要項】

＜その他　地整統一業務（在席）＞

・資料作成業務、道路情報管理業務【発注者支援業務に準拠】

Ⅲ－１　一般事項

① 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、説明書において詳細を明らかにして、手続開始の公示等において明記すること。

② 技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び、評価に関する書類（以下「評価基準」という。）において定める場合は、説明書の一部として交付すること。

③ 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、説明書（仕様書を含む。）において明らかにすること。

④ 技術的要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定すること。

⑤ 必須の要求要件については、実際に必要とする最低限の内容に限ること。

⑥ 必須以外の要求要件については、評価基準で定める評価項目に限ることとし、評価の対象としないものは記載しないこと。

⑦ 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（技術等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載すること。

Ⅲ－２　評価基準の設定方法

① 評価に関する基準は、評価項目、得点配分（プロポーザル方式の場合は技術等の得点、総合評価落札方式の場合は入札価格の得点及び技術等の得点）、その他の評価に必要な事項を、説明書（評価基準を含む。）において明らかにすること。

② 技術等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、適切に設定すること。

③ 総合評価落札方式の場合、技術提案の内容が、調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超えたものは、評価の対象からは除外すること。

④ 技術等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すこと。あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものは、当該評価項目毎にその旨を明記すること。

⑤ 総合評価落札方式の場合、入札価格の得点と技術等の得点との配点割合は、当該調達及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定すること。

⑥ 業務に多数の参加者が想定される場合は、業務内容に応じて業務拠点等の設定により、要件を満たす者が一定者数以上となるように設定すること。

Ⅲ－３　評価の方法

① 評価は、説明書（仕様書及び評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、説明書に記載されていない技術等は評価の対象としない。

② 技術等の評価は、調達機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うこと。

③ また、当該審査に当たっては、全ての参加者に共通の基準で行うこととし、特定の参加者の評価に特定の方法を用いない。

④ 必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を説明書において明らかにするものとし、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

⑤ 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。

⑥ 技術等の評価に当たり、実施試験を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を説明書において明らかにするものとする。

Ⅳ 建設コンサルタント業務等における設計共同体の取扱い

Ⅳ－１　基本的な考え方

企業の得意分野を活かした業務の品質向上対応等の観点から、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により発注する際には、単体企業に加え、設計共同体にも参加を認める。

ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。

また、設計共同体の参加を認める業務については、1 件につき予定価格が一定の金額以上などの金額基準を設けない。

業務完了時、設計共同体の各々の構成員に対し、業務実績及び業務成績等を付与する。

Ⅳ－２設計共同体の設定を行わない業務

設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる業務の場合は、設計共同体の設定を行わない。

① 明確な役割分担ができない業務

業務として一連の作業等が必要な業務。ただし、区域による区分が可能である場合は除く。

例：主要な調査・検討項目が一つしかない業務

② 作業分担により大きく品質向上が期待できない業務

作業規程等により調査方法や成果の精度が定められている業務及び再委託の活用で足りる業務

例：測量業務、交通量測定業務、騒音・振動測定業務　等

③ 役割分担（得意分野）の詳細な確認ができない方式で発注する業務

価格のみによる競争で発注する業務（一般競争入札、簡易公募型競争入札）

※技術提案書の提出を求めないことから、実施体制等について詳細な確認が困難なため

④ その他

発注者支援業務等、本ガイドラインによらず業務発注するものについては、各々の基準に基づいて設定する。

設計共同体の申請内容のうち、代表者・構成員の業務の分担構成が不明確又は不自然な場合、又は必要以上に細分化されている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合は、申請を認めない場合がある。

Ⅴ　発注方式の選定フロー

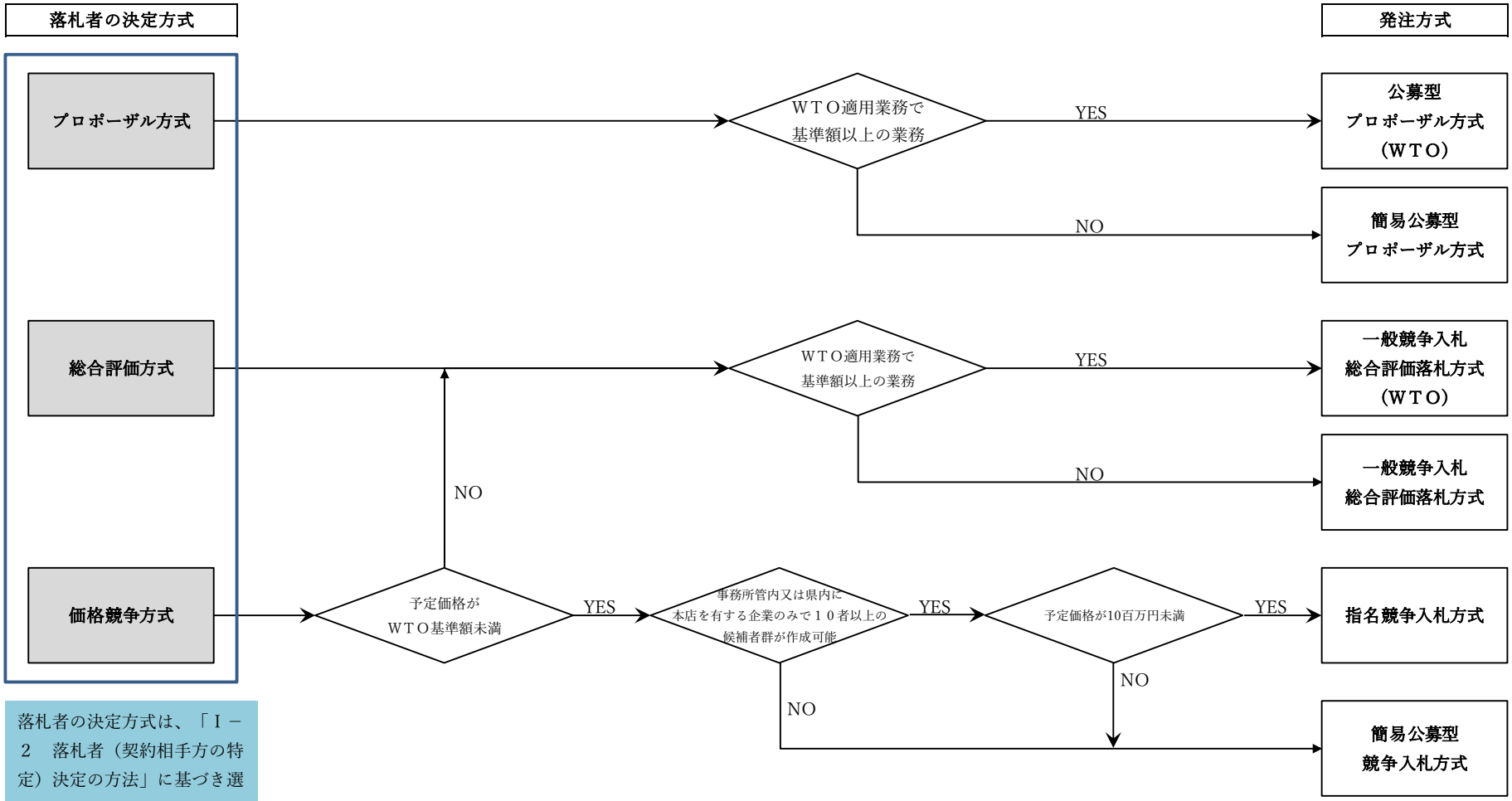

落札者の決定方式は、「Ⅰ－２　落札者（契約相手方の特定）決定の方法」に基づき選定すること。

※ＷＴＯ政府調達協定に基づく基準額は、８１百万円（適用期間：令和６年４月１日から令和８年３月３１日）
※総合評価落札方式における価格点：技術点の割合は「図２　業務内容に応じた落札者（契約相手方の特定）決定方式の選定表」による。

VI 発注方式別の具体的な実施手順

VI－１　プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を採用した場合の、標準的な手順は以下のとおりとする。

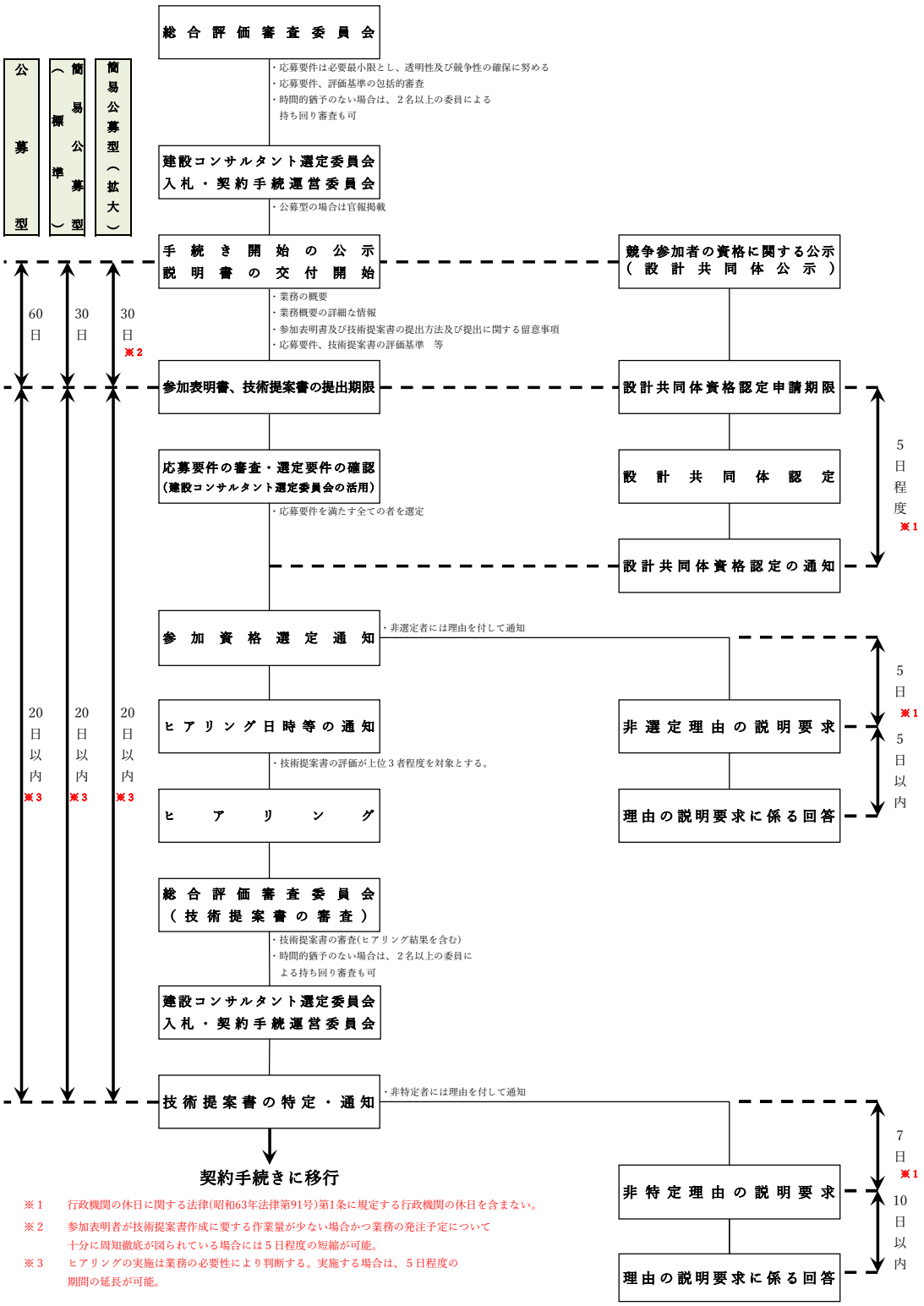

※１　行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
※２　参加表明者が技術提案書作成に要する作業量が少ない場合かつ業務の発注予定について十分に周知徹底が図られている場合には５日程度の短縮が可能。
※３　ヒアリングの実施は業務の必要性により判断する。実施する場合は、５日程度の期間の延長が可能。

VI－２　総合評価落札方式の実施手順

総合評価落札方式を採用した場合の、標準的な手順は以下のとおりとする。

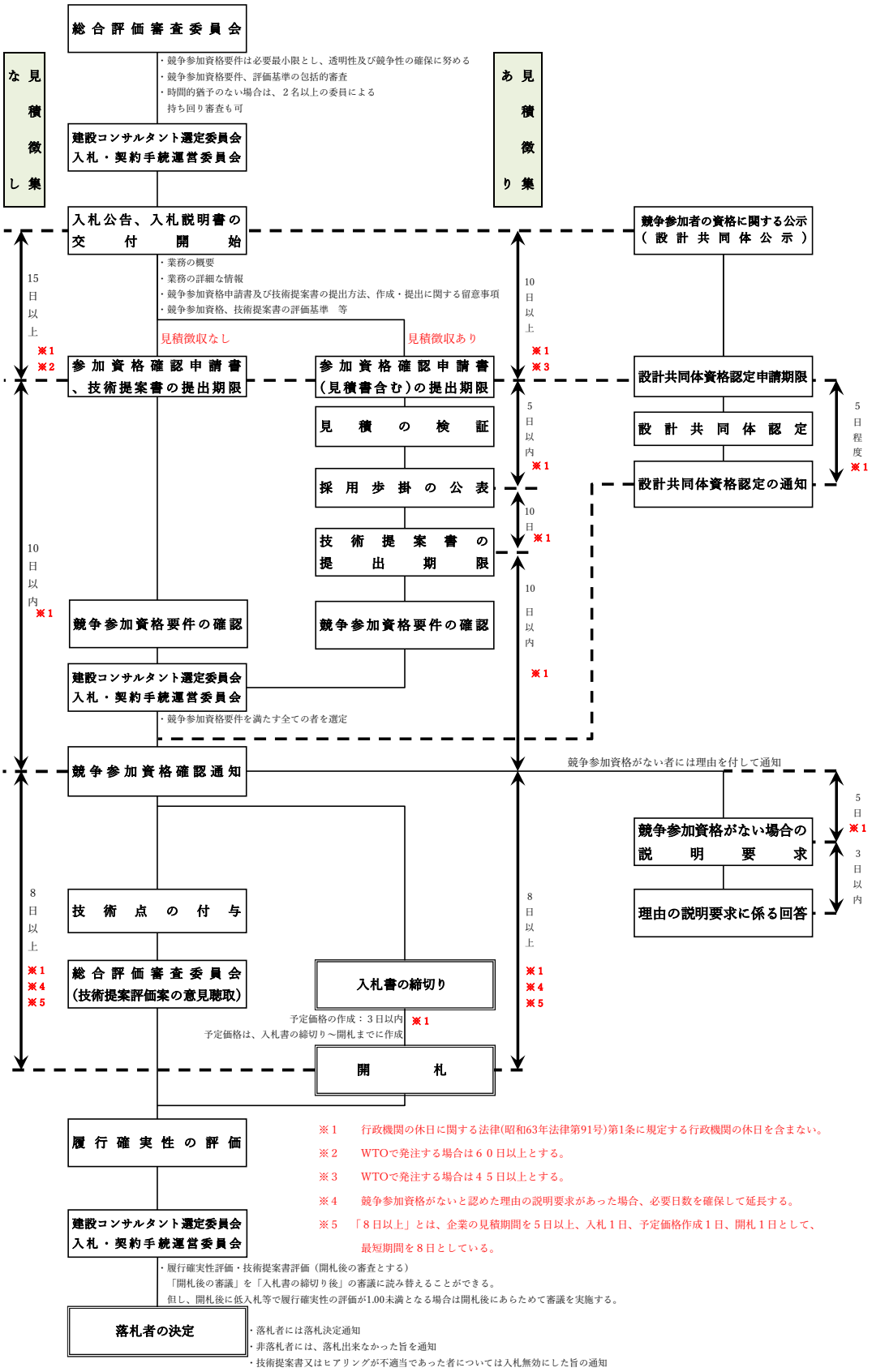

VI－３　価格競争方式(簡易公募型競争入札)の実施手順

簡易公募型競争入札方式を採用した場合の、標準的な手順は以下のとおりとする。

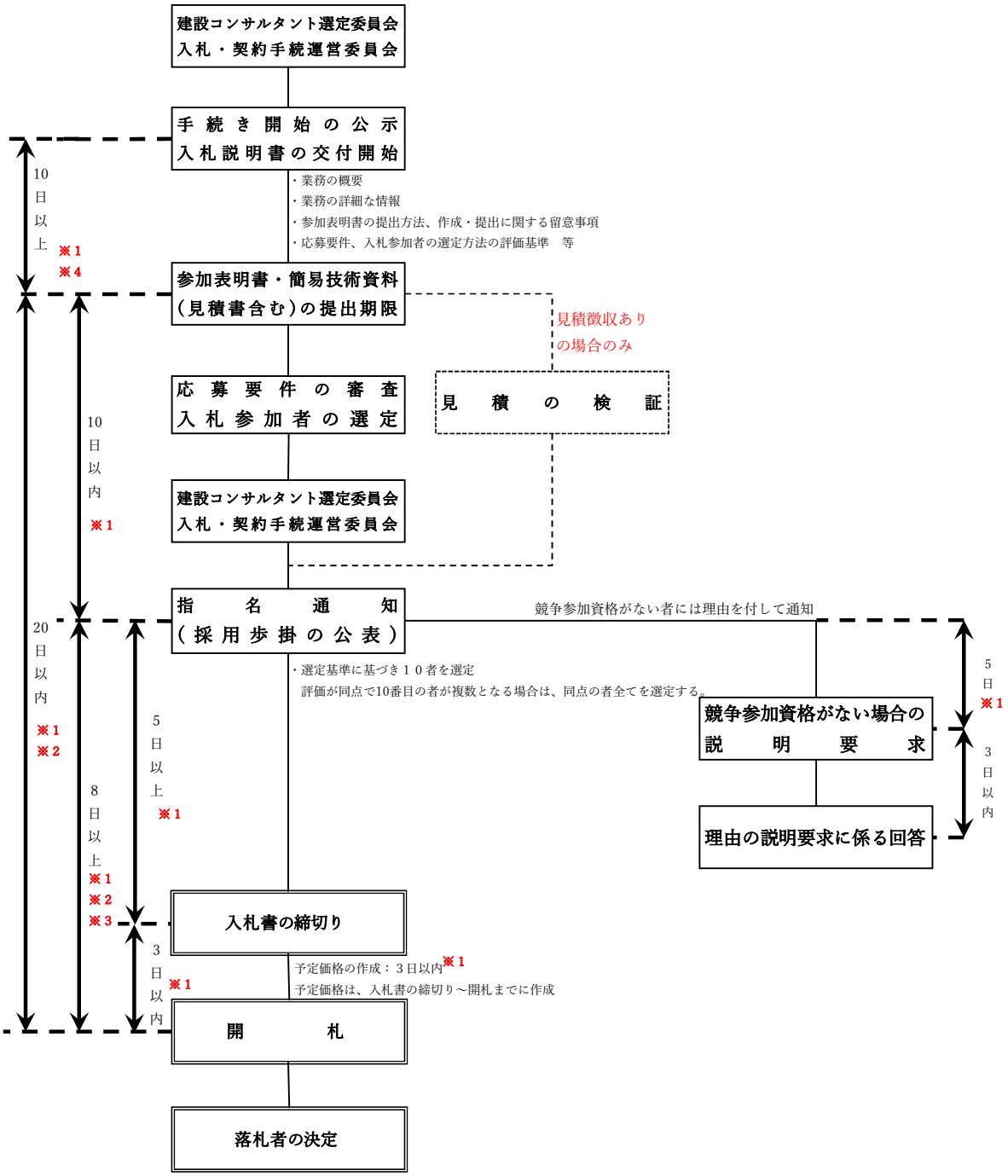

※１　行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

※２　競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延長する。

※３　「８日以上」とは、企業の見積期間を５日以上、入札１日、予定価格作成１日、開札１日として、最短期間を８日としている。

※４　５日まで短縮可能。ただし見積を徴収する場合は短縮不可。

VI－４　価格競争方式(指名競争入札)の実施手順

指名競争入札方式を採用した場合の、標準的な手順は以下のとおりとする。

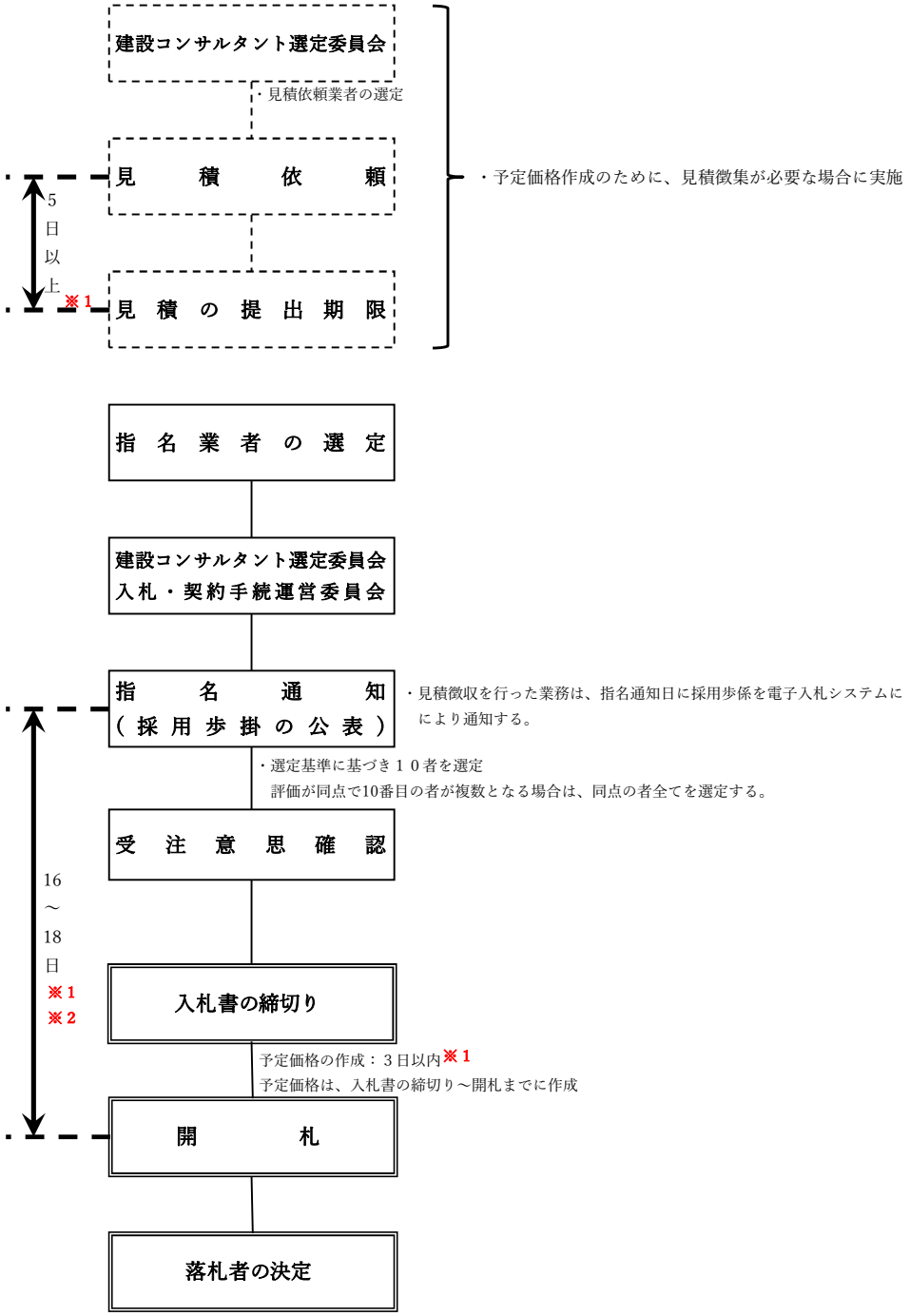

※１　行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

※２　企業の見積期間を１３日、入札１日、予定価格作成１～３日、開札１日として、期間を１６～１８日としている。

VII 選定要件及び競争参加資格要件の設定

「選定要件」とは、プロポーザル方式における技術提案書の提出者に求める必須要件であり、「競争参加資格要件」とは、総合評価落札方式または価格競争方式における入札参加者に求める必須要件であるため、要件を満たさない者の参加は認められない。

要件の設定にあたっては、業務の内容に応じた必要最低限の要件とし、透明性及び競争性の確保に努める。

Ⅶ－１　発注方式別の要件設定

プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式の各方式別の選定要件及び競争参加資格要件は以下を標準とする。

業務内容により、条件の追加や削除を行う場合は、業務発注前に技術管理課に相談した上で実施すること。

応募要件及び競争参加資格要件			プロポーザル方式	総合評価落札方式	価格競争方式 （簡易公募型競争入札）
基本的要件		予決令及び会計令	◎	◎	◎
		一般競争参加資格	◎	◎	◎
		会社更生法又は民事再生法	◎	◎	◎
		指名停止の措置	◎	◎	◎
		警察当局から排除要請	◎	◎	◎
		設計共同体の認定	◎	◎	－
		資本関係及び人的関係に関する要件	◎	◎	◎
参加表明者に求める要件		業務実績	◎	◎	◎
		地域要件（業務拠点）	△	○	○
		業務実施体制	◎	◎	◎
		中立性・公平性	△	△	△
		守秘性	－	－	－
配置予定技術者に求める要件	管理技術者 （主任技術者） （主任担当者）	資格	◎	◎	◎
		業務実績	◎	◎	◎
		手持ち業務量	○	○	○
		直接雇用関係	△	△	△
	照査技術者	資格	△	△	△
	担当技術者	資格	△	△	△
技術提案書に関する要件			◎	◎	－
見積書に関する要件			◎	△	△

「◎」：必須項目、「○」：原則設定する項目、「△」：必要に応じて設定する項目、「－」：対象外とする項目

※　原則設定する項目「○」については、競争性を確保することが困難な場合に評価項目から除外することも可能とする。

※　必要に応じて設定する項目「△」については、業務内容応じて、評価項目として設定することも可能とする。

Ⅶ－２　基本的要件

単体企業

（１）　予決令及び会計令　【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定は以下のとおり。当該規定に該当する者の参加は認めない。

予算決算及び会計令　抜　粋

第二節　一般競争契約　第一款　一般競争参加者の資格

（一般競争に参加させることができない者）

第７０条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第７１条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

【要件】

予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）　一般競争参加資格　【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

建設コンサルタント等業務は、公共事業を施工するための基礎資料の作成等を担当するため、各地方整備局等では、受注するにふさわしい適切な業者の選定を行うための一環として、資格審査を行った上、有資格業者名簿に登録する制度を実施している。

このため、有資格業者名簿に登録されていない企業等は入札に参加することはできない。

【要件】

中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における業種区分※1に係る令和７・８年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定※2を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注する建設コンサルタント等業務に参加するためには、一般競争（指名競争）参加資格の審査・認定を受け、「有資格業者名簿」に登録される必要がある。

※１　業種区分には以下の５種があり業務内容に応じて業種区分を選択する。

①測　量
②建築関係建設コンサルタント業務
③土木関係建設コンサルタント業務
④地質調査業務
⑤補償関係コンサルタント業務

※２　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、プロポーザル方式の場合は「特定通知の日」、総合評価落札方式・価格競争方式の場合は「開札の日」までに、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、２年毎に行われる一般競争（指名競争）参加資格の更新時期に、早期発注等で業務の発注を行う場合は、入札説明書で当該資格の認定を受けていなければならない時期を明確にする。

（３）会社更生法又は民事再生法　【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

【要件】

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）　指名停止の措置　　【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

指名停止等の措置要領に基づき、贈賄及び不正行為、事故等に基づく指名停止の措置を受けた有資格者は、措置期間中は、入札へ参加することはできない。

【要件】

申請書等の提出期限の日から見積合わせの時※1までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

※1　プロポーザル方式の場合は「申請書等の提出期限の日から見積合わせの時」とするが、総合評価落札方式・価格競争方式の場合は「申請書等の提出期限の日から開札の時」とする。

（5）　警察当局から排除要請　　【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

国土交通省のあらゆる契約から、暴力団排除を徹底するため、国土交通省と警察庁で「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を締結している。

本合意書には、国土交通省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に関する下請契約、再委託契約等を含み、土地等の取得等に伴う損失補償等を除く。）からの、暴力団排除を徹底するため、具体的な排除措置や不当介入を受けた場合の措置等を定めるとともに、警察との密接な連絡体制を定めている。

本合意書に基づき、警察当局から排除要請があった企業等は、入札へ参加することはできない。

【要件】

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

設計共同体

（6）　設計共同体の認定　　【プロポ・総合評価のみ】

プロポーザル方式及び総合評価落札方式で発注する業務については、設計共同体での参加を認めることを基本とする。

ただし、価格競争方式で発注する業務のほか「Ⅳ－２設計共同体の設定を行わない業務」に該当する場合は、本要件を適用しないことも可能とする。

【要件】

上記の（1）～（5）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、中部地方整備局長から設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置する。

その他

（7）　資本関係及び人的関係に関する要件【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

競争の公正性の確保の観点等から、競争の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、一定の制限を加える。

【要件】

参加表明者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局随意契約見積心得第4条第2項※1の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。）の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ⅰ）会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3）会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4）組合の理事

5）その他業務を執行する者であって、1)から 4)までに掲げる者に準ずる者

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※１　プロポーザル方式の場合は「中部地方整備局随意契約見積心得第４条第２項」とするが、総合評価落札方式・価格競争方式の場合は「中部地方整備局競争契約入札心得第４条の３第２項」とする。

＜同時参加が禁止される資本関係・人的関係のイメージ＞

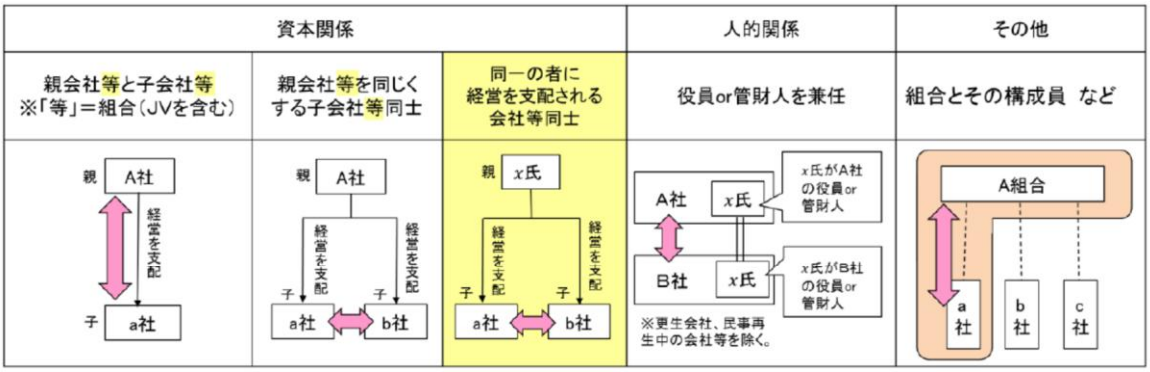

「経営を支配」とは

① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有※1
② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当
　イ　自己所有等議決権数の割合※2が50%超
　ロ　取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3
　ハ　重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
　ニ　負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）※4の割合が50%超
　ホ　その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
③ 自己所有等議決権割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※1　更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
※2　自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
※3　自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
※4　自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。
（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の2）

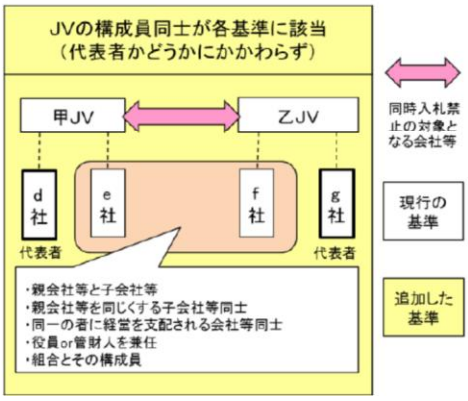

Ⅶ－３　参加企業に求める要件

（１）　業務実績　【プロポ・総合評価・価格競争（簡易公募型）　共通】

業務実績として設定する同種又は類似業務は、発注する業務内容から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、極端に絞り込みすぎないよう適切に設定するとともに、抽象的な表現等を避け、できる限り客観的かつ具体的に記載する。また、業務実績を満たす参加可能者が以下で示す一定者数以上あることを確認し、競争性を確保すること。

なお、類似業務を要件として設けず、同種業務のみ設定することも可能とする。ただし、業務実績は、基本事項（企業）の評価項目ではないが、基本事項（技術者）の評価項目であり、技術者の同種・類似業務は原則として企業と同様とすることから、基本事項（技術者）の業務実績が同評価となることにも留意して検討すること。

業　種　区　分	業　務　実　績　の　設　定　者　数
土木関係建設 コンサルタント業務	同種業務のみで実績を満たす参加可能者数が３０者以上。類似業務を含め実績を満たす参加可能者数が６０者以上。 （同種業務のみで実績を満たす参加可能者数が６０者以上の場合は、類似業務の設定は不要。）
測　量 地質調査業務 補償関係 コンサルタント業務	同種又は類似業務の実績を満たす参加可能者数が３０者以上。 （ただし、継続的に実施している業務で、前年度に１者参加・応札であった場合は、同種又は類似業務の条件を緩和すること。）

※簡易公募型競争（地域限定型）においては、同種又は類似業務の実績を満たす参加可能者数が１０者以上となるよう参加要件を設定すること。

業務実績は、（過去１０年間、公示日現在）を基本とするが、次の場合は、これに因らないことができる。

ア）同種又は類似業務の実績に関し、年数を限定することにより、業務実績を満たす企業等を一定数以上確保できない場合は、年数を限定しないで設定することができる。

イ）同様な業務であっても、過去の実績と現在の実績を比較し実施手法が大きく変更される等により、実績の期間を限定することで、品質の向上が図られる場合は、適宜、業務実績を認める期間を設定することができる。

同種又は類似業務として、２種類以上の条件を設定する場合には、「同一業務の実績のみ認める。」のか、「同一業務の実績で無くても良い。」のかを明記すること。

発注機関の限定は原則行わないものとする。また、「直轄河川における」や「直轄国道における」等の表現も発注機関を限定することになるため原則行わないものとする。

ただし、やむを得ず限定を行う必要がある場合は、少なくとも「国、都道府県、政令指定都市又は特殊法人等における業務の実績」とし、設定の必要性を整理すること。

なお、国立大学法人は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とされており、同法の施行令において、特殊法人に含まれないことから対象外とする。

業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務、あるいは都道府県等における業務等）も実績として認める。ただし、業務の実績のうち中部地方整備局（港湾空港関係除く）及び、他地方整備局等の実績で、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満の場合は実績として認めない。

国土交通省（本省）の部局が発注する業務については、建設コンサルタント業務ではないが、業務内容を確認し実績として認める。

また、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

業務実績に関しては、原則、海外事業の実績は認めないが、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において認定された海外事業の実績については、国内の実績と同様と扱うものとし、実績として認める。

なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において認定された海外事業の実績で申請する場合は、認定証の写しを添付することを必須とする。

【要件】

参加表明者は、平成●●年度以降※1公告日まで完了した以下に示す同種又は類似業務において、１件以上の実績を有していること。ただし、当該実績が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づき成績評定が行われ、業務評定が６０点未満である場合は、業務実績として認めない。また、再委託による業務の実績についても、業務実績として認めない。国土交通省（本省）の部局が発注する業務については、建設コンサルタント業務ではないが、業務内容を確認し実績として認める。

同種業務：○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。

設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員ともに同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

業務実績が、設計共同体で受注した実績の場合は、参加表明者の分担業務の実績を業務実績として認める。

※１　過去１０年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『平成２７年度以降』とする（説明書において指定）。

（２）　地域要件（業務拠点）　【プロポ（必要な場合のみ）・総合評価・価格競争（簡易公募型）】

一定の地域内における企業の「本店」又は「本店、支店又は営業所」等の営業拠点等の有無を参加要件として設定する。

総合評価落札方式・価格競争方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じ、参加企業の営業拠点等を地域要件（業務拠点）として設定する。

プロポーザル方式においては、原則として地域要件を設定しないが、業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定される場合は、選定要件として設定することも可能とする。ただし、設定する場合は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を含め、必要な理由を明確にしておくこと。

各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する連記業務の場合は、プロポーザル方式、総合評価落札方式に関わらず、原則として地域要件は設定しない。

【要件】

○○内※1に営業拠点等※2を有する者でなければならない。
※営業拠点等とは、本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していることをいう。※3
設計共同体における業務拠点に関する要件は、代表者または構成員のどちらかが、営業拠点等を有している場合に認める。※4

※１　業務実施可能者数を勘案したうえで、「○○事務所管内」、「○○県内」、「中部地方整備局管内」のいずれかを条件として設定すること。ただし、簡易公募型（地域限定型）については、「○○事務所管内」、「○○県内」のいずれかを条件として設定すること。
「○○事務所管内」とする場合は、入札説明書において対象地域を明確にすること。
また、「中部地方整備局管内」とは、『岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野及び塩尻の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）、山梨県（富士吉田及び都留の各市、南巨摩郡の身延町並びに南都留郡の富士河口湖町、鳴沢村、山中湖村及び忍野村に限る）』を標準とするが、異なる地域を設定する場合は、入札説明書において、対象地域を明確にすること。

※２　「営業拠点等」を、本社（店）のみに限定するなどの設定は原則行わない。（評価項目としては設定するが、参加を制限することは行わない。）ただし、簡易公募型（地域限定型）については、本社（店）で設定すること。

※３　申請書等の提出期限日において、営業拠点等を有していること。なお、有資格者名簿に登録された本店所在地と同じ所在地の営業拠点等に限り本社（店）として評価する。このため本社や本店と呼称する場合であっても本社（店）として評価しない場合がある。

※４　総合評価落札方式等、設計共同体の参加を認める場合に記載する。（価格競争の場合は、原則、設計共同体の参加を認めないため、記載しない。）

（３）　業務実施体制　【プロポ・総合評価・価格競争（簡易公募型）　共通】

再委託に関しては、申請された技術者の技術力を評価したうえで、業務受注者を決定していることから、再委託に大部分を頼るのは問題がある。

また、設計共同体に関しても、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして、構成員の分担業務が必要以上に細分化されることも問題がある。

このことから、参加企業に対して業務実施体制の確認を行う。

【要件】

申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
- 再委託の内容が主たる部分の場合。
- 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合※1。
- 設計共同体による場合に、業務の分担構成が特記仕様書・数量総括表の項目単位、地域、種類による分担以外で、必要以上に細分化されている場合。※1※2

※本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第１１２８条第１項※3に示すとおりとする。

※１　プロポ・総合評価落札方式等、設計共同体の参加を認める場合に記載する。（価格競争の場合は、原則、設計共同体の参加を認めないため、記載しない。）

※２　設計共同体の分担において特記仕様書・数量総括表の項目単位外である地域・種類による分担を認めない場合は、「設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。」として記載内容を変更すること。

※３　上記は、土木関係コンサルタント業務における記載内容であるため、適用する共通仕様書にあわせて、記載内容を修正すること。

適用仕様書	適用条項
土木設計業務等共通仕様書	第１１２８条第１項
測量業務共通仕様書	第１２９条第１項
地質・土質調査業務共通仕様書	第１２９条第１項
用地調査等業務共通仕様書	第８条

（4）　中立・公平性　【プロポ・総合評価・価格競争（簡易公募型）　※必要な場合のみ】

次に該当する場合、要件として設定することができる。

①特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすことがないようにする必要がある場合

例）プロジェクトマネジメント業務等

②意思決定の中立性が業務執行上特に必要な場合

例）技術基準立案、政策立案、制度立案等の業務

【要件（記載例）】

（１）中立公平性に関する要件

１）本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

２）発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む。）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

３）資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

②一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

なお、業務受注者には、履行中にも受注制限を設けるものとする。

【業務履行中の受注制限】

（１）その他の留意事項

本業務を受注した建設コンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注した建設コンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は、各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連がある」とは、次の①又は②に該当することをいう。

① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の１００分の５０を超える株式を保有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしていることをいう。

② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

（５） 守秘性 【プロポ・総合評価・価格競争（簡易公募型） 共通】

守秘性に関する要件は、業務受注者に対し、仕様書等において、守秘義務、個人情報の取扱い、行政情報流出防止対策の強化を義務づけていることから、参加資格要件としては原則、設定しない。

Ⅶ－４　配置予定技術者に求める要件

配置予定技術者は、原則として変更はできない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者の配置を求める。

（１）　資格　【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

参加資格要件として配置予定技術者に求める保有資格は、発注する業務内容に応じて、必要な技術者資格等を設定する。

配置予定技術者のうち管理（主任）技術者、主任担当者（以降、業務分野に応じて管理技術者の記載を主任技術者、主任担当者に読み替えること）については、参加資格要件として設定することを原則とする。

照査技術者については、仕様書等において配置を義務づけている場合に限り、参加資格要件として設定する。

担当技術者についても、仕様書等において資格保有者の配置を義務づけている場合に限り、参加資格要件として設定すること。ただし、設定する場合は、全ての担当技術者か、１名のみに求めるのか入札説明書で明確にすること。

配置予定技術者	選定要件及び競争参加資格要件	適　　用
管理(主任)技術者 主任担当者	◎	
照査技術者	△	仕様書等において配置を義務づけている場合に限る。
担当技術者	△	仕様書等において配置を義務づけている場合に限る。 ※担当技術者全て or 1 名のみか明確にすること。

「◎」：必須項目、「△」：必要に応じて設定する項目

＜管理技術者に求める資格＞

業種区分	選定要件及び競争参加資格要件	
	国土交通省登録技術者資格の“対象外”業務	国土交通省登録技術者資格の“対象”業務
土木関係コンサルタント業務 （土木設計業務等共通仕様書適用業務）	・技術士 ・博士 ・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者（業務分野が特殊なものは業務実務経験を資格として設定可）	・技術士 ・博士 ・国土交通省登録技術者資格 ・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者（業務分野が特殊なものは業務実務経験を資格として設定可）
地質調査業務 （地質・土質調査業務共通仕様書適用業務）	設定しない	・技術士 ・博士 ・国土交通省登録技術者資格 ・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）
測量 （測量業務共通仕様書適用業務）	・測量士	設定しない

※上記は標準的な参加要件であり、業務内容に応じて必要な技術者資格等を追加することも可能とする。

国土交通省登録技術者資格

国土交通省登録技術者資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年国土交通省告示第 1107 号）」に基づき、技術者資格登録簿に民間資格が登録されている。毎年度、資格の公募を行っており、登録数も年々増加している。＜ URL：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html ＞

登録資格は「施設分野等」、「業務」及び「知識・技術を求める者」の区分が設けられているため、業務内容に応じて「施設分野等」、「業務」を選択し、管理技術者が「知識・技術を求める者」として設定されている場合は、配置予定管理技術者に対し国土交通省登録技術者資格を保有する者の参加を認める。（照査技術者が「知識・技術を求める者」として設定されている場合は配置予定照査技術者、担当技術者が「知識・技術を求める者」として設定されている場合は配置予定担当技術者に対し国土交通省登録技術者資格を保有する者の参加を認める。）

なお、公告（公示）日時点で登録されている国土交通省登録技術者資格を評価の対象とする。

技術士

配置予定技術者に設定する技術士の資格については、『技術部門』のみ設定することとし、部門毎に設けられている『選択科目』は設定しないことを基本とする。

ただし、仕様書等で『選択科目』まで設定している場合、又は業務内容により、詳細に設定する必要がある場合は、『選択科目』まで設定することも可能とする。

＜技術士に設定する標準的な技術部門＞

業種区分	業務内容	技術士の技術部門
土木関係コンサルタント業務 （土木設計業務等共通仕様書適用業務）	土木関係業務	・総合技術監理部門（建設） ・建設部門 ※地質に係る検討等が主となる場合は以下を追加する。 ・総合技術監理部門（応用理学） ・応用理学部門 ※環境調査・検討等が主となる場合は以下を追加する。 ・総合技術監理部門（環境） ・環境部門
	電気通信関係業務	・総合技術監理部門（電気・電子） ・電気・電子部門
	機械設備関係業務	・総合技術監理部門（機械） ・機械部門
地質調査業務 （地質・土質調査業務共通仕様書適用業務）	地質・土質調査業務	・総合技術監理部門 （選択科目：建設-土質及び基礎又は応用理学-地質） ・建設部門（選択科目：土質及び基礎） ・応用理学部門（選択科目：地質） ※地質・土質調査業務共通仕様書と同一内容を設定する。

博　士

参加資格要件としている配置予定技術者の『資格』のうち、「博士」については、学位を有する者であれば参加を認め、専攻分野・専門分野等の条件は設けないこととする。なお、「博士」の専門性については、同様に参加要件としている配置予定技術者の『業務実績』を有していることで専門性は確保されているものと判断する。

※専攻分野の名称は、現行制度では、大学毎に教育課程の個別性を反映して定めることが可能となっているため、名称も多岐にわたる。

（２）　業務実績　【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

業務実績に関する要件は、配置予定技術者のうち管理（主任）技術者、主任担当者にのみ、参加資格要件として設定することを原則とする。

業務実績として設定する同種又は類似業務は、原則、企業に求める要件と同様とする。

業務実績の評価についても、企業と同様とするが以下も考慮する。

発注者の立場で行った請負業務の実績も業務実績として認める。ただし、発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第６に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした者に限り実績を認める。発注者の立場で行った請負業務の実績で申請する場合は、発注機関の証明を受けた業務実績とする業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料提出を必須とする。

同種又は類似業務に関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等も実績として認める。調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を業務実績として申請する場合は、「業務の概要（Ａ４版１枚程度）」及び「業務における立場と役割（Ａ４版３枚以内）」の資料提出を必須とする。

配置予定技術者が対象期間に、産前産後休業、育児休業及び介護休業を取得している場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができる。この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

【要件】

配置予定管理技術者は、平成●●年度以降※1公告日まで完了した以下に示す同種又は類似業務において、管理技術者又は担当技術者として従事した１件以上の実績を有していること。ただし、当該実績が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づき成績評定が行われ、技術者評定が６０点未満である場合は、業務実績として認めない。また、再委託による業務の実績、照査技術者として従事した業務の実績についても、業務実績として認めない。国土交通省（本省）の部局が発注する業務については、建設コンサルタント業務ではないが、業務内容を確認し実績として認める。

同種業務：○○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○○

業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績（発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第６に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。）の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。

業務実績が、設計共同体で受注した実績の場合は、配置予定管理技術者が所属していた構成員の分担業務の実績を業務実績として認める。

上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該「休業期間に相当する期間」に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

※１　過去１０年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『平成２７年度以降』とする。（説明書において指定）

（３）　地域精通度（地域での業務経験）【総合評価・価格競争　※必要な場合のみ】

配置予定管理技術者の地域での業務経験に関しては、参加資格要件としては原則、設定せず、選定時の評価項目としてのみ設定する。

（４）　手持ち業務量　【プロポ・総合評価・価格競争　共通】

業務の品質確保の観点から、配置予定技術者のうち管理（主任）技術者、主任担当者に対して、参加資格要件として設定することを原則とする。ただし、予定価格が５００万円以下となる小規模業務の場合は、設定しないことも可能とする。

手持ち業務量とは、評価基準日時点において配置予定技術者（管理（主任）技術者、主任担当者）が、管理（主任）技術者、主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円を超える業務を対象とする。

手持ち業務量は、評価基準日時点において、契約金額の合計が５億円未満かつ、契約件数が１０件未満であることを要件とする。ただし、手持ち業務の中に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部が発注する業務で、調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある者は、２.５億円未満かつ５件未満であることを要件とする。

上記の「契約金額の合計」は、評価基準日における契約金額とし、履行期間が複数年度に跨る業務は、契約金額を履行期間の総月数（日数が１日以上であれば１月として扱う。）で除し、評価基準日とする年度における履行月数を乗じた金額を契約金額として評価する。

また、設計共同体として受注している業務の契約金額は、各構成員の分担額を契約金額として評価する。（テクリスに登録されている契約金額（自社分）にて算出する。）

手持ち業務量の評価基準日は、公告（公示）日に応じて以下のとおりとする。

公告（公示）日	評価基準日	備　考
第１四半期	当年度の７月１日	※履行期限を当年度の７月１日以前とする業務は、公告（公示）日を評価基準日とする。
第２四半期 第３四半期	公告（公示）日	※次年度契約の業務は、次年度の７月１日を評価基準日とする。
第４四半期	次年度の７月１日	※履行期限を年度内とする場合は、公告（公示）日を基準日とする。また、履行期限を次年度の７月１日以前とする場合は、次年度の４月１日を評価基準日とする。

【要件】

①　手持ち業務量の評価基準日（令和●年●月●日）における全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。国土交通省（本省）の部局が発注する業務も、建設コンサルタント業務ではないが、手持ち業務に含む。）の契約金額合計が５億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。

手持ち業務のうち、履行期限が複数年度に跨る業務は、契約金額を履行期間の総月数（日数が１日以上であれば１月として扱う。）で除したうえで、評価基準日とする年度における履行月数を乗じた金額を当該業務の契約金額として評価する。

設計共同体として受注した業務は、各構成員の分担額を契約金額として評価する。

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部が発注する業務（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約した業務を、手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が２億５千万円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

手持ち業務とは管理（主任）技術者、主任担当者、担当技術者として従事している業務のうち、契約金額※が５００万円を超える業務をいう。

※履行期限が複数年度に跨る業務の年度毎の金額や設計共同体として受注した業務の構成員毎の分担額ではなく、発注者との契約金額とする。

なお、本業務の履行期間中（評価基準日以前の期間を除く）も手持ち業務量は、契約金額合計が５億円かつ手持ち業務の件数が１０件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下のアからエまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

ア　当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

イ　当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ウ　令和３年度から令和６年度末（過去４年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は令和３年度から令和６年度末（過去４年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７６点以上である者

エ　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（5）　直接的雇用関係　【プロポ・総合評価・価格競争　※必要な場合のみ】

配置予定技術者のうち管理（主任）技術者、主任担当者が、参加企業と直接雇用関係となっていることが、業務の履行体制や品質に大きく寄与する業務に限っては、直接的雇用関係を要件として設定することができる。

なお、直接的雇用関係を要件として設定する場合は、証明する資料の提出を求めるものとし、申請資料提出日までに「直接的雇用関係」が成立していない場合であっても、入札への参加は可能とするが、契約締結日までには成立している必要がある。

【要件】

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
なお、競争参加資格確認申請者と「直接的雇用関係」にあることを証明する資料（任意様式）を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出日までに、「直接的雇用関係」が競争参加確認申請者と配置予定技術者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「直接的雇用関係」が成立する趣旨の資料（任意様式）を添付すること。

Ⅶ－５　技術提案書に関する要件

（１）　技術提案書　【プロポ・総合評価のみ】

技術提案書の記載内容が次の項目に該当する場合は競争参加資格を与えない。

ア　技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

イ　技術提案書の注記に反する記載がされている場合。

ウ　技術提案（品質確保）及び評価テーマに対する技術提案において、提出者（設計共同体の構成員を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス・住所）を記載してある場合。

【要件】

> 本業務に参加する者は、技術提案書を提出すること。
> なお、記載内容が次の項目に該当する場合は競争参加資格を与えない。
> ア　技術提案書の提出が無い場合や、内容が殆ど記載されておらず提案内容が判断できない場合。
> イ　技術提案書の記載様式の注記に反する記載がされている場合。
> ウ　技術提案（品質確保）及び評価テーマに対する技術提案において、提出者（設計共同体の構成員を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス・住所）を記載してある場合。

Ⅶ－６　見積書に関する要件

（１）　見積書　【プロポ・総合評価・価格競争共通】

プロポーザル方式における参考見積のほか、総合評価落札方式・価格競争方式において、標準的な歩掛がなく、予定価格の算出のために見積徴集を求める業務において、見積書の提出が無い場合は、競争参加資格を与えない。

また、プロポーザル方式において提出された参考見積が、提示した業務規模と大きくかけ離れている、又は、提案内容に対して見積が不適切な場合は技術提案書の提出者として選定しない。

【要件（プロポーザル）】

> 参加表明者は、参考見積を提出すること。
> なお、参考見積の提出が無い場合のほか、提示している業務規模と大きくかけ離れている、又は提案内容に対して見積が不適切な場合は、選定しない。

【要件（総合評価・価格競争で見積徴収を行う場合のみ）】

> 参加表明者は、見積書を提出すること。見積書の提出が無い場合は、競争参加資格を与えない。

VIII　プロポーザル方式の評価

※本章の「管理技術者」の記載は、業種区分が地質調査業務又は測量業務の場合は「主任技術者」に、補償関係コンサルタント業務の場合は「主任担当者」に読み替えること。

Ⅷ－１　技術提案書の特定に関する事項

（１）　技術提案書の特定方法

技術提案書を提出した者の中から、以下の①、②、③、④の評価項目毎に判断基準に基づき評価を行い、合計点が最も高い者を特定する。

①基本事項評価（企業）

②基本事項評価（技術者）

③技術提案書

④参考見積

（２）　技術提案書を特定するための評価基準

評価項目、評価基準及び配点は以下を標準とする。

なお、評価は、ヒアリング結果も踏まえて行う。

評価項目		評価の着目点	配点	備考
基本事項(企業)		業務実績	－	
		業務成績	－	
		企業信頼度 (優良業務表彰等)	2	
		地域精通度 (業務拠点)	－ (4)	営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する場合に設定
		ワーク・ライフ・バランス等促進	0.5	
		小計	2.5	
基本事項(技術者)	管理技術者	資格	5	
		業務実績	5	
		業務成績 (技術者評定)	6	
		技術者信頼度 (優良技術者表彰等)	4	
		継続教育 (CPD)	4 (2)	担当・照査技術者の資格を評価項目とする場合は２点
		地域精通度 (地域での業務経験)	－ (3)	地域での業務経験が業務成果の品質向上等に寄与する場合に設定
	担当技術者 照査技術者	資格	－ (2)	担当・照査技術者の資格を評価項目とする場合
	小計		２４	
技術提案書	評価テーマ		６０	
	小計		６０	
参考見積		参考見積の妥当性	数値化しない	
合計			８６.５	

※　地域精通度を設定する場合は、基本事項(企業)の「業務拠点」か基本事項(技術者)の「地域での業務経験」のどちらかのみを設定すること。

地域重視：業務拠点

実績重視：地域での業務経験

※　標準配点から変更する場合は、変更した項目に応じて合計点を変更すること。

※　評価テーマは１テーマを基本とするが、２テーマとした場合も、配点は６０点（３０点×２）とする。

（3）　ヒアリング

ヒアリングは、技術提案書の評価が上位３者程度を対象に以下のとおり実施する。

①実施場所：ＷＥＢによる。【WEB で実施できない場合は発注事務所等で実施】
②実 施 日：説明書において指定する。
③開始時間：日時は協議の上決定し時間、留意事項等は別途通知する。
④出 席 者：ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。
⑤その他　：ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。
⑥ヒアリングの省略：技術提案書の記載内容により、提案内容が十分把握できると判断された場合は、ヒアリングを行わない場合がある。ヒアリングを実施しない場合は、その旨別途連絡する。

【ヒアリング内容】

①技術提案書に記載されている内容について、ヒアリングを通じて評価するものとし、記載がない内容については評価しない。
②配置予定管理技術者の手持ち業務量（件数、金額）についても聴き取りを行う。

（4）　業務規模（参考見積）

原則として、想定している参考業務規模を設定し、参考見積を特定要件とする。

なお、特に高度な調査検討を要する業務等において、過去に例を見ない特殊な業務内容のため、参考業務規模を設定できない場合は、特定要件としないこともできる。

＜記載例：参考業務規模を設定しない場合＞

① 説明書の「技術提案書提出者の選定要件」の「参考見積に関する要件－業務量の目安」に以下を記載する。
・本業務は参考業務規模を設定していないが、業務に係る参考見積を提出すること。

②説明書の「技術提案書の特定に関する事項」の「技術提案書の非特定事項」に以下を記載する。
・提出された参考見積において、技術提案の内容が明らかに達成できないと判断した場合。

（5）　技術提案書の非特定事項

技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

①技術提案書の非特定事項
・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。
・評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない場合。
・技術提案書の記述に、的確性・実現性に著しく欠ける場合。
・原則として、技術提案書の評価において満点の６０％に満たない評価値の場合。

②ヒアリングの非特定事項（ヒアリングを実施する場合）

・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない場合。

・本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない場合。

・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である場合。

③参考見積

・参考見積が提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合。

（6）　評価内容の担保

特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとし、契約図書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を３点減ずる等の措置を行うものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大１０点まで減ずるものとする。

（7）　虚偽の記載

申請書等に虚偽の記載をした場合には、提出された全ての申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

Ⅷ－２　基本事項（企業）の評価

（１）　業務実績

同種・類似業務の実績については、選定要件及び配置予定管理技術者についてのみ求めることとし、参加企業に対しては評価しない。（令和５年度改定）

（２）　業務成績

業務成績については、配置予定管理技術者についてのみ求めることとし、参加企業に対しては評価しない。（令和５年度改定）

（３）　企業信頼度（優良業務表彰等）

企業信頼度（優良業務表彰等）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	企業信頼度(優良業務表彰等)	・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、令和●年度又は令和●年度※1に優良業務表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ・令和●年度又は令和●年度※2に国土交通本省が行う「インフラ DX 大賞」、中部地方整備局が行う「中部 DX 大賞」を受賞した実績を以下の順位で評価する。 ①優良業務表彰（局長表彰）の実績が確認できる。又は、インフラ DX 大賞の受賞実績が確認できる。 ②優良業務表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。又は、中部 DX 大賞の受賞実績が確認できる。 ③優良業務表彰等の実績が確認できない。	①　2 ②　1 ③　0

※１　過去２年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和６年度又は令和７年度』とする。（説明書において指定）

※２　過去２年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和５年度又は令和６年度』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

（ⅰ）優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）とインフラ DX 大賞、中部 DX 大賞で複数の実績が申請された場合は、最も評価が高くなる１つの実績で評価する。

（ⅱ）設計共同体として受けた実績も単体企業の実績として評価する。また、設計共同体で参加する場合は、設計共同体（参加時の設計共同体と企業構成が異なる場合も含む）での実績のほか、構成員が単体企業として受けた実績も設計共同体の実績として評価する。

（ⅲ）優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、本業務と同一の業種区分の業務における実績に限り評価する。

(ⅳ)インフラ DX 大賞については、国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。

(ⅴ)中部 DX 大賞についても、大賞、奨励賞、敢闘賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。なお、他の地方整備局等が行う同様の受賞実績については、評価の対象としない。

(ⅵ)国土技術政策総合研究所長表彰及び国土地理院長表彰の受賞実績については局長表彰の実績として評価する。

（4）　地域精通度（業務拠点）　【必要に応じて設定】

地域精通度（業務拠点）は原則設定しないが、営業拠点等の所在地が業務成果の品質向上等に寄与する業務の場合に特定要件として設定することができる。

設定した場合の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	地域精通度(業務拠点)	・業務拠点を以下のとおり評価する。 ①　○○事務所管内に本社(店)を有する。 ②　○○県内に本社(店)を有する。 ③　○○事務所管内に支社(店)又は営業所等を有する。 ④　○○県内に支社(店)又は営業所等を有する。 ⑤　上記以外	①　4 ②　3 ③　2 ④　1 ⑤　0

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)○○事務所管内※とは、説明書において示される市町村を対象とする。

※①、③で「中部地方整備局管内」を設定する場合は「○○事務所管内」を「中部地方整備局管内」と読み替え、②、④「○○県内」は設定しない。

(ⅱ)設計共同体で参加する場合は、業務拠点で最も評価点の高い構成員で評価する。

(ⅲ)有資格者名簿に登録された本店所在地と同じ所在地の営業拠点等に限り本社(店)として評価する。このため本社や本店と呼称する場合であっても本社(店)として評価しない場合がある。

（5）　ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する加点

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する評価は以下の通り行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	ワーク・ライフ・バランス等の促進	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31 日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31 日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31 日までの基準）・くるみん（平成29 年3月31 日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 ②認定を受けていない	① 0.5 ② 0

※1　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第9条若しくは第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※2　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

＜評価にあたっての留意事項＞

(ｉ)本評価項目で加点を希望する参加表明者は、様式の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（以下、WLB 適合状況）」を提出すること。なお、設計共同体が加点を受けるには各構成員による提出が必要である。WLB 適合状況の提出が無い場合は評価しない。

Ⅷ－３　基本事項（技術者）の評価

（１）　資格

配置予定管理技術者の資格の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	資格	・技術提案書提出者の選定要件として設定した資格(ア)(イ)を以下の順位で評価する。 (ア)業種区分が土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務の場合。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の技術提案書提出者の選定要件として設定した資格 (イ)本業務の業種区分が測量業務の場合。 ①測量士	①　5 ②　3 ③　1

また、担当技術者又は照査技術者の資格を評価項目とする場合※1の評価は以下のとおり行う。

※１　担当技術者：技術提案書提出者の選定要件に設定又は国土交通省登録技術者資格に設定あり
　　照査技術者：技術提案書提出者の選定要件に設定あり

評価の着目点			配点
		判断基準	
担当技術者	資格	・技術提案書提出者の選定要件として設定した資格について、以下の順で評価する。評価順位は、①と②は同位とし、③を次位とする。なお、複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の技術提案書提出者の選定要件として設定した資格	①　2 ②　2 ③　1
照査技術者	資格	・技術提案書提出者の選定要件として設定した資格について、以下の順で評価する。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の技術提案書提出者の選定要件として設定した資格	①　2 ②　2 ③　1

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)「技術提案書提出者の選定要件」の「配置予定技術者の資格に関する要件」において、国土交通省登録技術者資格を対象としていない場合は、①・③でのみ評価する。

(ⅱ)複数の資格が申請された場合は、最も評価が高くなる１つの資格で評価する。

(ⅲ)複数の予定担当技術者が申請された場合の評価点の平均値は、小数第 2 位を四捨五入して小数第１位とした値を基本として算出する。

（２）　業務実績

配置予定管理技術者の業務実績の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	業務実績	・技術提案書提出者の選定要件として設定した業務実績を以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	①　5 ②　3

＜評価にあたっての留意事項＞

（ｉ）「技術提案書提出者の選定要件」の「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」が同種のみの場合は、判断基準の①のみで評価する。

（ii）「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

（３）　業務成績（技術者評定）

配置予定管理技術者の業務成績（技術者評定）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	業務成績（技術者評定）	・令和●年度から令和●年度末まで※1（過去４年間）に完了した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者、照査技術者として従事した業務における技術者評定の平均を以下の順位で評価する。 ①７８点以上 ②７５点以上７８点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として発注者の立場で行った請負業務の実績を表明した者は②と同等評価とする。 ③７２点以上７５点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として過去４年間における業務実績を表明した者は③と同等評価とする。 ④６０点以上７２点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、上記②・③に該当しない者は④と同等評価とする。 ⑤６０点未満	①　6 ②　4 ③　2 ④　0 ⑤欠格

※１　過去４年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和３年度から令和６年度末まで』とする。（説明書において指定）

<評価にあたっての留意事項>

(ⅰ)業務成績（技術者評定）については、テクリスに各発注機関において登録された技術者評定を用いて以下のとおり平均点を算出したうえで評価する。このため、発注機関コードで発注機関の実績として検索できない業務や、技術者評定が登録されていない業務については、評価の対象としない。

(ⅱ)平均点の算出は、本業務と同一の業種区分の実績のみを対象とし、テクリスでは「主な業務内容」を業種区分に応じて以下のとおり選択して対象業務を抽出する。抽出した業務のうち、配置予定技術者が、管理技術者又は、担当技術者、照査技術者として従事した業務の実績のみを対象とする。

業種区分	抽出対象とする「主な業務内容」
土木関係建設コンサルタント業務	調査設計業務 発注者支援業務等 その他
測量業務	測量業務
地質調査業務	地質調査業務
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント業務

(ⅲ)平均点は、小数第２位を四捨五入し小数第１位止めとする。

(ⅳ)平均点算出の対象となる業務実績がない場合は、「技術提案書提出者の選定要件」の「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」に基づき申請された同種又は類似の業務実績に応じて以下のとおり評価する。

・発注者の立場で行った請負業務の実績を表明した者は②と同等の評価とする。

・過去４年間における業務実績を表明した者は③と同等の評価とする。

・上記に該当しない者は④と同等評価とする。

(ⅴ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

（４）　技術者信頼度（優良技術者表彰等）

配置予定管理技術者の技術者信頼度（優良技術者表彰等）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	技術者信頼度(優良技術者表彰等)	・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、令和●年度から令和●年度※1に、優良技術者表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ・令和●年度から令和●年度※2に国土交通本省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により優秀技術者として表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ①優良技術者表彰（局長表彰）の実績が確認できる。又は、海外インフラプロジェクト優秀技術者として「国土交通大臣賞」又は「国土交通大臣奨励賞」の受賞実績が確認できる。 ②優良技術者表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。 ③優良技術者表彰等の実績が確認できない。	①　4 ②　2 ③　0

※１　過去４年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和４年度から令和７年度』とする。（説明書において指定）

※２　過去４年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和３年度から令和６年度』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)優良技術者表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）と海外インフラプロジェクト優良技術者表彰で複数の受賞実績が申請された場合は、最も評価が高くなる１つの実績で評価する。

(ⅱ)優良技術者表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、本業務と同一の業種区分の業務における受賞実績に限り評価する。

(ⅲ)海外インフラプロジェクト優良技術者表彰については、国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞したプロジェクトの内容に関わらず評価する。

(ⅳ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(ⅴ) 国土技術政策総合研究所長表彰及び国土地理院長表彰の受賞実績については局長表彰の実績として評価する。

（５）　継続教育（CPD）

配置予定管理技術者の継続教育（CPD）の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	継続教育(CPD)	・ＣＰＤの取得状況について以下の順位で評価する。 ①　各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位の１.５倍以上の単位を取得していることが確認できる。 ②　各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位を満たしていることが確認できる。 ③各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位の半分以上の単位を取得していることが確認できる。 ④上記以外。	①　4（2） ②　3（2） ③　1 ④　0

＜評価にあたっての留意事項＞

(ｉ)各ＣＰＤ協議会等※が推奨する単位を基準に１年間の取得単位を評価するものとし、複数年で推奨単位が設定されている場合は、推奨単位を設定年数で除して１年間の推奨単位として評価する。

※土木関係建設コンサルタント業務の場合：建設系ＣＰＤ協議会の構成団体

※地質調査業務の場合：建設系ＣＰＤ協議会の構成団体

※測量業務の場合：測量系ＣＰＤ協議会

※補償関係コンサルタント業務の場合：補償コンサルタント CPD 協議会

(ⅱ) CPD 記録の証明書類の証明期間が１年を超える場合は、取得単位を証明期間（月数）で除し、１２ヶ月を乗じて１年分の取得単位を算出して評価する。

※証明期間が「年月日」で記載の場合は、１日以上ある月を１ヶ月として扱う。

※証明期間が「日数」で記載の場合は、３０日を１ヶ月分として扱う。

(ⅲ) CPD 記録の証明書類の証明期間が１年以下の場合は、当該取得単位を１年間の実績としてそのまま評価する。

(ⅳ)添付する CPD 記録の証明書類の発行日が、公示日より過去１年以内又は、公示日以降の日付のものに限り評価する。また、CPD 記録の証明書類は、公示日から過去１年以内に証明期間の一部が含まれている場合に評価する。

※証明期間内の CPD 記録は受講日によらず評価対象とする。

(ｖ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(ⅵ)担当技術者又は照査技術者の資格を評価項目とする場合は、①２点、②２点で評価する。

（６）　地域精通度（地域での業務経験）　【必要に応じて設定】

地域精通度（地域での業務経験）は、地域での業務経験が業務成果の品質向上等に寄与する場合に設定するものとし、設定した場合の評価は以下のとおり行う。

地域の範囲は、業務内容により競争性を確保できるように設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
技術者	地域精通度(地域での業務経験)	・平成●年度以降※1公示日までに完了した業務における配置予定管理技術者の地域での業務経験を以下の順で評価する。 ①　○○事務所管内における■■分野における本業務と同一の業種区分の業務経験を有する。 ②　○○事務所管内における本業務と同一の業種区分相当の業務経験を有する。 ③　上記以外	①　3 ②　1 ③　0

※１　過去１０年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『平成２７年度以降公告（公示）日まで』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)○○事務所管内※とは、説明書において示される市町村を対象とする。

※「中部地方整備局管内」を設定する場合は「○○事務所管内」を「中部地方整備局管内」と読み替える。

(ⅱ)■■分野とは、河川、道路等とし、業務に合わせて設定する。

(ⅲ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(ⅳ)再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

(ⅴ)民間事業等のテクリス登録のない業務は②で評価する。

Ⅷ－４　技術提案書の評価

（１）　評価テーマ

評価テーマは、１テーマを基本とする。ただし、発注規模が大きく、内容が複雑で複数テーマを設定する事が妥当な場合は２テーマとしても良い。

技術提案書については、評価テーマは業務内容に応じて、１テーマにつきＡ４判１枚～２枚以内の提出を求める。

評価テーマの評価は以下のとおり行う。

評価テーマを２テーマとした場合においても、配点は６０点（３０点×２）とする。

	着目点	判断基準※		配点
評価テーマ	基本的確性	◎	・発注者が提示した留意点・課題等を踏まえた提案となっている場合に評価する。	最大６０
		○	・提案内容について「方法」や「手順」など具体的な記載がある場合に優位に評価する。	
		○	・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
		△	・○○の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 例）事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
		△	・○○の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 例）事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
		△	・○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】	
	実現性	○	・提案内容について、効果が期待できる場合に優位に評価する。	
		○	・効果を裏付ける根拠等が明示されている場合に優位に評価する。	
		○	・提案内容に関する類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。	
		○	・業務成果の品質向上が期待できる実施体制が明示されている場合に優位に評価する。	
		△	・利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	
		△	・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	
		△	・○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】	
	独創性	○	・提案内容について、業務を効率的に進めることができる先進的または独創的な提案である場合に優位に評価する。	
		△	・業務内容について、地域特性を踏まえた高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】	

◎：必須項目　　○：基本項目　　△：入れ替え項目（事業特性に応じて基本項目と入れ替え）

※各着目点で最低１項目は判断基準を設定する。

＜評価にあたっての留意事項＞

（ⅰ）評価テーマに対する取り組み方法を評価する。なお、具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

（ⅱ）技術提案書の「１）提案の概要」は簡潔にまとめること。「１）提案の概要」で提案内容が読みとれない場合は、「２）の提案の詳細」が記述されていても評価しない。

（ⅲ）入札説明書において記載された事項以外の内容を含む提案や、提案内容が以下のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、実施を認めない。

・共通仕様書、特記仕様書等に反する提案

・安全性が確保できない提案

（ⅳ）実施が不確定と読み取れる提案内容、現実的ではない過度な提案、変更契約を要する提案、発注者による他機関との協議等を要する提案内容は評価しない。

（ⅴ）発注者が説明書の別添１で提示した留意点・課題等を踏まえた提案であって、的確性、実現性、独創性が高い場合に評価する。なお、無効とする提案内容以外は、全て履行すること。

（ⅵ）提案内容の根拠や実績を証明するために補足資料を添付することを認める。なお、添付する補足資料に関しては枚数を制限しない。

Ⅷ－５　参考見積書の評価

（１）　参考見積

参考見積の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
参考見積	参考見積の妥当性	・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。	数値化しない

IX 総合評価落札方式の評価

※本章の「管理技術者」の記載は、業種区分が地質調査業務又は測量業務の場合は「主任技術者」に、補償関係コンサルタント業務の場合は「主任担当者」に読み替えること。

IX－１　総合評価に関する事項

（１）　総合評価の方法　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

①技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に判断基準に基づき評価を行い、技術点を付与する。技術点の最高は６０点、最低は０点とする。なお、技術点が小数点以下となる場合は、評価項目毎に小数第５位を切り捨て小数第４位とした値とする。

(ア)基本事項（企業）

(イ)基本事項（技術者）

(ウ)技術提案書

(エ)履行確実性評価に関する履行確実性度

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$技術点＝６０点\times\frac{技術評価の得点合計}{技術評価の配点合計}$$

技術評価の得点合計＝（基本事項評価点）＋（技術提案評価点）×（履行確実性評価に関する履行確実性度）

※基本事項評価点＝基本事項評価点（企業）＋基本事項評価点（技術者）
※技術提案評価点＝技術提案書評価点
※履行確実性評価に関する履行確実性度＝１．００～０

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点　＝　価格点の配分点　×　（１－入札価格／予定価格）

なお、価格点の配分点は標準型（１：２）の場合は３０点、簡易型（１：１）の場合は６０点とする。なお、価格点は、小数第５位を切り捨て小数第４位とした値とする。

③総合評価は、上記①で得た技術点と上記②で得た価格点を合計した評価値をもって行う。

（２）　技術点に関する評価基準　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

評価項目、評価基準及び配点は以下を標準とする。

評価項目		評価の着目点	配点（標準型）(1:2)	配点（簡易型）(1:1)	備考
基本事項(企業)		業務実績	－	－	
		業務成績	－	－	
		業務拠点	4	4	
		企業信頼度（優良業務表彰等）	2	2	
		賃上げ表明	4	4	
		賃上げ実績	0（－５）	0（－５）	賃上げ実施が未実行の場合は－５点
		ワーク・ライフ・バランス等促進	０.５	０.５	
		小計	１０.５	１０.５	
基本事項(技術者)	管理技術者	資格	3	3	
		業務実績	3	3	
		業務成績（技術者評定）	6	6	
		技術者信頼度（優良技術者表彰等）	4	4	
		継続教育（CPD）	4（２）	4（２）	担当・照査技術者の資格を評価項目とする場合は２点
	担当技術者照査技術者	資格	－（２）	－（２）	担当・照査技術者の資格を評価項目とする場合
	小計		２０	２０	
技術提案書	実施方針	品質確保	－	２０	
		若手技術者の活躍（管理技術者）	－	3	
		若手技術者の活躍（若手技術者）	－	3	
		人材育成	－	4	
	評価テーマ		３０	－	－
	小計		３０	３０	
合計			６０.５	６０.５	

（3）　ヒアリング　【標準型(1：2)・簡易型(1：1)　共通】

ヒアリングは実施しない。

（4）　評価内容の担保　【標準型(1：2)・簡易型(1：1)　共通】

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の１０％を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。

なお、契約図書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を３点減ずる等の措置を行うものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大１０点まで減ずるものとする。

（5）　虚偽の記載　【標準型(1：2)・簡易型(1：1)　共通】

申請書等に虚偽の記載をした場合には、提出された全ての申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

IX－２　基本事項（企業）の評価

（１）　業務実績　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

同種・類似業務の実績については、競争参加資格要件及び配置予定管理技術者についてのみ求めることとし、参加企業に対しては評価しない。（令和５年度改定）

（２）　業務成績　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

業務成績については、配置予定管理技術者についてのみ求めることとし、参加企業に対しては評価しない。（令和５年度改定）

（３）　業務拠点　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

業務拠点の評価は以下のとおり行う。

なお、各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する連記業務の場合で、「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」を設定しない業務については、業務拠点の評価は設定しない。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	業務拠点	・業務拠点を以下のとおり評価する。 ①　○○事務所管内に本社(店)を有する。 ②　○○県内に本社(店)を有する。 ③　○○事務所管内に支社(店)又は営業所等を有する。 ④　○○県内に支社(店)又は営業所等を有する。 ⑤　上記以外	①　4 ②　3 ③　2 ④　1 ⑤　0

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)○○事務所管内とは、入札説明書において示される市町村を対象とする。

(ⅱ)「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が「○○県内」の場合は、判断基準の①～④でのみ評価する。

(ⅲ)「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が「○○事務所管内※」の場合は、①、③でのみ評価する。

※①、③で「中部地方整備局管内」を設定する場合は「○○事務所管内」を「中部地方整備局管内」と読み替える。

(ⅳ)「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が本社(店)の場合は、①・②又は①のみで評価する。

(ⅴ)設計共同体で参加する場合は、業務拠点で最も評価点の高い構成員で評価する。

(ⅵ)有資格者名簿に登録された本店所在地と同じ所在地の営業拠点等に限り本社(店)として評価する。このため本社や本店と呼称する場合であっても本社(店)として評価しない場合がある。

（4）　企業信頼度（優良業務表彰等）　【標準型(1：2)・簡易型(1：1)　共通】

企業信頼度（優良業務表彰等）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	企業信頼度(優良業務表彰等)	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、令和●年度又は令和●年度※1に、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長から優良業務表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ・令和●年度又は令和●年度※2に国土交通本省が行う「インフラ DX 大賞」、中部地方整備局が行う「中部 DX 大賞」を受賞した実績を以下の順位で評価する。 ①優良業務表彰（局長表彰）の実績が確認できる。又は、インフラ DX 大賞（の受賞実績が確認できる。 ②優良業務表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。又は、中部 DX 大賞の受賞実績が確認できる。 ③優良業務表彰等実績が確認できない。	①　2 ②　1

※1　過去２年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和６年度又は令和７年度』とする。（説明書において指定）

※2　過去２年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和５年度又は令和６年度』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）とインフラ DX 大賞、中部 DX 大賞で複数の実績が申請された場合は、最も評価が高くなる１つの実績で評価する。

(ⅱ) 設計共同体として受けた実績も単体企業の実績として評価する。また、設計共同体で参加する場合は、設計共同体（参加時の設計共同体と企業構成が異なる場合も含む）での実績のほか、構成員が単体企業として受けた実績も設計共同体の実績として評価する。

(ⅲ)優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、本業務と同一の業種区分の業務における実績に限り評価する。

(ⅳ)インフラ DX 大賞については、国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。

(ⅴ)中部 DX 大賞についても、大賞、奨励賞、敢闘賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。なお、他の地方整備局等が行う同様の受賞実績については、評価の対象としない。

(ⅵ) 国土技術政策総合研究所長表彰及び国土地理院長表彰の受賞実績については局長表彰の実績として評価する。

（５）　賃上げ表明・賃上げ実績　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

賃上げ表明・賃上げ実績の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点		判断基準	配点
企業	賃上げ表明	・賃上げの実施を表明した企業等に対し、以下の順位で評価する。 ①令和●年４月以降に開始する最初の事業年度※1または令和●年（暦年）※2において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明している。【大企業】 ②令和●年４月以降に開始する最初の事業年度※1または令和●年（暦年）※2において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を 1.5％以上増加させる旨、従業員に表明している。【中小企業等】 ③表明はあるが条件を満足していない。 ④表明なし。	①　4 ②　4 ③　0 ④　-
	賃上げ実績	・前年度（又は前年）において賃上げ表明で加点を受けたが、賃上げの実施が未実行であった企業等に対し、以下の順位で評価する。 ①　賃上げの実施が未実行②　上記以外	①－５ ②　0

※１　契約を行う予定の**年度**の４月以降に開始する参加表明者の事業年度（1 月１日から１２月３１日を事業年度期間とする場合を含む）とし、入札説明書において指定する。令和７年度に契約予定の業務は『令和７年４月以降に開始する最初の事業年度』とする。

※２　契約を行う予定の**年**の暦年とし、入札説明書において指定する。令和７年に契約を行う予定の業務は『令和７年（暦年）』、令和８年に契約を行う業務は『令和８年（暦年）』とする。

＜評価にあたっての留意事項＞

（ｉ)本評価項目で加点を希望する参加表明者は、様式の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。表明書の提出が無い場合は評価しない。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表１」（別紙）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第 66 条第２項又は第３項に該当する者のことをいう。ただし、同条第５項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

本項目で加点を受けた落札者は、賃上げ実績確認書類として、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、以下に定める期限までに契約課に電磁的方法（別途周知するシステム）によって提出すること。

実績確認にあたっては、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従事員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較

することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を事業年度終了後３か月以内に提出すること。

ただし、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 75 条の２の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長できる。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する（以下、(ⅱ)及び(ⅲ)）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の３月末までに提出すること。

(ⅱ)中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。

(ⅲ)上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙２のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合、又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、中部地方整備局が通知する減点措置の開始の日から１年間、他省庁を含め国の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（１点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

(ａ)特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(ｂ)各種経済指標の動向等を踏まえ、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする

(ｃ)上記(ａ)及び(ｂ)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書が契約課に提出され、中部地方整備局長が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合　　など

※　(a)及び(b)に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、財務省の通知に基づき、改めて周知する。

※　「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※　減点免除の申請を行う期限は、実績確認資料の提出期限と同様とする。

※　(a)から(c)は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する場合がある。

（6）　ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する加点　【標準型(1：2)・簡易型(1：1)　共通】

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する評価は以下の通り行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	ワーク・ライフ・バランス等の促進	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 ②認定を受けていない	① 0.5 ② 0

※1　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※2　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

＜評価にあたっての留意事項＞

(i)本評価項目で加点を希望する参加表明者は、様式の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（以下、WLB適合状況）」を提出すること。なお、設計共同体が加点を受けるには各構成員による提出が必要である。WLB適合状況の提出が無い場合は評価しない。

IX－３　基本事項（技術者）の評価

（１）　資格　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

配置予定管理技術者の資格の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	資格	・競争参加資格要件として設定した資格(ア)(イ)を以下の順位で評価する。 (ア)業種区分が土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務の場合。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格 (イ)本業務の業種区分が測量業務の場合。 ①測量士	①　3 ②　2 ③　1

また、担当技術者又は照査技術者の資格を評価項目とする場合※1の評価は以下のとおり行う。

※１　担当技術者：競争参加資格要件に設定又は国土交通省登録技術者資格に設定あり
　　照査技術者：競争参加資格要件に設定あり

評価の着目点			配点
		判断基準	
担当技術者	資格	・競争参加資格要件として設定した資格について、以下の順で評価する。評価順位は、①と②は同位とし、③を次位とする。なお、複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	①　2 ②　2 ③　1
照査技術者	資格	・競争参加資格要件として設定した資格について、以下の順で評価する。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	①　2 ②　2 ③　1

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)「競争参加資格要件」の「配置予定技術者の資格に関する要件」において、国土交通省登録技術者資格を対象としていない場合は、①・③でのみ評価する。

(ⅱ)複数の資格が申請された場合は、最も評価が高くなる１つの資格で評価する。

(ⅲ)複数の予定担当技術者が申請された場合の評価点の平均値は、小数第 2 位を四捨五入して小数第１位とした値を基本として算出する。

（２）　業務実績　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

配置予定管理技術者の業務実績の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	業務実績	・競争参加資格要件として設定した業務実績を以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	①　3 ②　1

＜評価にあたっての留意事項＞

（ⅰ）「競争参加資格要件」の「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」が同種のみの場合は、判断基準の①のみで評価する。

（ⅱ）「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

（３）　業務成績（技術者評定）　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

配置予定管理技術者の業務成績（技術者評定）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	業務成績（技術者評定）	・令和●年度から令和●年度末まで※1（過去４年間）に完了した中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者、照査技術者として従事した業務における技術者評定の平均を以下の順位で評価する。 ①７６点以上 ②７３点以上７６点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として発注者の立場で行った請負業務の実績を表明した者は②と同等評価とする。 ③７０点以上７３点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として過去４年間における業務実績を表明した者は③と同等評価とする。 ④６０点以上７０点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、上記②・③に該当しない者は④と同等評価とする。 ⑤６０点未満	①　6 ②　4 ③　2 ④　0 ⑤欠格

※１　過去４年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和３年度から令和６年度末まで』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)業務成績（技術者評定）については、テクリスに各発注機関において登録された技術者評定を用いて以下のとおり平均点を算出したうえで評価する。このため、発注機関コードで発注機関の実績として検索できない業務や、技術者評定が登録されていない業務については、評価の対象としない。

(ⅱ)平均点の算出は、本業務と同一の業種区分の実績のみを対象とし、テクリスでは「主な業務内容」を業種区分に応じて以下のとおり選択して対象業務を抽出する。抽出した業務のうち、配置予定技術者が、管理技術者又は、担当技術者、照査技術者として従事した業務の実績のみを対象とする。

業種区分	抽出対象とする「主な業務内容」
土木関係建設コンサルタント業務	調査設計業務 発注者支援業務等 その他
測量業務	測量業務
地質調査業務	地質調査業務
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント業務

(ⅲ)平均点は、小数第２位を四捨五入し小数第１位止めとする。

(ⅳ)平均点算出の対象となる業務実績がない場合は、「競争参加資格要件」の「配置予定技術者の業務実績に関する要件」に基づき申請された同種又は類似の業務実績に応じて以下のとおり評価する。

・発注者の立場で行った請負業務の実績を表明した者は②と同等の評価とする。

・過去４年間における業務実績を表明した者は③と同等の評価とする。

・上記に該当しない者は④と同等評価とする。

(ⅴ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

（4）　技術者信頼度（優良技術者表彰等）【標準型(1：2)・簡易型(1：1)　共通】

配置予定管理技術者の技術者信頼度（優良技術者表彰等）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	技術者信頼度(優良技術者表彰等)	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、令和●年度から令和●年度※1に、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長から優良技術者表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ・令和●年度から令和●年度※2に国土交通本省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により優秀技術者として表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ①優良技術者表彰（局長表彰）の実績が確認できる。又は、海外インフラプロジェクト優秀技術者として「国土交通大臣賞」又は「国土交通大臣奨励賞」の受賞実績が確認できる。 ②優良技術者表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。 ③優良技術者表彰等の実績が確認できない。	①　4 ②　2 ③　0

※1　過去4年間（表彰年度）を基本とし、毎年8月1日を年度の更新予定日とする。令和7年8月1日から公告（公示）する業務は『令和4年度から令和7年度』とする。（説明書において指定）

※2　過去4年間（表彰年度）を基本とし、毎年8月1日を年度の更新予定日とする。令和7年8月1日から公告（公示）する業務は『令和3年度から令和6年度』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)優良技術者表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）と海外インフラプロジェクト優良技術者表彰で複数の受賞実績が申請された場合は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。

(ⅱ)優良技術者表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、本業務と同一の業種区分の業務における受賞実績に限り評価する。

(ⅲ)海外インフラプロジェクト優良技術者表彰については、国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞したプロジェクトの内容に関わらず評価する。

(ⅳ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(ⅴ) 国土技術政策総合研究所長表彰及び国土地理院長表彰の受賞実績については局長表彰の実績として評価する。

（５）　継続教育（CPD）　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

配置予定管理技術者の継続教育（CPD）の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点		判断基準	配点
管理技術者	継続教育(CPD)	・ＣＰＤの取得状況について以下の順位で評価する。 ①各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位の１.５倍以上の単位を取得していることが確認できる。 ②各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位を満たしていることが確認できる。 ③各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位の半分以上の単位を取得していることが確認できる。 ④上記以外。	①　4 （２） ②　3 （２） ③　1 ④　0

＜評価にあたっての留意事項＞

(ｉ)各ＣＰＤ協議会等※が推奨する単位を基準に１年間の取得単位を評価するものとし、複数年で推奨単位が設定されている場合は、推奨単位を設定年数で除して１年間の推奨単位として評価する。

※土木関係建設コンサルタント業務の場合：建設系ＣＰＤ協議会の構成団体

※地質調査業務の場合：建設系ＣＰＤ協議会の構成団体

※測量業務の場合：測量系ＣＰＤ協議会

※補償関係コンサルタント業務の場合：補償コンサルタント CPD 協議会

(ⅱ) CPD 記録の証明書類の証明期間が１年を超える場合は、取得単位を証明期間（月数）で除し、１２ヶ月を乗じて１年分の取得単位を算出して評価する。

※証明期間が「年月日」で記載の場合は、１日以上ある月を１ヶ月として扱う。

※証明期間が「日数」で記載の場合は、３０日を１ヶ月分として扱う。

(ⅲ) CPD 記録の証明書類の証明期間が１年以下の場合は、当該取得単位を１年間の実績としてそのまま評価する。

(ⅳ)添付する CPD 記録の証明書類の発行日が、公告日より過去１年以内又は、公告日以降の日付のものに限り評価する。また、CPD 記録の証明書類は、公告日から過去１年以内に証明期間の一部が含まれている場合に評価する。

※調査期間内の CPD 記録は受講日によらず評価対象とする。

(ｖ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(ⅵ)担当技術者又は照査技術者の資格を評価項目とする場合は、①２点、②２点で評価する。

IX－４　技術提案書の評価

（１）　実施方針（品質確保）　【簡易型(１：１)のみ】

実施方針（品質確保）の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
実施方針	品質確保	・業務成果の品質確保（ミス防止対策や精度管理、品質のバラツキ防止、生産性の確保等）に関して、提案内容が業務内容に適したもので、具体性、実現性が高い場合に評価する。 ・その内容に先進性がある場合や、高い効果が期待できる場合には優位に評価する。	最大 ２０

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)技術提案書の「１）提案の概要」は簡潔にまとめること。「１）提案の概要」で提案内容が読みとれない場合は、「２）の提案の詳細」が記述されていても評価しない。

(ⅱ)提案内容が以下のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、実施を認めない。

・共通仕様書、特記仕様書等に反する提案

・安全性が確保できない提案

(ⅲ)実施が不確定と読み取れる提案内容、現実的ではない過度な提案、変更契約を要する提案、発注者による他機関との協議等を要する提案内容は評価しない。

(ⅳ)提案が業務内容に適したもので、具体性、実現性が高い場合に評価する。なお、無効とする提案内容以外は、全て履行すること。

(ⅴ)提案内容の一部又は全てが無効となった者も入札には参加できる。ただし、落札者となった場合は、無効とした提案内容を実施しないことへ了承が得られた場合に限り契約を行う。

(ⅵ)提案内容の根拠や実績を証明するために補足資料を添付することを認める。なお、添付する補足資料に関しては枚数を制限しない。

（２）　実施方針（若手技術者の活躍－管理技術者）　【簡易型(１：１)のみ】

実施方針（若手技術者の活躍－管理技術者）の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点				配点
			判断基準	
実施方針	若手技術者の活躍	管理技術者	・本業務に配置予定の管理技術者を、以下の順位で評価する。 ①満年齢で３５歳以下の技術者を配置。 ②満年齢で３５歳を超え４０歳以下の技術者を配置 ③満年齢で４０歳を超え４５歳以下の技術者を配置 ④上記以外	①　3 ②　2 ③　1 ④　0

＜評価にあたっての留意事項＞

（ｉ)管理技術者の年齢については、公告日時点の満年齢で評価する。

（３）　実施方針（若手技術者の活躍－若手技術者）　【簡易型(１：１)のみ】

実施方針（若手技術者の活躍－若手技術者）の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点				配点
			判断基準	
実施方針	若手技術者の活躍	若手技術者	・本業務に配置予定の若手技術者（担当技術者又は管理技術者）のうち１名について、以下の順位で評価する。 ①競争参加資格要件として設定した配置予定技術者に求める資格を保有し満年齢で３０歳以下の技術者を配置。 ②競争参加資格要件として設定した配置予定技術者に求める資格を保有し満年齢で３０歳を超え３５歳以下の技術者を配置。 ③競争参加資格要件として設定した配置予定技術者に求める資格を保有し満年齢で３５歳を超え４０歳以下の技術者を配置。 ④上記以外	①　3 ②　2 ③　1 ④　0

＜評価にあたっての留意事項＞

（ｉ)若手技術者の年齢については、公告日時点の満年齢で評価する。

(ⅱ)担当技術者は、配置予定管理技術者に求める資格を保有している場合に評価する。なお、競争参加資格要件に配置予定担当技術者が求められている場合は、配置予定担当技術者に求める資格を保有している場合にのみ評価する。

(ⅲ)設計共同体であっても、業務に従事予定の１名のみの申請とする。（構成員毎に申請する必要はない。）また、申請される若手技術者１名は、代表者、構成員いずれの所属も問わない。

（４）　実施方針（人材育成）　【簡易型(１：１)のみ】

実施方針（人材育成）の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
実施方針	人材育成	・参加表明者が、令和●年度以降公告日まで※1に行った、若手技術者等の技術力向上を目的とした人材育成の取り組みを以下の順位で評価する。 ①人材育成の取り組みが確認できる。 ②取組が確認できない。	①　4 ②　0

※１　過去１年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和６年度以降公告日まで』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)参加表明者が、企業等として行う若手技術者等の社員を対象とした技術力向上のための人材育成の取り組みを評価する。なお、対象者の年齢は制限しない。

(ⅱ)設計共同体として参加する場合は、全ての構成員が人材育成の取り組みを実施していることが確認できない場合は評価しない。

(ⅲ)企業等が自ら開催する複数名を対象として行う講習会等のほか、各個人に対して行うＯＪＴ等も、取り組みとして評価する。ただし、添付される状況写真や講習資料等で実施が確認できない場合は評価しない。

(ⅳ)参加表明者である企業等以外の者が行う講習会等へ、若手技術者等が個人で参加した実績は評価しない。ただし、企業等が若手技術者等に対して、講習会等への参加を指示し、企業として参加費用等の負担などを行っている場合には、企業等の取り組みとして評価する。なお、若手技術者等に対して講習会等への参加を指示したことが判る資料と受講証明等で実施が確認できない場合は評価しない。

(ⅴ)資格取得の受験費用の一部又は全部を企業等が負担するなど、資格取得のみの実績は評価しない。ただし、資格取得に係る講習会等への参加に関しては上記(ⅲ)・(ⅳ)で評価する。

（5）　評価テーマ　【標準型(１：２)のみ】

評価テーマの評価は以下のとおり行う。

	着目点	判断基準※		配点
評価テーマ	基本的確性	◎	・発注者が提示した留意点・課題等を踏まえた提案となっている場合に評価する。	最大３０
		○	・提案内容について「方法」や「手順」など具体的な記載がある場合に優位に評価する。	
		○	・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
		△	・○○の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 例）事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	
		△	・○○の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 例）事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
		△	・○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】	
	実現性	○	・提案内容について、効果が期待できる場合に優位に評価する。	
		○	・効果を裏付ける根拠等が明示されている場合に優位に評価する。	
		○	・提案内容に関する類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。	
		○	・業務成果の品質向上が期待できる実施体制が明示されている場合に優位に評価する。	
		△	・利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	
		△	・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	
		△	・○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】	
	独創性	○	・提案内容について、業務を効率的に進めることができる先進的または独創的な提案である場合に優位に評価する。	
		△	・業務内容について、地域特性を踏まえた高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	
		△	・○○○○ 【業務の特性に応じて独自に設定】	

◎：必須項目　　○：基本項目　　△：入れ替え項目（事業特性に応じて基本項目と入れ替え）

※各着目点で最低１項目は判断基準を設定する。

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)評価テーマに対する取り組み方法を評価する。なお、具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

(ⅱ)技術提案書の「１）提案の概要」は簡潔にまとめること。「１）提案の概要」で提案内容が読みとれない場合は、「２）の提案の詳細」が記述されていても評価しない。

(ⅲ)入札説明書において記載された事項以外の内容を含む提案や、提案内容が以下のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、実施を認めない。

・共通仕様書、特記仕様書等に反する提案

・安全性が確保できない提案

(ⅳ)提案内容の一部又は全てが無効となった者も入札には参加できる。ただし、落札者となった場合は、無効とした提案内容を実施しないことへ了承が得られた場合に限り契約を行う。なお、無効とする提案内容以外は、すべて履行すること。

(ⅴ)発注者が入札説明書の別添１で提示した留意点･課題等を踏まえた提案であって、的確性、実現性、独創性が高い場合に評価する。

(ⅵ)実施が不確定と読み取れる提案内容、現実的ではない過度な提案、変更契約を要する提案、発注者による他機関との協議等を要する提案内容は評価しない。

(ⅶ)提案内容の根拠や実績を証明するために補足資料を添付することを認める。なお、添付する補足資料に関しては枚数を制限しない。

IX－５　技術提案書の履行確実性に関する評価

総合評価落札方式により発注する業務で、予定価格が 500 万円を超える業務（補償関係コンサルタント業務は 100 万円を超える業務）においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

（１）　履行確実性　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない入札がある場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

（２）　履行確実性を評価する場合の基準　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

履行確実性を評価する場合の基準は、入札説明書の別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の３に示す他、以下のとおりとする。

調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局ＨＰ（https://www.cbr.mlit.go.jp/「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント業務等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

（３）　履行確実性に関するヒアリング　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

(ア)どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で３名以内とする。

(イ)ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

(ウ)入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

(エ)上記(ウ)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、入札説明書の別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の２．の資料提出を求める。

（4）　履行確実性の審査・評価方法の概要【標準型(1：2)・簡易型(1：1)　共通】

(ア)技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

(イ)履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く）に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)から d)までの各項目毎に審査した上で、５段階（Ａ～Ｅ）で総合的に評価する。

(ウ)評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

①調査基準価格又は品質確保基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(イ)の履行確実性の評価をＡとし、履行確実性度を 1.0 として評価するものとする。

②調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(イ)a)から d)までの審査項目を審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	１．０
3	B	０．７５
2	C	０．５
1	D	０．２５
0	E	0

（5）　その他　【標準型(1：2)・簡易型(1：1)　共通】

予決令第 85 条に基づく調査基準価格等を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について以下の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

＜確認項目＞

※以下の審査項目 a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

①審査項目ａ）～ｃ）において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

②審査項目ｄ）において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

④業務成果品のミス、不備　等

（６）　その他　【標準型(１：２)・簡易型(１：１)　共通】

履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。

Ｘ　簡易公募型競争入札方式の評価

※本章の「管理技術者」の記載は、業種区分が地質調査業務又は測量業務の場合は「主任技術者」に、補償関係コンサルタント業務の場合は「主任担当者」に読み替えること。

Ｘ－１　指名及び落札者の決定に関する事項

（１）　簡易確認型

簡易公募型競争入札方式では、参加表明者の資料作成及び、発注者の技術審査に係る事務負担軽減を図るため、評価に係る申請資料の提出を、参加表明者の自己申告による「簡易技術資料」の提出に留め、開札後に、落札候補者に対してのみ、「詳細技術資料」を求め、「簡易技術資料」の内容を確認する「簡易確認型」を試行する。

なお、「簡易確認型」の概要は、「Ⅻ－１０　簡易公募型競争入札方式（簡易確認型）の運用（案）」より確認することができる。

（２）　入札参加者の選定

入札参加者を選定するための基準により、参加表明者の評価（順位付け）を行い、入札参加者を１０者選定する。なお、１０者目の者と同点の者がいる場合、同点の者を全て選定する。

参加表明書の提出者（競争参加資格要件を満たしているものに限る。）が１者のみであった場合及び参加表明書の提出者を全て指名したが最終的に入札書の提出が１者のみであった場合には、手続開始の公示を行い広く多数の者に競争参加の機会を与えていること及び入札参加者の選定の段階で入札の意思を有する者を排除しておらず、実質的に競争性が確保されていると解されることから、当該選定及び入札を有効に執行できるものとする。

ただし、参加表明者の提出者を全て指名せずに最終的に提出者が一者のみであった場合には、入札参加者の選定の段階で入札の意思を有する者を排除しており、競争性が確保されていると解されないことから、入札を取り止める。

（３）　入札参加者を選定するための基準

評価項目、評価基準及び配点は以下を標準とする。

評価項目		評価の着目点	配点	配点（地域型、地域限定型の場合）	備考
基本事項（企業）		業務実績	－	－	
		業務成績	－	－	
		企業信頼度（優良業務表彰等）	2	2	
		地域精通度（業務拠点）	4	4	
		地域精通度（地域での業務経験）	2	2	
		小計	8	8	
基本事項（技術者）	管理技術者	資格	3	3	
		業務実績	3	8	地域型、地域限定型の場合は配点を変更
		業務成績（技術者評定）	6	－	
		技術者信頼度（優良技術者表彰等）	4	－	
		継続教育（CPD）	4（２）	4（２）	担当・照査技術者の資格を評価項目とする場合は２点
		地域精通度（地域での業務経験）	3	3	
	担当技術者照査技術者	資格	（２）	（２）	担当・照査技術者の資格を評価項目とする場合
	小計		２３	１８	
合計			３１	２６	

※　標準配点から変更する場合は、変更した項目に応じて合計点を変更すること。

（４）　落札候補者の選定

①予決令第９８条で準用する予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った入札参加者を落札候補者とする。

（5）　落札者の決定方法

①落札候補者となった者に対して、詳細技術資料提出依頼書（落札候補者選定通知）を電子メールで送付し、詳細技術資料の提出を依頼する。

②提出された詳細技術資料により、競争参加資格要件を満たしているか確認するとともに、申請書等に基づいた評価点と相違がないことを確認する。

③評価点の確認は評価項目毎に行うこととし、評価点に相違がある場合は、申請書等に基づいた評価項目毎の評価点を上限として評価する。（詳細技術資料に基づき評価点を減点することはあるが、加点はしない。）

④競争参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札候補者を落札者として決定する。

⑤以下の(ア)～(ウ)の全てに該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、再度、落札候補者の選定を行う。ただし、落札候補者の選定は落札者が決定するまで繰り返し可能とする。

(ア)申請書等と詳細技術資料の評価点に相違がある場合

(イ)参加者多数で、全参加者の中から評価点により入札参加者を選定している場合

(ウ)詳細技術資料の評価点が、入札に参加した者の最低の評価点未満となる場合。

X－2　基本事項（企業）の評価

（1）　業務実績

同種・類似業務の実績については、競争参加資格要件及び配置予定管理技術者についてのみ求めることとし、参加企業に対しては求めない。（令和５年度改定）

（2）　業務成績

業務成績については、配置予定管理技術者についてのみ求めることとし、参加企業に対しては求めない。（令和５年度改定）

（3）　企業信頼度（優良業務表彰等）

企業信頼度（優良業務表彰等）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	企業信頼度(優良業務表彰等)	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、令和●年度又は令和●年度※1に、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長から優良業務表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ・令和●年度又は令和●年度※2に国土交通本省が行う「インフラ DX 大賞」、中部地方整備局が行う「中部 DX 大賞」を受賞した実績を以下の順位で評価する。 ①優良業務表彰（局長表彰）の実績が確認できる。又は、インフラ DX 大賞の受賞実績が確認できる。 ②優良業務表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。又は、中部 DX 大賞の受賞実績が確認できる。 ③優良業務表彰等の実績が確認できない。	①　2 ②　1 ③　0

※１　過去２年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和６年度又は令和７年度』とする。（説明書において指定）

※２　過去２年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和５年度又は令和６年度』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）とインフラ DX 大賞、中部 DX 大賞で複数の実績が申請された場合は、最も評価が高くなる１つの実績で評価する。

(ⅱ)優良業務表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、本業務と同一の業種区分の業務における実績に限り評価する。

(ⅲ)インフラ DX 大賞については、国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。

(iv)中部 DX 大賞についても、大賞、奨励賞、敢闘賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞した取り組みの内容に関わらず評価する。なお、他の地方整備局等が行う同様の受賞実績については、評価の対象としない。

(v) 国土技術政策総合研究所長表彰及び国土地理院長表彰の受賞実績については局長表彰の実績として評価する。

（4） 地域精通度（業務拠点）

地域精通度（業務拠点）の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	地域精通度(業務拠点)	・業務拠点を以下のとおり評価する。 ① ○○事務所管内に本社(店)を有する。 ② ○○県内に本社(店)を有する。 ③ ○○事務所管内に支社(店)又は営業所等を有する。 ④ ○○県内に支社(店)又は営業所等を有する。 ⑤ 上記以外	① 4 ② 3 （2） ③ 2 ④ 1 ⑤ 0

＜評価にあたっての留意事項＞

(i)○○事務所管内とは、入札説明書において示される市町村を対象とする。

(ii)「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が「○○県内」の場合は、判断基準の①～④でのみ評価する。

(iii)「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が「○○事務所管内※」の場合は、①・③でのみ評価する。

※①、③で「中部地方整備局管内」を設定する場合は「○○事務所管内」を「中部地方整備局管内」と読み替える。

(iv) 「競争参加資格要件」の「業務拠点に関する要件」が本社(店)の場合は、①又は①・②のみで評価する。

(v)有資格者名簿に登録された本店所在地と同じ所在地の営業拠点等に限り本社（店）として評価する。このため本社や本店と呼称する場合であっても本社（店）として評価しない場合がある。

(vi) 地域限定型の場合は、②の配点を 2 点とする。

（５）　地域精通度（地域での業務経験）

地域精通度（地域での業務経験）の評価は以下のとおり行う。

地域の範囲は、業務内容により競争性を確保できるように設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
企業	地域精通度(地域での業務経験)	・平成●年度以降※1公示日までに完了した業務における地域での業務経験を以下の順で評価する。 ①　○○事務所管内における■■分野における本業務と同一の業種区分の業務経験を有する。 ②　○○事務所管内における本業務と同一の業種区分の業務経験を有する。 ③　上記以外	①　2 ②　1 ③　0

※１　過去１０年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『平成２７年度以降公告日まで』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

（ⅰ）○○事務所管内※とは、説明書において示される市町村を対象とする。

※「中部地方整備局管内」を設定する場合は「○○事務所管内」を「中部地方整備局管内」と読み替える。

（ⅱ）■■分野とは、河川、道路等とし、業務に合わせて設定する。

X－3　基本事項（技術者）の評価

（1）　資格

配置予定管理技術者の資格の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	資格	・競争参加資格要件として設定した資格(ア)(イ)を以下の順位で評価する。 (ア)業種区分が土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務の場合。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格 (イ)本業務の業種区分が測量業務の場合。 ①測量士	①　3 ②　2 ③　1

また、担当技術者又は照査技術者の資格を評価項目とする場合※1の評価は以下のとおり行う。

※1　担当技術者：競争参加資格要件に設定又は国土交通省登録技術者資格に設定あり
　　照査技術者：競争参加資格要件に設定あり

評価の着目点			配点
		判断基準	
担当技術者	資格	・競争参加資格要件として設定した資格について、以下の順で評価する。評価順位は、①と②は同位とし、③を次位とする。なお、複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	①　2 ②　2 ③　1
照査技術者	資格	・競争参加資格要件として設定した資格について、以下の順で評価する。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	①　2 ②　2 ③　1

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)「競争参加資格要件」の「配置予定技術者の資格に関する要件」において、国土交通省登録技術者資格を対象としていない場合は、①・③でのみ評価する。

(ⅱ)複数の資格が申請された場合は、最も評価が高くなる１つの資格で評価する。

(ⅲ)複数の予定担当技術者が申請された場合の評価点の平均値は、小数第 2 位を四捨五入して小数第１位とした値を基本として算出する。

（2）　業務実績

配置予定管理技術者の業務実績の評価は以下のとおり行う。

【標準型】

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	業務実績	・競争参加資格要件として設定した業務実績を以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。 ②類似業務の実績を有する。	①　3 ②　1

【地域型・地域限定型】

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	業務実績	・競争参加資格要件として設定した業務実績を以下の順位で評価する。 ①国、政府関係機関、都道府県・政令指定都市および関係機関のいずれかの同種業務の実績を有する。 ②国、政府関係機関、都道府県・政令指定都市および関係機関のいずれかの類似業務の実績を有する。 ③上記①以外の市町村・民間事業等の同種業務の実績を有する。 ④上記②以外の市町村・民間事業等の類似業務の実績を有する。	①　8 ②　6 ③　4 ④　2

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)「競争参加資格要件」の「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」が同種のみの場合は、「標準型」は判断基準の①のみで、「地域型」「地域限定型」は判断基準の①・③のみで評価する。

(ⅱ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(ⅲ)国、政府関係機関、都道府県・政令市および関係機関、上記以外の市町村・民間事業等は以下のとおり。

業務を発注する機関	対象となる機関
国（国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局、内閣府沖縄綜合事務局建設部）	・中部地方整備局を含む地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局
国（上記以外）	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表１の機関
国政府関係機関	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表３の機関 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に示す特殊法人等 ・国土交通省所管のその他の独立行政法人 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・文部科学省所管の大学共同利用機関法人
都道府県・政令指定都市および関係機関	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表２の機関 ・地方道路公社法に基づく道路公社

	・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県又は政令指定都市が設置した「土地開発公社」 ・地方住宅供給公社法に基づき設立した「住宅供給公社」 ・都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体 ・地方独立行政法人法に基づき都道府県又は政令指定都市が設立した地方独立行政法人
上記以外の市町村・民間事業等	・上記以外の機関

（３）　業務成績（技術者評定）　【地域型・地域限定型を除く】

配置予定管理技術者の業務成績（技術者評定）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	業務成績（技術者評定）	・令和●年度から令和●年度末まで※1（過去４年間）に完了した中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者、照査技術者として従事した業務における技術者評定の平均を以下の順位で評価する。 ①７６点以上 ②７３点以上７６点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として発注者の立場で行った請負業務の実績を表明した者は②と同等評価とする。 ③７０点以上７３点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、同種・類似の業務実績として過去４年間における業務実績を表明した者は③と同等評価とする。 ④６０点以上７０点未満 ※平均点算出の対象となる業務実績がなく、上記②・③に該当しない者は④と同等評価とする。 ⑤６０点未満	①　6 ②　4 ③　2 ④　0 ⑤欠格

※１　過去４年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和３年度から令和６年度末まで』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)業務成績（技術者評定）については、テクリスに各発注機関において登録された技術者評定を用いて以下のとおり平均点を算出したうえで評価する。このため、発注機関コードで発注機関の実績として検索できない業務や、技術者評定が登録されていない業務については、評価の対象としない。

(ⅱ)平均点の算出は、本業務と同一の業種区分の実績のみを対象とし、テクリスでは「主な業務内容」を業種区分に応じて以下のとおり選択して対象業務を抽出する。抽出した業務のうち、配置予定技術者が、管理技術者又は、担当技術者、照査技術者として従事した業務の実績のみを対象とする。

業種区分	抽出対象とする「主な業務内容」
土木関係建設コンサルタント業務	調査設計業務 発注者支援業務等

	その他
測量業務	測量業務
地質調査業務	地質調査業務
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント業務

(iii)平均点は、小数第２位を四捨五入し小数第１位止めとする。

(iv)平均点算出の対象となる業務実績がない場合は、「競争参加資格要件」の「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」に基づき申請された同種又は類似の業務実績に応じて以下のとおり評価する。

・発注者の立場で行った請負業務の実績を表明した者は②と同等の評価とする。

・過去４年間における業務実績を表明した者は③と同等の評価とする。

・上記に該当しない者は④と同等評価とする。

(v)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

（４）　技術者信頼度（優良技術者表彰等）　【地域型・地域限定型を除く】

配置予定管理技術者の技術者信頼度（優良技術者表彰等）の評価は以下のとおり行う。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	技術者信頼度（優良技術者表彰等）	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続を行った本業務と同一の業種区分の業務のうち、令和●年度から令和●年度※1に、中部地方整備局長、部長または中部地方整備局管内の事務所長から優良技術者表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ・令和●年度から令和●年度※2に国土交通本省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により優秀技術者として表彰を受けた実績を以下の順位で評価する。 ①優良技術者表彰（局長表彰）の実績が確認できる。又は、海外インフラプロジェクト優秀技術者として「国土交通大臣賞」又は「国土交通大臣奨励賞」の受賞実績が確認できる。 ②優良技術者表彰（部長又は事務所長表彰）の実績が確認できる。 ③受賞実績が確認できない。	①　4 ②　2 ③　0

※１　過去４年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和４年度から令和７年度』とする。（説明書において指定）

※２　過去４年間（表彰年度）を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『令和３年度から令和６年度』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)優良技術者表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）と海外インフラプロジェクト優良技術者表彰で複数の受賞実績が申請された場合は、最も評価が高くなる１つの実績で評価する。

(ⅱ)優良技術者表彰（局長表彰・部長表彰・事務所長表彰）については、本業務と同一の業種区分の業務における受賞実績に限り評価する。

(ⅲ)海外インフラプロジェクト優良技術者表彰については、国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞いずれの受賞も同一に評価する。また、受賞したプロジェクトの内容に関わらず評価する。

(ⅳ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

（５）　継続教育（CPD）

配置予定管理技術者の継続教育（CPD）の評価は以下のとおり行う。

評価の着目点			配点
		判断基準	
管理技術者	継続教育(CPD)	・ＣＰＤの取得状況について以下の順位で評価する。 ①各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位の１.５倍以上の単位を取得していることが確認できる。 ②各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位を満たしていることが確認できる。 ③各ＣＰＤ協議会等が推奨する単位の半分以上の単位を取得していることが確認できる。 ④上記以外。	①　4 （2） ②　3 （2） ③　1 ④　0

＜評価にあたっての留意事項＞

(ⅰ)各ＣＰＤ協議会等※が推奨する単位を基準に１年間の取得単位を評価するものとし、複数年で推奨単位が設定されている場合は、推奨単位を設定年数で除して１年間の推奨単位として評価する。

※土木関係建設コンサルタント業務の場合：建設系ＣＰＤ協議会の構成団体

※地質調査業務の場合：建設系ＣＰＤ協議会の構成団体

※測量業務の場合：測量系ＣＰＤ協議会

※補償関係コンサルタント業務の場合：補償コンサルタント CPD 協議会

(ⅱ) CPD 記録の証明書類の証明期間が１年を超える場合は、取得単位を証明期間（月数）で除し、１２ヶ月を乗じて１年分の取得単位を算出して評価する。

※証明期間が「年月日」で記載の場合は、１日以上ある月を１ヶ月として扱う。

※証明期間が「日数」で記載の場合は、３０日を１ヶ月分として扱う。

(ⅲ) CPD 記録の証明書類の証明期間が１年以下の場合は、当該取得単位を１年間の実績としてそのまま評価する。

(ⅳ)添付する CPD 記録の証明書類の発行日が、公示日より過去１年以内又は、公示日以降の日付のものに限り評価する。また、CPD 記録の証明書類は、公示日から過去１年以内に証明期間の一部が含まれている場合に評価する。

※証明期間内の CPD 記録は受講日によらず評価対象とする。

(ｖ)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(vi)担当技術者又は照査技術者の資格を評価項目とする場合は、①２点、②２点で評価する。

（６）　地域精通度（地域での業務経験）

地域精通度（地域での業務経験）の評価は以下のとおり行う。

地域の範囲は、業務内容により競争性を確保できるように設定する。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

評価の着目点			配点
		判断基準	
技術者	地域精通度(地域での業務経験)	・平成●年度以降※1公示日までに完了した業務における配置予定管理技術者の地域での業務経験を以下の順で評価する。 ①　○○事務所管内における■■分野における本業務と同一の業種区分の業務経験を有する。 ②　○○事務所管内における本業務と同一の業種区分相当の業務経験を有する。 ③　上記以外	①　3 ②　1 ③　0

※１　過去１０年間を基本とし、毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から公告（公示）する業務は『平成２７年度以降』とする。（説明書において指定）

＜評価にあたっての留意事項＞

(ｉ)○○事務所管内※とは、説明書において示される市町村を対象とする。

※「中部地方整備局管内」を設定する場合は「○○事務所管内」を「中部地方整備局管内」と読み替える。

(ii)■■分野とは、河川、道路等とし、業務に合わせて設定する。

(iii)「休業」を取得し評価対象期間を延長する場合は、「休業期間に相当する期間」は年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(iv)再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

(ｖ)民間事業等のテクリス登録のない業務は②で評価する。

XI 通常の指名競争入札

候補者選定のための要件設定にあたっては、業務の内容に応じた必要最低限の要件とし、透明性及び競争性の確保に努める。

また、「通常の指名競争入札」にて手続きを行う場合は、地域コンサルタントの活用促進の観点から、指名業者の選定にあたっては、地理的条件を事務所管内又は県内に本店（社）を有する企業のみに限定する。これにより、１０者以上の選定候補者群の作成が困難な場合は、「通常の指名競争」は適用せず、「簡易公募型競争入札（拡大型）」にて手続きを行うこと。

XI－１　入札参加者選定の流れ

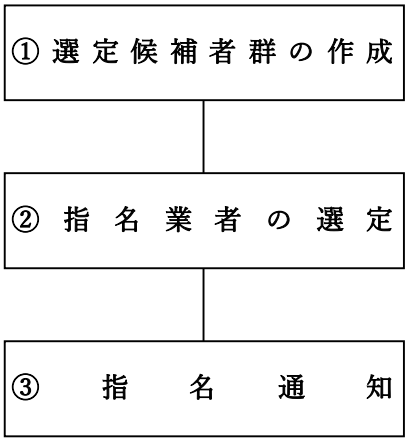

通常の指名競争入札を行う場合は、有資格業者の中から、希望業務、欠格要件、地理的条件、技術者要件、業務分野を満足する企業等を抽出し、「①選定候補者群の作成」を行う。

「②指名業者の選定」にあたっては選定候補者群から、手持ち業務量、業務成績、優良業務表彰、業務実績等の要件を点数評価し、最も得点の高い企業等から１０者選定する。なお、１０者目の者と同点の者がいる場合、同点の者を全て選定する。

XI－２　選定候補者群の作成

中部地方整備局の有資格業者から以下の要件を設定し、指名予定業者の選定候補業者群を作成する。なお、選定候補者群は１０者以上確保することとし、著しく多数の場合は、適切に要件に見直すこと。

（１）　希望業務（必須要件）

発注業務に対応した業種区分（土木関係コンサルタント業務・測量・地質調査・補償関係コンサルタント業務）の有資格者で、当該業務を希望する企業等を選定する。

なお当該業務を希望する企業等とは、有資格業者名簿への登録にあたり、企業等が希望業務を申請しているため、発注者が業務内容に応じて「希望業務」を選択し、該当する企業等を選定する。

「希望業務」は以下であるため、業務内容に応じて適切に選択すること。

土木関係建設コンサルタント		地質調査	補償関係コンサルタント
河川・砂防及び海岸・海洋	鋼構造及びコンクリート	地質調査	
港湾及び空港	トンネル		土地調査
電力土木	施工計画・施工設備及び積算		土地評価
道路	建設環境		物件
鉄道	機械		機械工作物
上水道及び工業用水	電気電子		営業補償・特殊補償
下水道	交通量調査		事業損失
農業土木	環境調査	測量	補償関連
森林土木	経済調査	測量一般	総合補償部門
水産土木	分析・解析	地図の調整	不動産鑑定
廃棄物	宅地造成	航空測量	
造園	電算関係		
都市計画及び地方計画	計算業務		
地質	資料等整理		
土質及び基礎	施工管理		

なお、候補者の選定にあたって「希望業務」は、最大３件まで選択できる。ただし、業種区分をまたいでの選択はできない。

また「希望業務」は、選択したもの全てを希望する者、選択したもののいずれかを希望する者が選択できるため、業務内容に応じて適切に選択すること。

（２）　欠格要件（必須要件）

不誠実な行為、経営の状況、安全管理、労働福祉の各項目で欠格要件に該当しない企業等を選定する。なお、欠格要件に該当する企業等は選定しない。

（３）　地理的条件（必須要件）

特定の地域内に業務拠点を有する企業等を選定する。

なお、業務拠点は本社(店)のみに限定し、支社（店）、営業所は対象としない。

また「特定の地域内」は以下の範囲のみ設定可能とする。

① ○○事務所管内に本社(店)等を有する。
② ○○県内に本社(店)等を有する。

（４）　技術者要件（必須要件）

技術者要件は、業務内容に応じた資格保有者の有無により候補者を選定する。業種区分毎の設定は以下のいずれかとする。

また、資格保有者の情報はテクリスの企業情報を用い、資格保有者の登録がある企業等を候補者として選定する。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

【土木関係建設コンサルタント業務】
以下のいずれかを選択して設定する。
① 技術者を１名必要とする業務
② 技術者を２名必要とする業務
※土木関係建設コンサルタント業務における「技術者」とは、技術士又はＲＣＣＭの資格保有者とし、業務内容に応じた当該資格の部門を選択（複数選択可）し、当該部門の資格保有者の有無で候補者を選定する。
※管理技術者のみに資格保有者を求めるものとし、基本は①を選択すること。ただし、照査技術者の配置も求める場合は、②を選択すること。

【測量業務】
以下のいずれかを選択して設定する。
① 技術者を１名必要とする業務
② 技術者を２名必要とする業務
※測量業務の「技術者」とは測量士とし、基本は①を選択すること。
※ただし、測量作業に加え測量調査を行うことにより管理技術者を必要とする業務は②を選択すること。なお、その場合は、１名は測量士とし、もう１名は技術士又はＲＣＣＭの資格保有者とするため、業務内容に応じた当該資格の部門を選択（複数選択可）し、当該部門の資格保有者の有無で候補者を選定する。

【地質調査業務】
以下のいずれかを選択して設定する。
① 技術者を１名必要とする業務
② 技術者を２名必要とする業務
※地質調査業務の「技術者」とは、地質調査技士、技術士又はＲＣＣＭのいずれかの資格保有者とし、業務内容に応じた当該資格の部門を選択（複数選択可）し、当該部門の資格保有者の有無で候補者を選定する。
※基本は①を選択するが、サンプリング及び試験に加えて解析等調査業務を行う場合は②を選択すること。

（５）　業務分野（必須要件）

発注業務と同分野の業務実績を要件として設定する。

業務実績は、国の機関、都道府県、政令指定都市、政府関係機関が発注した業務で、基準日※1までに完了した過去１０年間※2の実績を対象とする（設計共同体で受注した業務を含む）。

業務実績の情報はテクリスの業務実績情報を用いる。業務内容に応じて、同種又は類似業務の業務分野を選択し、選択した業務分野での実績を有する企業等を候補者として選定する。

類似実績を設定せず、同種実績のみで設定することも可能とするが、競争性確保の観点から、必要以上に条件を絞り過ぎることのないよう注意すること。

※１　業務実績の基準日は、入札契約手続運営委員会の前日とする。

※２　毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から指名する業務は平成２７年度以降とする。

XI－３　指名業者の選定

「XI－２　選定候補者群の作成」により選定した選定候補業者群から、「難易度を考慮した選定」を行うことを原則とし、「発注予定額に相応する順位からの選定」は行わない。

選定にあたっては、以下の要件を設定し、企業の評価（順位付け）を行い、指名予定業者を１０者選定する。なお、１０者目の者と同点の者がいる場合、同点の者を全て選定する。

（１）　手持ち業務量（必須要件）

手持ち業務量は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）における当該年度契約額を令和２年度～令和６年度（過去５年間）の年平均契約額で除することにより求める。なお、手持ち業務量の対象は、発注業務の専門分野と同様の専門分野の実績のみを対象とする（設計共同体で受注した業務は除く）。

発注者は、発注する業務の内容に応じて、テクリスの業務部門・業務段階・業務内容を選択し専門分野を設定する。設定した専門分野と同様の専門分野の実績のみを、中部地方整備局が保有する契約実績から抽出し、過去５年間の年平均契約額を算出する。

※「専門分野」とテクリスの「業務部門・業務段階・業務内容」の関係については、「XII－１１　専門分野一覧」より確認することができる。

手持ち業務量の評価は以下に基づき４段階で評価する。

評　価　基　準	配　点
X ＜ 0.5	5
0.5 ≦ X ＜ 1.0	3
1.0 ≦ X ＜ 2.0	0
2.0 ≦ X	－

※１　X：当該年度契約額を過去５年間の年平均契約額で除した値
ただし、年平均契約額が 2,000 万円未満の場合又は、中部地方整備局で受注実績がない場合は、過去５年間の年平均契約額を 2,000 万円（補償コンサルタント業務は 1,000 万円）とする。

※２　X が 2.0 以上となる者は指名業者として選定しない。

※３　手持ち業務の基準日は、入札契約手続運営委員会の前日とする。また、前年度中に翌年度業務に係る手続きを行う場合は、原則として翌年度の４月１日時点を基準日として評価すること。

（２）　業務成績（必須要件）

業務成績は、中部地方整備局（港湾空港部を除く）における令和２年度～令和６年度（過去５年間）で評価する。なお、業務成績の対象とする業務は、発注業務の専門分野と同様の専門分野の実績のみで評価とする（設計共同体で受注した業務を含む）。

発注者は、発注する業務の内容に応じて、テクリスの業務部門・業務段階・業務内容を選択し専門分野を設定する。設定した専門分野と同様の専門分野の成績のみを、中部地方整備局が保有する契約実績から抽出し、過去５年間の平均点を算出する。

なお、当該専門分野における成績で６０点未満の実績がある場合は、評価を補正する。

業務成績の評価は以下に基づき５段階で評価する。

評　価　基　準	配　点
７５点以上	5
７５点未満　７０点以上	3
７０点未満　６５点以上 又は、過去５年間で専門分野における中部地方整備局の実績がない者	1
６５点未満　６０点以上	0
６０点未満	－

※１　過去５年間で専門分野における中部地方整備局の実績がない者は、６５点として評価とする。
※２　平均点が 60 点未満となる者は指名業者として選定しない。

６０点未満の実績がある場合は業務成績評価に以下の補正を行う。

評　価　基　準	配　点
直近２年間に６０点未満が２業務以上	－１０
直近２年間に６０点未満が１業務	－５
直近２年間に６０点未満がない	補正無

（３）　優良業務（必須要件）

優良業務として、中部地方整備局（港湾空港部を除く）が行う令和６年度・令和７年度（過去２年間）の優良業務表彰の有無を評価する（設計共同体で受注した業務を含む）。

なお、評価にあたっては、局長表彰・事務所長表彰に区分無く行う。

ただし、評価の対象とする優良業務表彰は、発注業務と同様の業種区分（土木関係建設コンサルタント・測量・地質調査）の表彰実績に限る。

優良業務の評価は以下に基づき３段階で評価する。

評　価　基　準	配　点
過去２年間において、２年連続で優良業務表彰の実績あり	5
過去２年間において、１年のみ優良業務表彰の実績あり	3
過去２年間において、優良業務表彰の実績なし	0

※１　過去２年間における各年度の表彰実績の有無を評価するものであり、優良業務表彰の受賞件数で評価を実施するものではない。

（４）　業務実績（必須要件）

業務実績は、基準日※1までに完了した過去１０年間※2の実績を対象とする（設計共同体で受注した業務を含む）。

業務実績の情報はテクリスの業務実績情報を用いる。「XI－２　選定候補業者群作成」において設定した同種又は類似業務の業務分野における実績を、以下のとおり評価する。

なお、補償関係コンサルタント業務は、別途設定する。

業務実績の評価は以下に基づき４段階で評価する。

評　価　基　準	配　点
中部地方整備局が発注した同種業務の実績がある	5
中部地方整備局以外の機関※3が発注した同種業務の実績がある	3
中部地方整備局が発注した類似業務の実績がある	1
中部地方整備局以外の機関※3が発注した類似業務の実績がある	0

※１　業務実績の基準日は、入札契約手続運営委員会の前日とする。

※２　毎年８月１日を年度の更新予定日とする。令和７年８月１日から指名する業務は平成２７年度以降とする。

※３　中部地方整備局以外の機関とは、中部地方整備局以外の国の機関、都道府県、政令指定都市、政府関係機関を言う。

（５）　技術的特性に関する要件（選択要件）

上記（１）～（４）の必須要件のほか、「技術的特性に関する要件」を設定し評価する。
「技術的特性に関する要件」に関しては、必ず１項目は設定することとし、業務内容に応じて３項目程度までを目安に複数設定することも可能とする。
以下に設定例を示すが、業務内容により設定例によりがたい場合は、別途項目を設定することもできる。

＜設定例①　業務拠点（地域での拠点となる場所）＞

業務拠点を、以下に基づき２段階で評価する。

評　価　基　準	配　点
○○事務所管内に本社(店)を有する。	5
○○県内に本社(店)を有する。	3

※１　「XI－２　選定候補業者群作成」において、地理的条件を「○○事務所管内」とした場合は、全ての者が５点で同点となるため、評価項目としては設定しない。
※２　業務拠点を設定する場合は、設定例②　地域精通度は設定しない。

＜設定例②　地域精通度（地域における業務経験）＞

基準日までに完了した業務において、地域での業務経験の有無を以下に基づき３段階で評価する。

評　価　基　準	配　点
○○事務所管内における業務経験がある。	5
○○県内における業務経験がある。	3
該当がない。	0

※１　「地域での業務経験」の詳細（対象とする年度、業務内容等）は、発注する業務の内容に応じて適宜設定すること。
※２　「地域での業務経験」については、テクリスに登録された実績を用いて評価する。
※３　地域精通度を設定する場合は、設定例①　業務拠点は設定しない。
※４　地域精通度の基準日は、入札契約手続運営委員会の前日とする。

＜設定例③　企業信頼度（災害復旧等の地域貢献度、災害協定の有無）＞

災害時の応急対応があり得る業務に関しては、災害復旧等の地域貢献度（災害復旧等に関する表彰、災害協定締結の有無、当該業務を発注する事務所等からの要請による活動実績等）を設定し、以下に基づき４段階で評価する。

評　価　基　準	配　点
○○事務所から 災害復旧等に関する表彰又は感謝状（過去２年間）を受けた実績がある。	5
○○事務所からの 要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（過去５年間）の実績を有する。	3
○○事務所と災害協定を締結している。	1
該当がない。	0

＜設定例④　企業信頼度（ボランティアによる地域貢献）＞

当該業務を発注する事務所等から河川・道路行政に係るボランティア活動による表彰や感謝状の受賞の有無を以下に基づき２段階で評価する。

評　価　基　準	配　点
○○事務所管内において、河川・道路行政にかかるボランティア活動による表彰や感謝状の受賞実績がある。	5
該当がない。	0

XII 参考

XII－１　評価結果の公表

プロポーザル方式又は総合評価落札方式において手続きを行った業務について、契約締結後、評価結果の公表を行う。また、閲覧とあわせ、ホームページにおいても評価結果を公表する。

なお、総合評価落札方式において履行確実性に関する評価を行わない業務については、履行確実性評価欄の全てに「－」を記入すること。

XII－２　低入札価格調査に該当した場合の取扱い

業務の適切な品質確保を図るため、以下の取扱いを行う。なお、これらの内容は、随時、変更されることがあるので留意する。

（１）　低入札価格調査

総合評価落札方式又は価格競争で手続きを行う場合、調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条調査を行う。

なお、調査基準価格は、予定価格が１，０００万円を超える場合に設定する。

調査基準価格の算出方法は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。

＜調査基準価格の算出方法＞

業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	－	予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額	予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額	予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額	予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額	予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額

（２）　低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(１)から(４)について実施する。

なお、(１)から(２)については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行う。

（１）増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限

増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限について、次の①及び②を実施する。

なお、①により配置する技術者は、テクリスに登録すること。

①当該業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の(ア)から(エ)までのすべての要件を満たす増員担当技術者を１名配置すること。

なお、発注者から調査基準価格未満の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「配置予定管理技術者の経歴等」及び「配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の同種業務の実績一覧」（自由様式）及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす増員担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第６条第１項第１２号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

(ア)配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者

(イ)配置予定管理技術者の保有している全ての資格（分野及び部門ともに）を有している者

(ウ)令和３年度から令和６年度末（過去４年間）の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７８点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が７８点以上である者

(エ)手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

②当該業務の履行期間中（評価基準日以前の期間を除く）は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で２億５千万円、件数で５件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(ア)から(エ)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させる。

(ア)当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(イ)当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(ウ)令和３年度から令和６年度末（過去４年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は令和３年度から令和６年度末（過去４年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７６点以上である者

(エ)手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の２名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成する【業務内容に応じて修正】までとする。

（３）再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の３分の１以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認する。

（４）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(１)①の担当技術者が出席すること。

（４）履行確認の厳格化

１）当該業務については、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行い、その結果を業務成績評定に反映する。

＜具体的な方法＞

業務計画書に記載されている業務工程における業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員が業務の履行状況を確認し、予定工程と比べて遅れがある場合や適切に業務の履行ができていない場合は、その段階毎に減点として扱い、その減点の合計を業務成績評定に反映させる。

履行確認時の基本的な考え方は以下のとおりとする。

・履行確認時に確認すべき点について、業務に応じてチェック項目を作成し、チェック項目に該当しない場合は減点なし（０点）、チェック項目に該当する場合は減点（チェック項目１つにつき、１点減点）する。

・チェック項目は、主要な区切り毎に作成し、予定工期と比べて遅れがある、照査内容があいまい、検討事項に対してミスや手戻りが多い等、個々の業務内容に応じて適宜設定する。

・業務履行中の減点の合計は、最大１５点とする。

２）当該業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について以下の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映。

＜確認項目＞

※以下の審査項目 a)～d)とは、履行確実性に関するヒアリングの審査項目

①審査項目「a)業務内容に対応した費用が計上されているか」「b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く）に適正な報酬が支払われることになっているか」「c)品質管理体制が確保されているか」において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

②審査項目「d)再委託先への支払いは適正か」において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

③その他「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

④業務成果品のミス、不備　等

（３）　業務コスト調査

当該業務について、業務コスト構造の詳細な把握を目的として業務コスト調査を実施する。

また、相当の理由なく期限内に業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明したときは、地方整備局長及び事務所長は、これらの事実を業務成績評定に厳格に反映させる。

XII－３　品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格

中部地方整備局では、予定価格 500 万円（補償関係コンサルタント業務については 100 万円）を超え 1,000 万円以下の業務について、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定し、その価格を下回った場合には、「低入札価格調査に該当した場合の取扱い」に記載されている「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うことを試行する。

（1）　品質確保基準価格の算出方法

算出方法は、「低入札価格調査に該当した場合の取扱い」に記載されている調査基準価格の算出方法に準じる。

（2）　総合評価落札方式による履行確実性の評価

総合評価落札方式による履行確実性の評価について、予定価格 500 万円（補償関係コンサルタント業務については 100 万円)を超え 1,000 万円以下の業務においても行うものとし、評価方法は予定価格が 1,000 万円を越えるものと同様とする。

（3）　再委託の確認

品質確保基準価格を下回る場合の、「低入札価格調査に該当した場合の取扱い」の「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の「再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認する。

XII－４　手持ち業務量に関する補足事項

契約金額は、百万円単位とし、小数第１位を切り上げとする。

履行期間が複数年度に跨る業務は、契約金額を履行期間の総月数（日数が１日以上であれば１月として扱う。）で除し、評価基準日とする年度における履行月数を乗じた金額を契約金額として評価する。

また、設計共同体として受注している業務の契約金額は、各構成員の分担額を契約金額として評価する。（テクリスに登録されている契約金額（自社分）にて算出する。）

【手持ち業務量の算出例】

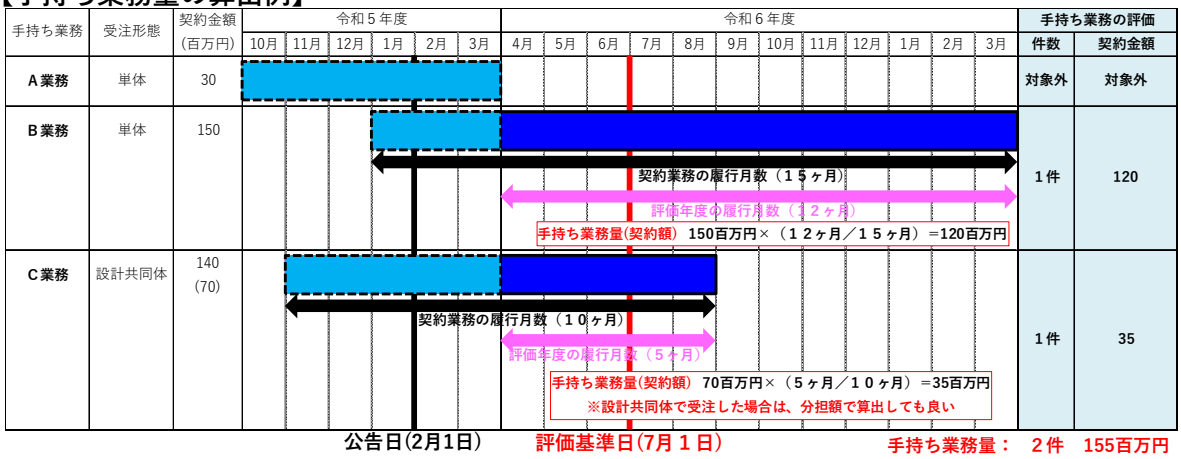

注１　手持ち業務量は管理技術者、担当技術者として従事している業務を対象とする。
注２　月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月を1ヶ月として算定する。
注３　テクリスに登録済の業務は、テクリスでの請負金額で算出する。
注４　設計共同体で受注し、手持ち業務の契約額を分担額とする場合は、提出資料に契約額と分担額を併記すること。
契約額と分担額が確認出来ない場合は、契約額を用いて算出する。

XII－５　業務成績の評価に関する補足事項

【 例 ： 総合評価落札方式・技術者・土木関係建設コンサルタントの場合】

○成績評価（技術者）A氏

・技術者A氏の過去4年間の業務実績

・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続きを行った「土木関係建設コンサルタント業務（テクリスの「主な業務内容」が「調査設計業務」「発注者支援業務等」「その他」のいずれかに該当する業務）**」**

土木関係建設コンサルタント業務

○○業務	△△業務	□□業務
・業務成績　77点	**・業務成績　80点**	**・業務成績　79点**
・管理技術者A氏 技術者評定77点	・管理技術者E氏 技術者評定80点	・管理技術者C氏 技術者評定79点
・担当技術者C氏 技術者評定76点	・担当技術者C氏 技術者評定78点	・担当技術者A氏 技術者評定78点
・照査技術者D氏 技術者評定76点	・照査技術者A氏 技術者評定80点	・照査技術者D氏 技術者評定78点

○A氏の業務成績（技術者評定）

（77＋80＋78）／3＝78．3（照査技術者としての評価を含む）

※平均点は、小数第２位を四捨五入し小数第１位止めとする。

【 例 ： 低入札価格調査に該当した場合の増員担当技術者及び管理技術者】
（総合評価落札方式・技術者・土木関係建設コンサルタントの場合）

○成績評価（増員担当技術者）A氏

・技術者A氏の過去4年間の業務実績

・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注手続きを行った「土木関係建設コンサルタント業務（テクリスの「主な業務内容」が「調査設計業務」「発注者支援業務等」「その他」のいずれかに該当する業務）**」**

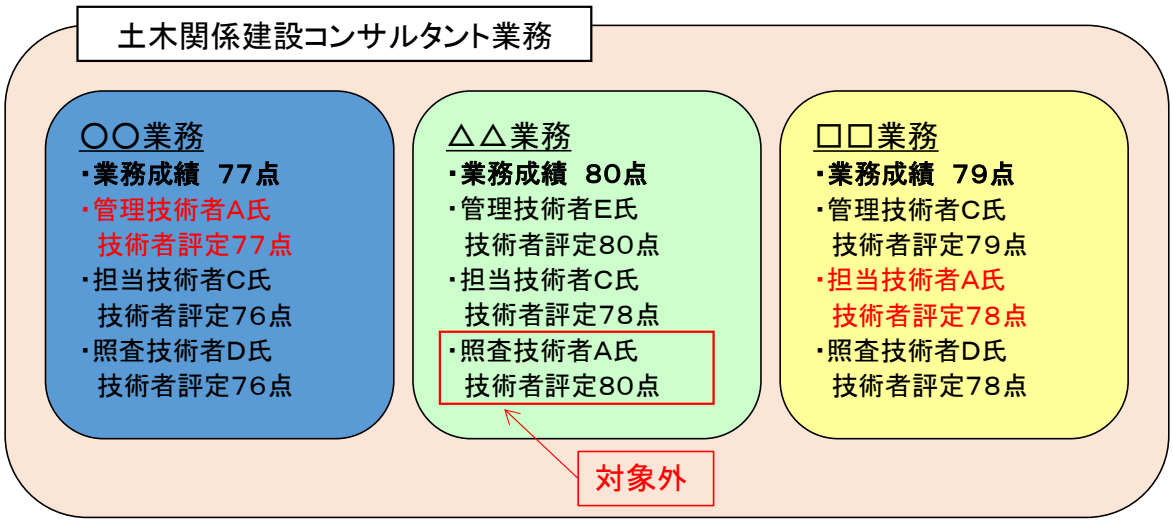

○A氏の業務成績（技術者評定）

（77＋78）／2＝77．5（照査技術者としての評価を除く）

※平均点は、小数第２位を四捨五入し小数第１位止めとする。

XII－6　継続教育（CPD）の補足事項

（1）　基本的な考え方

継続教育（CPD）の評価における業種区分と各 CPD 協議会の関係は以下のとおり。

業種区分	CPD 協議会
土木関係建設コンサルタント業務	建設系 CPD 協議会
地質調査業務	建設系 CPD 協議会
測量業務	測量系 CPD 協議会
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント CPD 協議会

（2）　建設系 CPD 協議会

建設系 CPD 協議会の構成団体と各構成団体が推奨する単位は以下のとおり。

No	構成団体	推奨単位
1	（公社）空気調和・衛生工学会	50/年
2	（一財）建設業振興基金	12/年
3	（一社）建設コンサルタンツ協会	50/年
4	（一社）交通工学研究会	50/年 (200/4 年)
5	（公社）地盤工学会	50/年
6	（公社）森林・自然環境技術教育研究センター	20/年
7	（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50/年
8	（一社）全国測量設計業協会連合会	20/年
9	（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20/年
10	（一社）全日本建設技術協会	25/年
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50/年 (250/5 年)
12	（公社）土木学会	50/年 (250/5 年)
13	（一社）日本環境アセスメント協会	50/年 (250/5 年)
14	（公社）日本技術士会	基準 20/年 推奨 50/年 (250/5 年)
15	（公社）日本建築士会連合会	12/年
16	（公社）日本コンクリート工学会	推奨値なし
17	（公社）日本造園学会	50/年
18	（公社）日本都市計画学会	50/年
19	（公社）農業農村工学会	50/年

※注意事項：不明な点は各構成団体にお問い合わせ下さい。

＜出典：建設系 CPD 協議会ホームページ＞

（3） 測量系 CPD 協議会

測量系 CPD 協議会では、証明書の発行を構成団体ではなく測量系 CPD 協議会が行っており、推奨する単位は以下のとおり。

No	構成団体	推奨単位
1	測量系 CPD 協議会	20/年 (100/5 年)

＜出典：測量 CPD マニュアル（測量系 CPD 協議会　2023 年 4 月 1 日現在）＞

（4） 補償コンサルタント CPD 協議会

補償コンサルタント CPD 協議会では、証明書の発行を構成団体ではなく補償コンサルタント CPD 協議会が行っており、推奨する単位は以下のとおり。

No	構成団体	推奨単位
1	補償コンサルタント CPD 協議会	30/年 (150/5 年)

＜出典：補償コンサルタント CPD マニュアル（一般社団法人日本補償コンサルタント協会

・補償コンサルタント継続的能力開発（CPD）制度協議会

令和 5 年（西暦 2023）年 4 月 1 日　Ver1.54）＞

XII－７　「休業」を取得している場合の CPD の評価対象期間の考え方

【「休業」を6ヶ月取得している場合（年単位に切り上げた1年間を評価対象期間に加えて評価）】

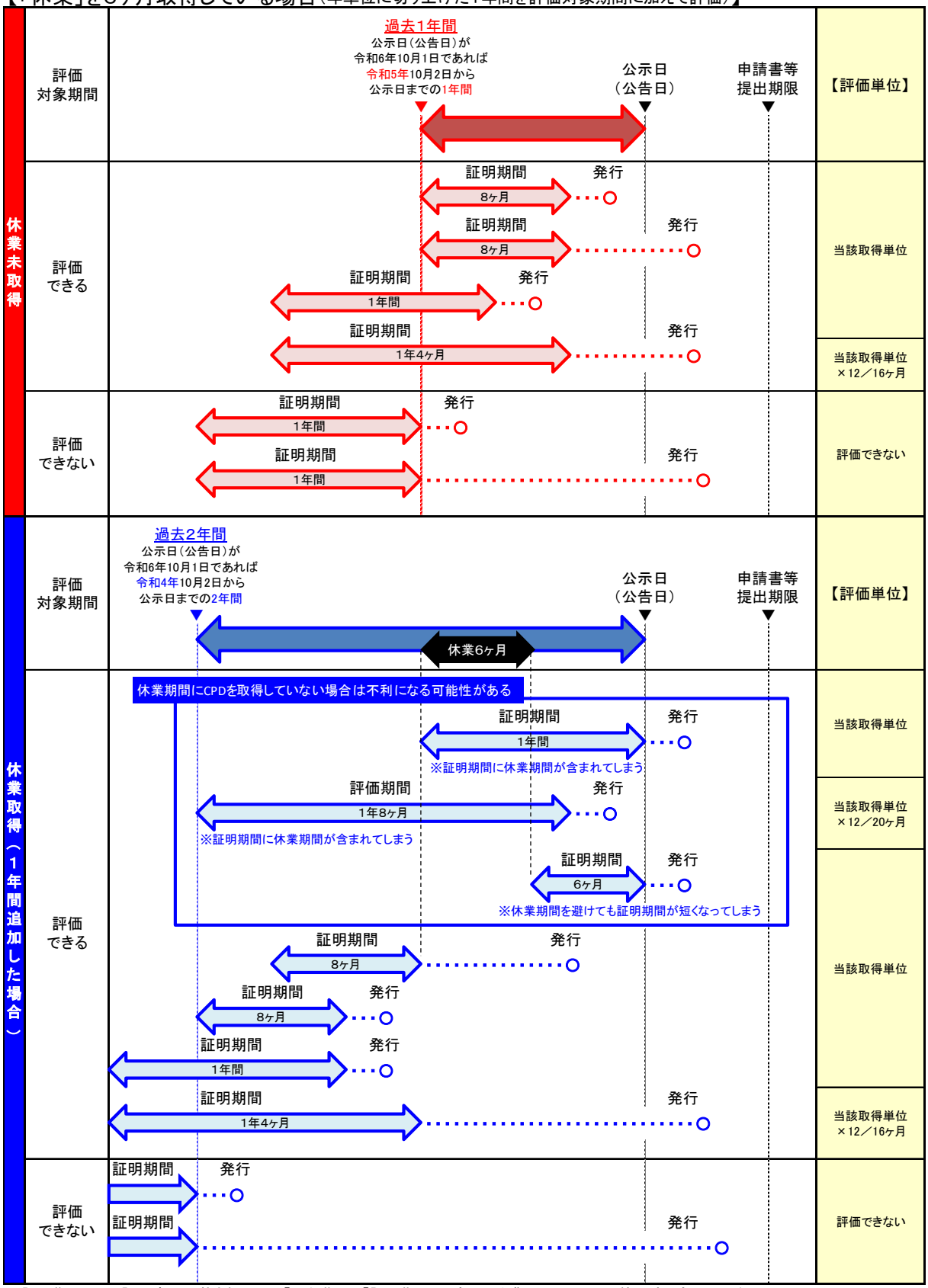

※証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。

XII－８　単年度に完了しない技術提案を求める業務（複数年プロポ）

（１）　対象業務

「単年度に完了しない技術提案を求める業務（複数年プロポ）」は以下の条件にあてはまる業務を対象として試行する。

①公募型又は簡易公募型（拡大含む）プロポーザル方式で発注する業務のうち、単年度で成果を得ることが困難な業務。

②完了年度が明確となっており、業務期間３年程度で完了できる業務。

（２）　基本的な考え方

①２～３年後の業務成果を見据えて提出された技術提案は、２～３年後の業務が完了するまで知的所有権は受注者に帰属。

②初年度（業務着手年度）は公募型又は簡易公募型（拡大含む）プロポーザル方式と同様の手続きで受注者を選定し、後業務は随意契約する。

③評価テーマについては、業務全体を見据えた１テーマを設定する。ただし、発注規模が大きく、内容が複雑で複数のテーマを設定する事が妥当な場合は２テーマとしても良い。１テーマにつきＡ４判１枚～２枚以内の提出を求める。

④配置予定技術者について、当初提出された配置予定技術者の実績や成績についても評価したうえで特定しているため技術者の変更は認めない。

（３）　イメージ

	初年度	2年目	3年目
業務内容	・現状分析 ・課題整理	・目指すべき方向性の検討	・〇〇計画の策定

【現行】

		初年度	2年目	3年目
単年度	入札・契約方式	入札・契約手続き　プロ　業務期間	入札・契約手続き　プロポ　業務期間	入札・契約手続き　プロポ　業務期間
	企画提案	〇〇〇〇〇の分析手法の提案	〇〇〇〇〇項目の検討手法の提案	〇〇〇〇〇計画の評価手法の提案

【改定】

		初年度	2年目	3年目
複数年（3年）※各年度毎に随意契約	入札・契約方式	入札・契約手続き　プロポ　業務期間	契約手続き　業務期間　随契	契約手続き　業務期間　随契
	企画提案	〇〇〇〇〇の課題抽出手法の提案 〇〇〇〇〇計画を踏まえた評価手法の提案		

XII－９　一括審査方式

入札契約手続きにおいて提出を求める資料を同一のもので一括して審査することにより、受発注者双方の負担軽減を図ることを目的に試行する。

（１）　一括審査方式の活用

一括審査方式を活用できる業務については、以下の条件をすべて満たす複数の業務とする。

①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務

②業種区分・業務の目的・内容、競争参加資格要件・技術評価の項目が同一の業務

・業務の目的・内容が同種の業務

・実施箇所が近接（地域要件が同一）している業務

・業務内容が数量以外同一、かつ同規模の業務（基本事項・提案内容※が同一）

※総合評価の場合、提案内容が同一となるように評価テーマ設定に留意すること

③業務規模（金額）が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務

④入札公告、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務

⑤総合評価落札方式、簡易公募型競争入札方式又は一般競争入札で発注する業務

⑥対象業務は下記のうち、技術的難易度が比較的高くない業務とする。

・土木関係建設コンサルタント業務

・測量

・地質調査業務

・補償関係コンサルタント業務

・建築関係建設コンサルタント業務

（２）　一括審査方式の内容

①入札参加希望者は、公告等により応募する業務を決め申請

（配置予定技術者は、複数の業務に応募する場合も同一技術者１名のみ）

②複数の業務に参加を希望する場合は、２件目以降について、「競争参加資格確認申請書（表紙）」「技術提案書（表紙）」のみ提出し、それ以外の資料添付を省略する。

２件目以降で省略しなかった「競争参加資格確認申請書」「技術提案書」は、無効とする場合がある。

③公告及び入札説明書の配布は、業務ごとに行う。

④入札参加者は、参加を希望する業務それぞれに、「競争参加資格確認申請書（表紙）」、「技術提案書（表紙）」の提出及び入札が必要である。

⑤開札する順番（開札時刻）、落札決定の順番を入札説明書に明示し、当該順番により落札者を決定する

⑥落札決定を受けた者は、原則それ以降の入札を無効とする。

ただし、一括審査とする業務件数、過去の類似業務の参加状況などを総合的に判断し、1企業2件まで落札することもできることとするが、この場合においても、複数応募した企業が1件目の落札決定を受けた後、当該企業は、次に開札する案件を辞退することもできることとする。このため、1件目の落札決定後、当該企業にその意思を確認することとし、辞退した場合は以降の入札を無効とする。

XII－１０　簡易公募型競争入札方式（簡易確認型）の運用（案）

（１）　概要

指名競争入札方式を除く業務発注方式では、競争参加者が数十枚に及ぶ申請資料を作成する必要があり、また、これに係る発注者の技術審査等、受発注者双方の事務負担が課題となっているところである。

「簡易確認型」では上記の課題に対応するため、評価に係る申請資料の提出を、競争参加者の自己申告による「簡易な資料」の提出に留め、開札後に、落札候補者に対してのみ、「詳細な資料」の提出を求め内容を確認する方式である。

「簡易確認型」を簡易公募型競争入札で発注する業務で試行し、落札候補者以外の者及び発注者の事務負担軽減の効果を検証する。

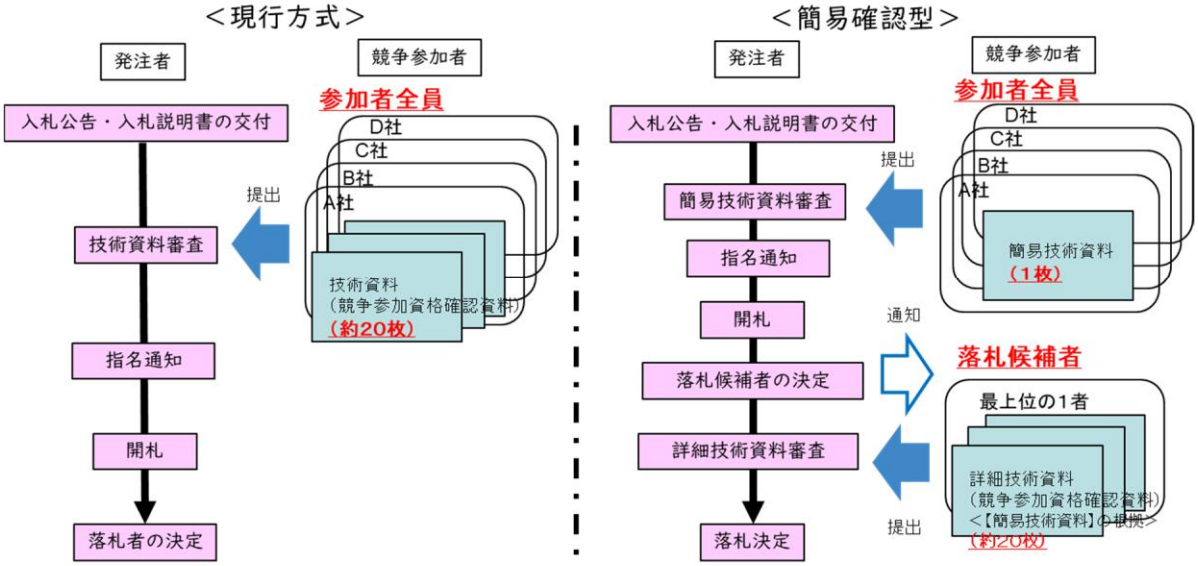

（２）　試行対象

業務種別：全ての業務種別（土木関係建設コンサルタント業務・測量業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務）に適用。

発注方式：令和４年度補正予算成立以降に簡易公募型競争入札方式で発注する全ての業務に適用。

（３）　手続きフロー　①公示～開札

「VI－３　価格競争方式（簡易公募型競争入札）の実施手順」のとおり。

（４）　手続きフロー　②開札～落札決定

以下のとおり。

簡易公募型競争入札【簡易確認型】の手続き
② 開札 ～ 落札決定

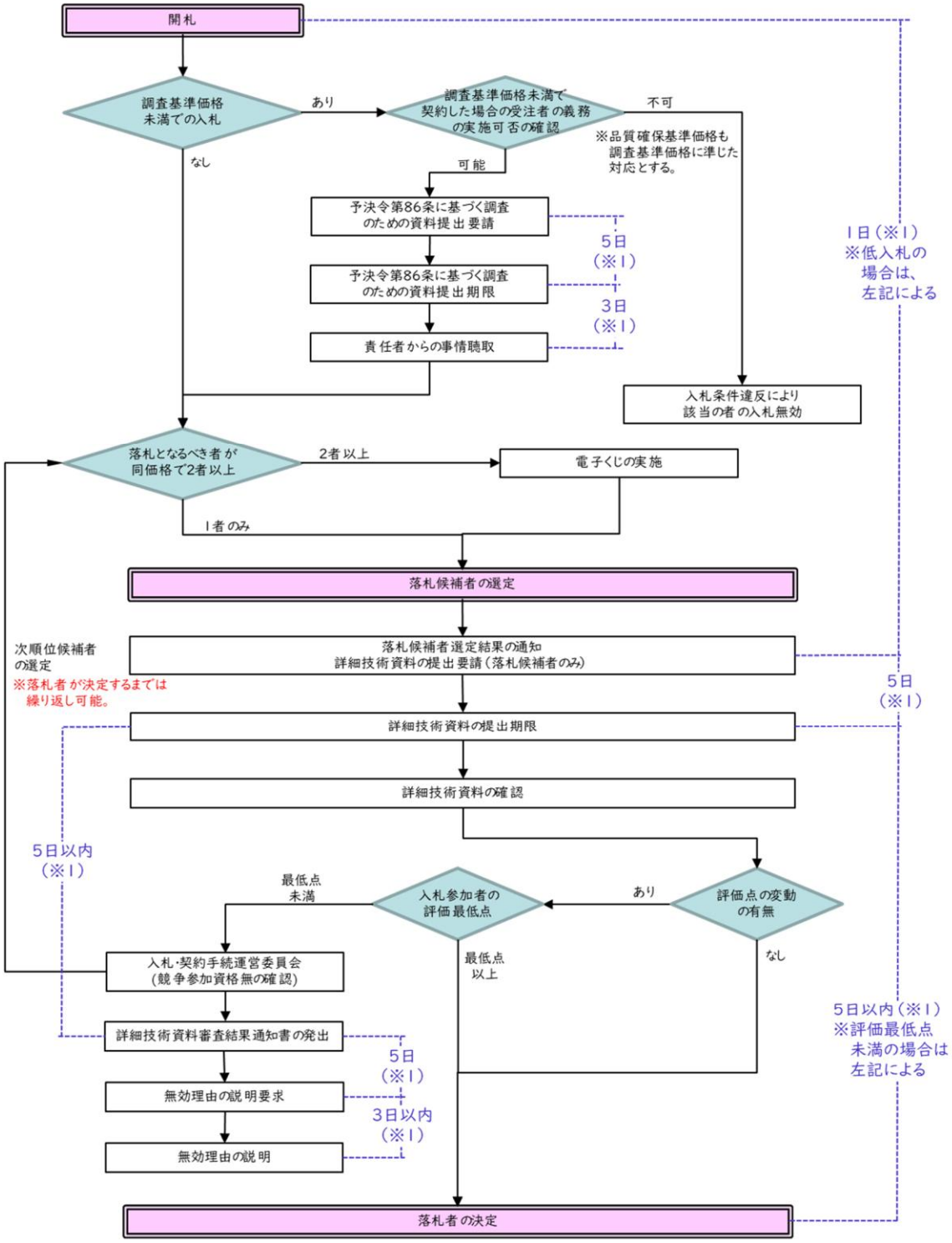

※1　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律91号）第1条に規定する行政機関の休日は日数に含まない。

（5）　各手続きの詳細

１）公示、入札説明書の交付

・公示及び入札説明書には、「簡易確認型」の試行業務である旨の記載を行う。

・また、詳細技術資料を求める者について、入札価格の最低価格を入札した者（ただし、落札となるべき同価格の入札した者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決める）１者のみとするが、詳細技術資料を確認した結果、競争参加資格を満たさない場合は、当該者の入札を無効とし、再度、詳細技術資料を求める者の選定を行い、落札者が決定するまで繰り返し可能である旨の記載を行う。

２）参加表明書及び簡易技術資料の提出

・入札参加希望者に対し、指名されるために必要な要件を満たしていることを誓約した**「参加表明書」**の提出を求める。

・また、**「参加表明書」**と併せ、入札参加希望者が自己申告によって評価点を記載する**「簡易技術資料」**の提出を求める。

・『一括審査方式』で業務発注を行う場合には、参加を希望する業務毎に、**「参加表明書」**と、**「簡易技術資料」**の提出を求める。

３）入札契約手続運営委員会（簡易技術資料提出後）

・参加資格要件の確認結果及び入札参加者の選定結果について審議する。

・参加資格要件の確認は、以下に示す①～③が確認された場合に、参加資格要件を満たす者と判断する。

・入札参加者は、参加資格要件を満たす者のうち、評価点の高い者から１０者を選定するが、評価点が同点で１０位の者が複数の場合は、同点の者すべてを選定する。

・参加者が１０者以下の場合は、参加資格要件を満たす者すべてを入札参加者として選定するものとし、入札参加者が１者のみであっても入札を行うことが出来る。

・『一括審査方式』で業務発注を行う場合であっても、入札参加者の選定は、業務毎に上記に基づき実施するものとし、各業務に参加する者が重複しても良い。

■入札参加資格の確認

下記が確認された場合は「参加資格要件を満たす者」とする。

①参加表明書及び簡易技術資料が提出されている。

②参加表明書に「入札説明書の指名されるために必要な要件に定める各条件を満たしている」の記載がある。

③社名から下記事項を確認し問題がない。

a)予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない。

b)中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における○○業務に係る令和○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

c)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d)参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

e)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

f)資本関係及び人的関係に関する要件として、参加表明書を提出しようとする者の間に入札説明書に示す項目のいずれかに該当する関係がないこと。

■入札参加者の選定

・**「簡易技術資料」**に基づき、入札参加者を選定するための評価を行う。

・各評価項目に、未入力や複数入力がある場合、その項目は評価しない。

（当該評価項目については０点として評価する。）

・評価項目のうち、企業の業務成績、配置予定技術者の業務成績は、発注者が確認・評価する。ただし、中部地方整備局が発注する業務の受注実績の無い場合もあるため、他機関における同種・類似業務等の実績の有無等、評価に係る内容を**「簡易技術資料」**にて確認する。

・**「簡易技術資料」**の評価に、企業の業務成績、配置予定技術者の業務成績の評価を加えた点数を、入札参加者を選定する評価点とする。

４）指名通知

・３）の審査結果を踏まえ、入札参加希望者に対し電子入札システムにより指名／非指名通知を行う。

・非指名の者に対し、電子入札システムの入力欄で、３）の審査結果に基づく評価点を通知する。

非指名業者：審査の結果、貴社の評価点は、●●点で他社が優位であったため。

【指名されるために必要な要件を満たしていない場合は以下】

審査の結果、貴社は指名されるために必要な要件を満たしていないため。

・紙入札を希望する者に対しては、上記に準じた対応を行うこと。

5）開札及び落札候補者の選定

・4）で指名した者で入札を行う。

・入札価格により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を「落札候補者」とする。なお、最低の価格の者が複数の場合は、くじにより1者を選定し「落札候補者」とする。

・調査基準価格または品質確保基準価格未満で入札が行われた場合には、「落札候補者」を選定する前に、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の履行の可否の確認等を行うこと。

・調査基準価格または品質確保基準価格未満で入札が行われた場合には、確認作業が完了するまでの期間は開札を保留とし、保留通知時に、保留理由として「本件は入札額が調査基準価格（品質確保基準価格）を下回る金額であったため」として入札参加者に周知する。

・「落札候補者」となった者に対し、以降6）～8）に示す詳細技術資料の確認を行い、当該「落札候補者」の入札を無効とした場合には、再度、「落札候補者」の選定を行うことが出来る。

・ただし「落札候補者」の選定は、落札者が決定するまで繰り返し可能とするが、選定した全ての「落札候補者」の入札が無効となった場合は、「不落」とする。

・開札～落札決定までの期間は落札決定を保留とし、保留通知時に、保留理由として「落札候補者の詳細技術資料を確認しているため」とすることで、落札候補者以外の者に対しては、他社が落札候補者となったことを周知する。

・「一括審査方式」にて発注する場合は、開札した業務の「落札候補者」を選定するまで、次に開札する業務の「落札候補者」を選定してはならない。なお、「落札候補者」に選定された者が、事後に開札する別業務に参加している場合は、当該「落札候補者」が行う別業務の入札を無効として扱う。（1者1件を上限とする。）また、「落札候補者」が審査の結果、落札者とならなかった場合も、別業務の入札は無効のままとする。

・上記により、再度の「落札候補者」選定を行う必要が生じた場合は、既に別業務に、「落札候補者」に選定されている者が行った入札は、再選定時に無効として扱う。

6）落札候補者選定結果の通知・詳細技術資料の提出依頼

・落札候補者に対しては、**「詳細技術資料提出依頼書」**を電子メールで送付し、**「詳細技術資料」**の提出を依頼する。

・契約担当課はメール送付後に、送付した旨を電話で落札候補者に連絡すること。

7）詳細技術資料の提出

・詳細技術資料は**「詳細技術資料提出依頼書」**の発出から5日（行政機関の休日は含まない）後を期限として提出を求める。

・詳細技術資料は従来の競争参加資格確認資料と同様とし、電子メールで提出すること。

・落札候補者はメール送付後に、提出した旨を電話で契約担当課に連絡すること。

・契約担当課は提出のあった詳細技術資料を発注担当課へ渡すこと。

８）詳細技術資料の確認

・提出された**「詳細技術資料」**は発注担当課において、参加資格要件を満たしているか確認するとともに、**「簡易技術資料」**の評価点と相違がないことを確認する。

・評価点の確認は評価項目毎に行うこととし、**「簡易技術資料」**と**「詳細技術資料」**の評価点に相違がある場合は、評価項目毎の**「簡易技術資料」**の評価点を上限として評価する。（**「詳細技術資料」**に基づき評価点を減点することはあるが、加点はしない。）

・発注担当課は確認結果を契約担当課に電子メールで報告する。

・**「詳細技術資料」**の確認は提出期限から５日（行政機関の休日は含まない）後を期限に実施する。（落札候補者１者に係る日数を５日とし、複数となった場合は各々で５日）

９）入札契約手続運営委員会（詳細技術資料提出後）【必要な場合のみ】

・**「詳細技術資料」**を確認した結果、「落札候補者」が参加資格要件を満たさない場合、又 は、以下①～③の全てに該当する場合に、「落札候補者」の入札を無効とする。これに該当する場合は、入札契約手続運営委員会において審査する。

①**「簡易技術資料」**と**「詳細技術資料」**の評価点に相違がある場合

②参加者数多数で、全参加者の中から評価点により入札参加者を選定している場合

③**「詳細技術資料」**の評価点が、選定した入札参加者の最低点未満となる場合

・入札契約手続運営委員会において、当該「落札候補者」の入札を無効とした場合は、再度、５）落札候補者の選定を実施する。

１０）落札者の決定

・５）～９）を実施し「落札候補者」を、落札者として決定する。

・落札決定を行うことにより「落札候補者」を含む全ての入札参加者に通知する。

・９）により「落札候補者」の入札を無効とする場合は**「詳細技術資料審査結果通知書」**により、電子メールにより送付する。

１１）入札結果の公表

・公表する資料は、これまでと同様とする。

・評価点を記載する「指名業者選定表」は、以下のとおりとする。

①落札候補者　　：**「詳細技術資料」**による評価

②落札候補者以外：**「簡易技術資料」**による評価

・５）～９）を実施した結果、落札候補者の入札を無効とした場合は、「入札調書」に「無効」と記載すること。

（6）　不誠実行為（技術資料の虚偽記載等）の確認

以下のいずれかに該当する場合、指名停止措置要領に基づく措置を行うことがある。

・簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合（根拠もなく全ての評価項目を満点に設定したと見受けられる等）は、後日、詳細な資料の提出を求めたうえでヒアリングを行い、ヒアリングの結果、過失ではなく、虚偽の記載をしたことが確認された場合。

・詳細技術資料の提出を拒否した場合。

（7）　その他

「簡易技術資料」、**「詳細技術資料」**については提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

「詳細技術資料」の内容に不明な部分がある場合は、落札候補者に対し内容補完のため発注担当課において記載された内容に関する確認又は、追加資料の提出を依頼することが出来る。

（8）　試行結果の確認（アンケート）

本試行は受発注者双方の事務負担の軽減を目的に実施するものであり、実施による効果を検証するため、後日、発注者・受注者及び業務に参加した者に対し、アンケートを実施する予定のため協力されたい。

（9）　詳細技術資料の確認により、落札候補者の入札が無効、有効となるパターン

以下の①～③の全てに該当する場合は、落札候補者の入札を無効とする。

①**「簡易技術資料」**と**「詳細技術資料」**の評価点に相違がある場合

②参加者多数で、全参加者の中から評価点により入札参加者を選定している場合

③**「詳細技術資料」**の評価点が、入札に参加した者の最低の評価点未満となる場合

【無効となるパターン】上記①～③の全てに該当する場合

①評価点に相違あり

入札参加者

企業名	順位	簡易技術資料評価点	詳細技術資料評価点	有効　無効
A	1	30	20	無効
B	2	29		
C	3	28		
D	4	27		
E	5	26		
F	6	25		
G	7	24		
H	8	23		
I	9	22		
J	10	21		
K	11	20		
L				
M	13	18		

③入札参加者の最低評価点（Ｊ）の評価点未満のため無効

②参加者を選定している

【有効となるパターン１】上記②に該当しない場合（参加者少数）

入札参加者

企業名	順位	簡易技術資料評価点	詳細技術資料評価点	有効　無効
A	1	30	22	有効
B	2	29		
C	3	28		
D	4	27		
E	5	26		
F	6	25		
G	7	24		
H	8	23		
	9			
	10			
	11			

①評価点に相違あり

②参加者を選定していないため有効

【有効となるパターン２】上記③に該当しない場合

（詳細技術資料評価点が入札参加者の最低評価点以上）

①評価点に相違あり

入札参加者

企業名	順位	簡易技術資料評価点	詳細技術資料評価点	有効　無効
A	1	30	21	有効
B	2	29		
C	3	28		
D	4	27		
E	5	26		
F	6	25		
G	7	24		
H	8	23		
I	9	22		
J	10	21		
K	11	20		
L	12	19		
M				

③入札参加者の最低評価点（Ｊ）の評価点以上のため有効

②参加者を選定している

XII－１１　専門分野一覧

「XI－３ 指名業者の選定－（１）手持ち業務量」にて設定する「専門分野」とテクリスの「業務部門・業務段階・業務内容」の関係は以下のとおり。

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
1	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	企画
2	環境 外業	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 水質調査
3	地質調査	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 地下水調査
4	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 治水経済調査
5	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 計画降雨検討
6	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 基本高水･計画高水流量検討
7	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 低水流出解析
8	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 河道計画
9	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 内水解析
10	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 利水計画
11	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 正常流量検討
12	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 氾濫水理解析
13	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 総合治水調査･計画
14	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	調査･計画 その他
15	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	基本(予備･概略)設計 築堤･護岸
16	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	基本(予備･概略)設計 樋門･樋管
17	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	基本(予備･概略)設計 床止め
18	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	基本(予備･概略)設計 堰
19	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	基本(予備･概略)設計 水門･閘門
20	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	基本(予備･概略)設計 調節池･遊水池
21	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	基本(予備･概略)設計 揚排水機場
22	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	基本(予備･概略)設計 その他
23	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	実施(詳細)設計 築堤･護岸
24	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	実施(詳細)設計 樋門･樋管
25	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	実施(詳細)設計 床止め
26	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	実施(詳細)設計 堰
27	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	実施(詳細)設計 水門･閘門
28	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	実施(詳細)設計 調節池･遊水池
29	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	実施(詳細)設計 揚排水機場
30	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	実施(詳細)設計 その他
31	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	施工計画
32	役務	河川、砂防及び海岸	河川	施工管理･積算 監督
33	役務	河川、砂防及び海岸	河川	施工管理･積算 積算
34	役務	河川、砂防及び海岸	河川	施工管理･積算 検査
35	役務	河川、砂防及び海岸	河川	施工管理･積算 その他
36	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	維持管理 洪水予報
37	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	維持管理 低水管理
38	環境 内業＋外業	河川、砂防及び海岸	河川	維持管理 水質保全
39	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	維持管理 漏水対策
40	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	河川	維持管理 その他
41	役務	河川、砂防及び海岸	河川	記録・広報（ＰＲ）
42	河川計画	河川、砂防及び海岸	河川	その他
43	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	企画
44	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 渓流空間利用実態調査
45	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 水系砂防調査
46	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 土石流対策調査
47	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 流木対策調査
48	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 火山対策砂防調査
49	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 水系砂防計画
50	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 土石流対策施設計画

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
51	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 流木対策施設計画
52	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 火山対策砂防計画
53	地質調査	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 地すべり予備調査
54	地質調査	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 地すべり概査
55	地質調査	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 地すべり機構解析
56	地質調査	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 地すべり対策計画
57	地質調査	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 急傾斜地予備調査
58	地質調査	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 急傾斜地概査
59	地質調査	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 急傾斜地機構解析
60	地質調査	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 急傾斜地崩壊対策計画
61	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	調査･計画 その他
62	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 砂防ダム
63	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 床固工
64	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 流路工
65	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 土石流対策工
66	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 流木対策工
67	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 護岸工
68	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 山腹工
69	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 地すべり防止施設
70	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 急傾斜地崩壊防止施設
71	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	基本(予備･概略)設計 その他
72	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 砂防ダム
73	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 床固工
74	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 流路工
75	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 土石流対策工
76	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 流木対策工
77	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 護岸工
78	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 山腹工
79	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 地すべり防止施設
80	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 急傾斜地崩壊防止施設
81	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	実施(詳細)設計 その他
82	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	施工計画
83	役務	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	施工管理･積算 監督
84	役務	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	施工管理･積算 積算
85	役務	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	施工管理･積算 検査
86	役務	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	施工管理･積算 その他
87	役務	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	維持管理 点検
88	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	維持管理 その他
89	役務	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	記録・広報（ＰＲ）
90	河川計画	河川、砂防及び海岸	砂防、地すべり	その他
91	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	企画
92	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	調査･計画 水理･水文･気象調査
93	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	調査･計画 利水計画
94	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	調査･計画 治水計画(洪水調節計算)
95	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	調査･計画 施設配置計画
96	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	調査･計画 再建計画
97	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	調査･計画 経済調査
98	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	調査･計画 その他
99	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	基本(予備･概略)設計 転流工
100	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	基本(予備･概略)設計 コンクリートダム

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
101	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	基本(予備･概略)設計 フィルダム本体
102	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	基本(予備･概略)設計 フィルダム洪水吐き
103	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	基本(予備･概略)設計 管理施設(係船設備,管理所等)
104	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	基本(予備･概略)設計 管理用発電
105	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	基本(予備･概略)設計 その他
106	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	実施(詳細)設計 転流工
107	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	実施(詳細)設計 コンクリートダム
108	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	実施(詳細)設計 フィルダム本体
109	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	実施(詳細)設計 フィルダム洪水吐き
110	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	実施(詳細)設計 管理施設(係船設備,管理所等)
111	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	実施(詳細)設計 管理用発電
112	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	実施(詳細)設計 水理模型実験
113	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	実施(詳細)設計 その他
114	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	施工計画 コンクリートダム施工計画･施工設備概略設計
115	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	施工計画 コンクリートダム施工計画･施工設備実施設計
116	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	施工計画 フィルダム施工計画･施工設備概略設計
117	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	施工計画 フィルダム施工計画･施工設備実施設計
118	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	施工計画 その他
119	役務	河川、砂防及び海岸	ダム	施工管理･積算 監督
120	役務	河川、砂防及び海岸	ダム	施工管理･積算 積算
121	役務	河川、砂防及び海岸	ダム	施工管理･積算 検査
122	役務	河川、砂防及び海岸	ダム	施工管理･積算 その他
123	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	維持管理 冷濁水対策
124	河川計画	河川、砂防及び海岸	ダム	維持管理 富栄養化対策
125	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	維持管理 点検
126	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	維持管理 維持修繕
127	河川構造物 砂防（ダム）	河川、砂防及び海岸	ダム	維持管理 その他
128	役務	河川、砂防及び海岸	ダム	記録・広報（ＰＲ）
129	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	ダム	その他
130	河川計画	河川、砂防及び海岸	海岸	企画
131	河川計画	河川、砂防及び海岸	海岸	調査･計画 潮位･波浪調査
132	河川計画	河川、砂防及び海岸	海岸	調査･計画 漂砂･海岸線調査計画
133	河川計画	河川、砂防及び海岸	海岸	調査･計画 海岸保全計画
134	河川計画	河川、砂防及び海岸	海岸	調査･計画 浸食対策計画
135	河川計画	河川、砂防及び海岸	海岸	調査･計画 海岸利用
136	河川計画	河川、砂防及び海岸	海岸	調査･計画 経済調査
137	河川計画	河川、砂防及び海岸	海岸	調査･計画 その他
138	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 堤防･護岸･胸壁
139	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 突堤
140	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 離岸堤,消波提
141	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 高潮･津波防波堤
142	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 人工岬
143	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 人工リーフ
144	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 人工海浜
145	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 附帯設備(水門･樋門,排水機場,陸閘)
146	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	基本(予備･概略)設計 その他
147	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 堤防･護岸･胸壁
148	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 突堤
149	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 離岸堤,消波提
150	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 高潮･津波防波堤
151	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 人工岬
152	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 人工リーフ
153	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 人工海浜
154	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 附帯設備(水門･樋門,排水機場,陸閘)
155	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	実施(詳細)設計 その他

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
156	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	施工計画
157	役務	河川、砂防及び海岸	海岸	施工管理･積算 監督
158	役務	河川、砂防及び海岸	海岸	施工管理･積算 積算
159	役務	河川、砂防及び海岸	海岸	施工管理･積算 検査
160	役務	河川、砂防及び海岸	海岸	施工管理･積算 その他
161	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	維持管理 点検
162	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	維持管理 維持修繕
163	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	維持管理 その他
164	役務	河川、砂防及び海岸	海岸	記録・広報（ＰＲ）
165	河川構造物 海岸	河川、砂防及び海岸	海岸	その他
166	河川構造物 河川	河川、砂防及び海岸	その他	
167	道路計画	道路	道路	企画
168	交通量調査 外業	道路	道路	調査･計画 交通量調査
169	交通量調査 外業	道路	道路	調査･計画 速度調査
170	交通量調査 外業	道路	道路	調査･計画 起終点調査
171	交通量調査 外業	道路	道路	調査･計画 交通渋滞調査
172	交通量調査 外業	道路	道路	調査･計画 道路網･路線現況調査
173	交通量調査 内業＋外業	道路	道路	調査･計画 交通量推計調査
174	道路計画	道路	道路	調査･計画 道路網･路線計画
175	道路計画	道路	道路	調査･計画 経済調査
176	道路計画	道路	道路	調査･計画 その他
177	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 道路設計(1/2,000～5,000)
178	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 道路修正設計(1/2,000～5,000)
179	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 道路設計(1/1,000)
180	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 道路修正設計(1/1,000)
181	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 平面交差点設計
182	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 立体交差点設計
183	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 道路休憩･連絡等施設設計(ｻｰﾋﾞｽｴﾘｱ,ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ 等)
184	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 附帯工設計(付替･取付道水路工,土取場･土捨場設計等)
185	道路構造物 道路	道路	道路	基本(予備･概略)設計 その他
186	道路構造物 道路	道路	道路	実施(詳細)設計 道路設計
187	道路構造物 道路	道路	道路	実施(詳細)設計 歩道設計
188	道路構造物 道路	道路	道路	実施(詳細)設計 平面交差点設計
189	道路構造物 道路	道路	道路	実施(詳細)設計 立体交差点設計
190	道路構造物 道路	道路	道路	実施(詳細)設計 道路休憩･連絡等施設設計(ｻｰﾋﾞｽｴﾘｱ,ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ 等)
191	道路構造物 道路	道路	道路	実施(詳細)設計 附帯工設計(付替･取付道水路工,土取場･土捨場設計等)
192	道路構造物 道路	道路	道路	実施(詳細)設計 舗装工
193	道路構造物 道路	道路	道路	実施(詳細)設計 その他
194	道路構造物 道路	道路	道路	施工計画
195	役務	道路	道路	施工管理･積算 監督
196	役務	道路	道路	施工管理･積算 積算
197	役務	道路	道路	施工管理･積算 検査
198	役務	道路	道路	施工管理･積算 その他
199	道路管理	道路	道路	維持管理 事故調査
200	道路管理	道路	道路	維持管理 点検
201	道路管理	道路	道路	維持管理 変状調査
202	道路管理	道路	道路	維持管理 維持･補修計画
203	道路構造物 道路	道路	道路	維持管理 舗装オーバーレイ
204	道路管理	道路	道路	維持管理 交通誘導･規制
205	道路管理	道路	道路	維持管理 その他
206	役務	道路	道路	記録・広報（ＰＲ）
207	道路管理	道路	道路	その他
208	道路計画	道路	現道拡幅	企画
209	交通量調査 外業	道路	現道拡幅	調査･計画 交通量調査
210	交通量調査 外業	道路	現道拡幅	調査･計画 速度調査

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
211	交通量調査 外業	道路	現道拡幅	調査･計画 起終点調査
212	交通量調査 外業	道路	現道拡幅	調査･計画 交通渋滞調査
213	交通量調査 外業	道路	現道拡幅	調査･計画 道路網･路線現況調査
214	交通量調査 内業＋外業	道路	現道拡幅	調査･計画 交通量推計調査
215	道路計画	道路	現道拡幅	調査･計画 道路網･路線計画
216	道路計画	道路	現道拡幅	調査･計画 経済調査
217	道路計画	道路	現道拡幅	調査･計画 その他
218	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 道路設計(1/2,000～5,000)
219	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 道路修正設計(1/2,000～5,000)
220	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 道路設計(1/1,000)
221	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 道路修正設計(1/1,000)
222	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 平面交差点設計
223	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 立体交差点設計
224	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 道路休憩･連絡等施設設計(ｻｰﾋﾞｽｴﾘｱ,ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ等)
225	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 附帯工設計(付替･取付道水路工,土取場･土捨場設計等)
226	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	基本(予備･概略)設計 その他
227	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計 道路設計
228	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計 歩道設計
229	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計 平面交差点設計
230	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計 立体交差点設計
231	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計 道路休憩･連絡等施設設計(ｻｰﾋﾞｽｴﾘｱ,ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ等)
232	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計 附帯工設計(付替･取付道水路工,土取場･土捨場設計等)
233	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計 舗装工
234	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計 その他
235	道路構造物 道路	道路	現道拡幅	施工計画
236	役務	道路	現道拡幅	施工管理･積算 監督
237	役務	道路	現道拡幅	施工管理･積算 積算
238	役務	道路	現道拡幅	施工管理･積算 検査
239	役務	道路	現道拡幅	施工管理･積算 その他
240	道路管理	道路	現道拡幅	維持管理
241	役務	道路	現道拡幅	記録・広報（ＰＲ）
242	道路管理	道路	現道拡幅	その他
243	道路管理	道路	道路施設	企画
244	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	調査・計画
245	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	基本(予備･概略)設計 交通安全施設(防護柵,立体横断施設,照明等)
246	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	基本(予備･概略)設計 交通管理施設(標識等)
247	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	基本(予備･概略)設計 落石･雪崩覆工
248	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	基本(予備･概略)設計 遮音壁
249	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	基本(予備･概略)設計 その他
250	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	実施(詳細)設計 交通安全施設(防護柵,立体横断施設,照明等)
251	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	実施(詳細)設計 交通管理施設(標識等)
252	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	実施(詳細)設計 落石･雪崩覆工
253	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	実施(詳細)設計 遮音壁
254	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	実施(詳細)設計 その他
255	道路構造物 維持修繕	道路	道路施設	施工計画
256	役務	道路	道路施設	施工管理･積算 監督
257	役務	道路	道路施設	施工管理･積算 積算
258	役務	道路	道路施設	施工管理･積算 検査
259	役務	道路	道路施設	施工管理･積算 その他
260	道路管理	道路	道路施設	維持管理 施設状況調査
261	道路管理	道路	道路施設	維持管理 維持･補修計画
262	道路管理	道路	道路施設	維持管理 その他
263	役務	道路	道路施設	記録・広報（ＰＲ）
264	道路管理	道路	道路施設	その他
265	道路構造物 維持修繕	道路	その他	

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
266	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	企画
267	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	調査･計画 公園,緑地計画
268	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	調査･計画 広場計画
269	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	調査･計画 ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ計画
270	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	調査･計画 その他
271	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	基本(予備･概略)設計 公園,緑地設計
272	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	基本(予備･概略)設計 広場設計
273	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	基本(予備･概略)設計 ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ設計
274	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	基本(予備･概略)設計 日本庭園設計
275	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	基本(予備･概略)設計 遊園地設計
276	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	基本(予備･概略)設計 墓園設計
277	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	基本(予備･概略)設計 動･植物園設計
278	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	基本(予備･概略)設計 その他
279	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	実施(詳細)設計 公園,緑地設計
280	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	実施(詳細)設計 広場設計
281	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	実施(詳細)設計 ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ設計
282	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	実施(詳細)設計 日本庭園設計
283	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	実施(詳細)設計 遊園地設計
284	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	実施(詳細)設計 墓園設計
285	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	実施(詳細)設計 動･植物園設計
286	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	実施(詳細)設計 その他
287	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	施工計画
288	役務	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	施工管理･積算 監督
289	役務	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	施工管理･積算 積算
290	役務	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	施工管理･積算 検査
291	役務	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	施工管理･積算 その他
292	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	維持管理
293	役務	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	記録・広報（ＰＲ）
294	景観(公園・造園)	造園	公園, 緑地, 広場, 河川ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ施設	その他
295	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	企画
296	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 自然環境
297	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 都市環境
298	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 景観
299	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 河川
300	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 砂防
301	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 ダム
302	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 海岸
303	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 港湾
304	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 空港
305	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 道路
306	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 住宅団地
307	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 工場･工業団地
308	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 学校
309	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	調査･計画 その他
310	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 緑地保全
311	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 都市緑化
312	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 景観
313	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 河川緑化
314	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 港湾緑化
315	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 空港緑化
316	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 道路緑化
317	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 人工地盤緑化
318	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 工場緑化
319	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 ビオトープ形成
320	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	基本(予備･概略)設計 その他

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
321	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 緑地保全
322	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 都市緑化
323	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 景観
324	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 河川緑化
325	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 港湾緑化
326	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 空港緑化
327	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 道路緑化
328	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 人工地盤緑化
329	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 工場緑化
330	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 ビオトープ形式
331	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	実施(詳細)設計 その他
332	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	施工計画
333	役務	造園	環境緑化・景観	施工管理･積算 監督
334	役務	造園	環境緑化・景観	施工管理･積算 積算
335	役務	造園	環境緑化・景観	施工管理･積算 検査
336	役務	造園	環境緑化・景観	施工管理･積算 その他
337	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	維持管理
338	役務	造園	環境緑化・景観	記録・広報（ＰＲ）
339	景観(公園・造園)	造園	環境緑化・景観	その他
340	景観(公園・造園)	造園	地域計画	企画
341	景観(公園・造園)	造園	地域計画	調査･計画 広域緑地計画
342	景観(公園・造園)	造園	地域計画	調査･計画 リゾート計画
343	景観(公園・造園)	造園	地域計画	調査･計画 観光計画
344	景観(公園・造園)	造園	地域計画	調査･計画 農村等計画
345	景観(公園・造園)	造園	地域計画	調査･計画 地域活性化計画
346	景観(公園・造園)	造園	地域計画	調査･計画 その他
347	役務	造園	地域計画	記録・広報（ＰＲ）
348	景観(公園・造園)	造園	地域計画	その他
349	景観(公園・造園)	造園	その他	
350	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	企画
351	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 都市計画基礎調査
352	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 総合計画･長期計画
353	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 地方･地域計画
354	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ(都市基本計画)
355	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 市街地整備基本計画
356	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 地域地区
357	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 地区計画
358	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 観光開発
359	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 都市景観･ｱｰﾊﾞﾝﾃﾞｻﾞｲﾝ
360	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 都市･地域環境アセスメント
361	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	調査･計画 その他
362	役務	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	記録・広報（ＰＲ）
363	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市・地域計画	その他
364	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	企画
365	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	調査･計画 総合交通体系
366	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	調査･計画 交通施設
367	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	調査･計画 公園･緑地、広場等公共空地
368	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	調査･計画 上水道･供給施設
369	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	調査･計画 下水道･処理施設
370	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	調査･計画 観光レクリエーション施設
371	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	調査･計画 その他
372	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	設計 交通施設(街路、駅前広場等)
373	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	設計 観光レクリエーション施設
374	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	設計 その他
375	役務	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	記録・広報（ＰＲ）

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
376	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市施設	その他
377	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	企画
378	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	調査･計画 土地区画整理事業
379	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	調査･計画 都市(市街地)再開発事業
380	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	調査･計画 新市街地開発事業
381	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	調査･計画 都市拠点総合整備事業
382	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	調査･計画 まちづくり事業
383	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	調査･計画 商業活性化･近代化事業
384	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	調査･計画 その他
385	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	基本(予備･概略)設計 土地区画整理事業
386	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	基本(予備･概略)設計 都市(市街地)再開発事業
387	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	基本(予備･概略)設計 宅地造成
388	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	基本(予備･概略)設計 排水計画
389	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	基本(予備･概略)設計 調整池(調節池)
390	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	基本(予備･概略)設計 その他
391	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	実施(詳細)設計 土地区画整理事業
392	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	実施(詳細)設計 都市(市街地)再開発事業
393	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	実施(詳細)設計 宅地造成
394	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	実施(詳細)設計 排水計画
395	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	実施(詳細)設計 調整池(調節池)
396	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	実施(詳細)設計 その他
397	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	施工計画
398	役務	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	施工管理･積算 監督
399	役務	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	施工管理･積算 積算
400	役務	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	施工管理･積算 検査
401	役務	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	施工管理･積算 その他
402	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	維持管理
403	役務	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	記録・広報（ＰＲ）
404	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	都市（市街地）開発	その他
405	道路計画	都市・地域設計及び都市整備	その他	
406	地質調査	地質	地下水	企画・調査計画立案
407	地質調査	地質	地下水	調査･計画 水文調査
408	地質調査	地質	地下水	調査･計画 透水試験
409	地質調査	地質	地下水	調査･計画 水質試験
410	地質調査	地質	地下水	調査･計画 物理探査
411	地質調査	地質	地下水	調査･計画 揚水試験
412	地質調査	地質	地下水	調査･計画 原位置試験
413	地質調査	地質	地下水	調査･計画 地下水解析
414	地質調査	地質	地下水	調査･計画 その他
415	地質調査	地質	地下水	維持管理
416	役務	地質	地下水	記録・広報（ＰＲ）
417	地質調査	地質	地下水	その他
418	地質調査	地質	地質（岩盤）	企画・調査計画立案
419	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 地表地質調査
420	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 物理探査
421	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 ボーリング調査
422	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 試掘調査
423	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 原位置試験
424	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 室内試験
425	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 地質解析
426	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 物理検層
427	地質調査	地質	地質（岩盤）	調査･計画 その他
428	役務	地質	地質（岩盤）	記録・広報（ＰＲ）
429	地質調査	地質	地質（岩盤）	その他
430	地質調査	地質	その他	

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
431	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	企画・調査計画立案
432	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 地表地質調査
433	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 物理探査
434	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 サウンディング
435	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 ボーリング調査(一般,特殊)
436	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 ボーリング調査(海上)
437	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 原位置試験
438	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 室内試験
439	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 物理検層
440	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 地盤(土質)解析
441	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	調査･計画 その他
442	役務	土質及び基礎	地盤（土質）調査	記録・広報（ＰＲ）
443	地質調査	土質及び基礎	地盤（土質）調査	その他
444	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	企画・調査計画立案
445	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	調査・計画
446	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 根切掘削･山留め
447	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 直接基礎
448	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 既製杭基礎
449	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 場所打杭基礎
450	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 深礎杭基礎
451	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 ケーソン基礎
452	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 鋼管矢板基礎
453	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 地下連続壁基礎
454	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	基本(予備･概略)設計 その他
455	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 根切掘削･山留め
456	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 直接基礎
457	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 既製杭基礎
458	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 場所打杭基礎
459	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 深礎杭基礎
460	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 ケーソン基礎
461	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 鋼管矢板基礎
462	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 地下連続壁基礎
463	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	実施(詳細)設計 その他
464	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	施工計画
465	役務	土質及び基礎	基礎構造	施工管理･積算 監督
466	役務	土質及び基礎	基礎構造	施工管理･積算 積算
467	役務	土質及び基礎	基礎構造	施工管理･積算 検査
468	役務	土質及び基礎	基礎構造	施工管理･積算 その他
469	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	維持管理
470	役務	土質及び基礎	基礎構造	記録・広報（ＰＲ）
471	道路構造物 道路	土質及び基礎	基礎構造	その他
472	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	企画・調査計画立案
473	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	調査・計画
474	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 盛土･切土
475	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 埋め立て･人工島
476	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 法面保護工
477	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 擁壁
478	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 カルバート
479	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 アンカー
480	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 補強土
481	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 斜面安定解析,対策工
482	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 軟弱地盤対策工
483	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	基本(予備･概略)設計 その他
484	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 盛土･切土
485	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 埋め立て･人工島

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
486	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 法面保護工
487	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 擁壁
488	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 カルバート
489	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 アンカー
490	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 補強土
491	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 斜面安定解析,対策工
492	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 軟弱地盤対策工
493	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	実施(詳細)設計 その他
494	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	施工計画
495	役務	土質及び基礎	土構造	施工管理･積算 監督
496	役務	土質及び基礎	土構造	施工管理･積算 積算
497	役務	土質及び基礎	土構造	施工管理･積算 検査
498	役務	土質及び基礎	土構造	施工管理･積算 その他
499	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	維持管理
500	役務	土質及び基礎	土構造	記録・広報（ＰＲ）
501	道路構造物 道路	土質及び基礎	土構造	その他
502	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	企画・調査計画立案
503	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	調査・計画
504	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	基本(予備･概略)設計 地下歩道
505	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	基本(予備･概略)設計 地下駐車場
506	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	基本(予備･概略)設計 共同溝
507	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	基本(予備･概略)設計 キャブ
508	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	基本(予備･概略)設計 地下発電所
509	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	基本(予備･概略)設計 岩盤内備蓄施設
510	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	基本(予備･概略)設計 その他
511	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	実施(詳細)設計 地下歩道
512	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	実施(詳細)設計 地下駐車場
513	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	実施(詳細)設計 共同溝
514	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	実施(詳細)設計 キャブ
515	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	実施(詳細)設計 地下発電所
516	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	実施(詳細)設計 岩盤内備蓄施設
517	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	実施(詳細)設計 その他
518	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	施工計画
519	役務	土質及び基礎	地下構造物	施工管理･積算 監督
520	役務	土質及び基礎	地下構造物	施工管理･積算 積算
521	役務	土質及び基礎	地下構造物	施工管理･積算 検査
522	役務	土質及び基礎	地下構造物	施工管理･積算 その他
523	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	維持管理
524	役務	土質及び基礎	地下構造物	記録・広報（ＰＲ）
525	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下構造物	その他
526	地質調査	土質及び基礎	地下水	企画・調査計画立案
527	地質調査	土質及び基礎	地下水	調査･計画 水文調査
528	地質調査	土質及び基礎	地下水	調査･計画 透水試験
529	環境 外業	土質及び基礎	地下水	調査･計画 水質試験
530	地質調査	土質及び基礎	地下水	調査･計画 物理探査
531	地質調査	土質及び基礎	地下水	調査･計画 揚水試験
532	地質調査	土質及び基礎	地下水	調査･計画 原位置試験
533	地質調査	土質及び基礎	地下水	調査･計画 地下水解析
534	地質調査	土質及び基礎	地下水	調査･計画 その他
535	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下水	維持管理
536	役務	土質及び基礎	地下水	記録・広報（ＰＲ）
537	道路構造物 道路	土質及び基礎	地下水	その他
538	道路構造物 道路	土質及び基礎	その他	
539	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	企画
540	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	調査・計画

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
541	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本（予備・概略）設計
542	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 鋼上部工(ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞｰ)
543	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 鋼上部工(ﾄﾗｽ)
544	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 鋼上部工(ﾗｰﾒﾝ)
545	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 鋼上部工(ｱｰﾁ)
546	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 鋼上部工(吊橋)
547	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 鋼上部工(斜張橋)
548	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 鋼上部工(その他)
549	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 ＲＣ上部工
550	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(ﾌﾟﾚﾃﾝ桁)
551	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(ﾎﾟｽﾃﾝ桁)
552	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(場所打桁)
553	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(ﾗｰﾒﾝ)
554	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(ｱｰﾁ)
555	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(斜張橋)
556	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(その他)
557	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 鋼製下部工
558	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 コンクリート下部工
559	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計 その他
560	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画
561	役務	鋼構造・コンクリート	橋梁	施工管理･積算 監督
562	役務	鋼構造・コンクリート	橋梁	施工管理･積算 積算
563	役務	鋼構造・コンクリート	橋梁	施工管理･積算 検査
564	役務	鋼構造・コンクリート	橋梁	施工管理･積算 その他
565	道路管理	鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理 点検
566	道路管理	鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理 損傷･変状調査
567	道路管理	鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理 維持･補修計画
568	道路管理	鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理 塗装設計
569	道路管理	鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理 その他
570	役務	鋼構造・コンクリート	橋梁	記録・広報（ＰＲ）
571	道路管理	鋼構造・コンクリート	橋梁	その他
572	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	企画
573	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	調査・計画
574	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	基本（予備・概略）設計
575	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 鋼上部工(ﾌﾟﾚｰﾄｶﾞｰﾀﾞｰ)
576	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 鋼上部工(ﾄﾗｽ)
577	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 鋼上部工(ﾗｰﾒﾝ)
578	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 鋼上部工(ｱｰﾁ)
579	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 鋼上部工(吊橋)
580	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 鋼上部工(斜張橋)
581	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 鋼上部工(その他)
582	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 ＲＣ上部工
583	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(ﾌﾟﾚﾃﾝ桁)
584	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(ﾎﾟｽﾃﾝ桁)
585	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(場所打桁)
586	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(ﾗｰﾒﾝ)
587	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(ｱｰﾁ)
588	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(斜張橋)
589	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 ＰＣ上部工(その他)
590	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 鋼製下部工
591	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 コンクリート下部工
592	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	実施(詳細)設計 その他
593	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	施工計画
594	役務	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	施工管理･積算 監督
595	役務	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	施工管理･積算 積算

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
596	役務	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	施工管理･積算 検査
597	役務	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	施工管理･積算 その他
598	道路管理	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	維持管理
599	役務	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	記録・広報（ＰＲ）
600	道路管理	鋼構造・コンクリート	現道拡幅	その他
601	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	企画
602	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	調査・計画
603	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	基本(予備･概略)設計 河川用水門設備
604	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	基本(予備･概略)設計 ダム用水門設備
605	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	基本(予備･概略)設計 樋門･樋管設備
606	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	基本(予備･概略)設計 監視操作制御設備
607	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	基本(予備･概略)設計 その他
608	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	実施(詳細)設計 河川用水門設備
609	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	実施(詳細)設計 ダム用水門設備
610	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	実施(詳細)設計 樋門･樋管設備
611	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	実施(詳細)設計 監視操作制御設備
612	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	実施(詳細)設計 その他
613	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	施工計画
614	役務	鋼構造・コンクリート	水門設備	施工管理･積算 監督
615	役務	鋼構造・コンクリート	水門設備	施工管理･積算 積算
616	役務	鋼構造・コンクリート	水門設備	施工管理･積算 検査
617	役務	鋼構造・コンクリート	水門設備	施工管理･積算 その他
618	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	維持管理
619	役務	鋼構造・コンクリート	水門設備	記録・広報（ＰＲ）
620	河川構造物 河川	鋼構造・コンクリート	水門設備	その他
621	道路構造物 橋梁	鋼構造・コンクリート	その他	
622	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	企画
623	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	調査・計画
624	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	基本（予備・概略）設計
625	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計 山岳ﾄﾝﾈﾙ(鋼矢板工法)
626	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計 山岳ﾄﾝﾈﾙ(NATM)
627	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計 シールドトンネル
628	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計 開削トンネル
629	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計 沈埋トンネル
630	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計 推進工法
631	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計 特殊工法(圧気,凍結工法等)
632	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計 その他
633	道路構造物 トンネル	トンネル	トンネル	施工計画
634	役務	トンネル	トンネル	施工管理･積算 監督
635	役務	トンネル	トンネル	施工管理･積算 積算
636	役務	トンネル	トンネル	施工管理･積算 検査
637	役務	トンネル	トンネル	施工管理･積算 その他
638	道路管理	トンネル	トンネル	維持管理 点検
639	道路管理	トンネル	トンネル	維持管理 損傷･変状調査
640	道路管理	トンネル	トンネル	維持管理 維持･補修計画
641	道路管理	トンネル	トンネル	維持管理 その他
642	役務	トンネル	トンネル	記録・広報（ＰＲ）
643	道路管理	トンネル	トンネル	その他
644	道路管理	トンネル	トンネル付属設備	企画
645	道路管理	トンネル	トンネル付属設備	調査・計画
646	機械	トンネル	トンネル付属設備	基本(予備･概略)設計 換気設備
647	機械	トンネル	トンネル付属設備	基本(予備･概略)設計 環境関係設備(集塵,消音)
648	機械	トンネル	トンネル付属設備	基本(予備･概略)設計 非常用設備
649	機械	トンネル	トンネル付属設備	基本(予備･概略)設計 排水設備
650	電気	トンネル	トンネル付属設備	基本(予備･概略)設計 受配電･自家発電設備

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
651	機械	トンネル	トンネル付属設備	基本(予備･概略)設計 その他
652	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 軸流送風器
653	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 ｼﾞｪｯﾄﾌｧﾝ,ﾌﾞｰｽﾀｰﾌｧﾝ
654	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 電気集塵機
655	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 フィルター式集塵機
656	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 換気用監視操作制御設備
657	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 計測設備(ＣＯ濃度計等)
658	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 消音設備
659	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 非常用設備
660	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 非常用監視操作制御設備
661	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 排水設備
662	電気	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 受配電･自家発電設備
663	電気	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 照明設備
664	機械	トンネル	トンネル付属設備	実施(詳細)設計 その他
665	機械	トンネル	トンネル付属設備	施工計画
666	役務	トンネル	トンネル付属設備	施工管理･積算 監督
667	役務	トンネル	トンネル付属設備	施工管理･積算 積算
668	役務	トンネル	トンネル付属設備	施工管理･積算 検査
669	役務	トンネル	トンネル付属設備	施工管理･積算 その他
670	道路管理	トンネル	トンネル付属設備	維持管理
671	役務	トンネル	トンネル付属設備	記録・広報（ＰＲ）
672	道路管理	トンネル	トンネル付属設備	その他
673	道路構造物 トンネル	トンネル	その他	
674	環境 内業＋外業	建設環境	環境調査・保全計画	企画
675	環境 内業＋外業	建設環境	環境調査・保全計画	調査･計画 大気･騒音･振動等調査
676	環境 内業＋外業	建設環境	環境調査・保全計画	調査･計画 自然環境(植物)調査
677	環境 内業＋外業	建設環境	環境調査・保全計画	調査･計画 自然環境(動物)調査
678	環境 内業＋外業	建設環境	環境調査・保全計画	調査･計画 大気･騒音･振動等対策計画
679	環境 内業＋外業	建設環境	環境調査・保全計画	調査･計画 自然環境保全計画
680	環境 内業＋外業	建設環境	環境調査・保全計画	調査･計画 その他
681	役務	建設環境	環境調査・保全計画	記録・広報（ＰＲ）
682	環境 内業＋外業	建設環境	環境調査・保全計画	その他
683	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	企画
684	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	調査･計画(現況)河川(湖沼開発,放水路,堰)関連
685	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	調査･計画(現況)ダム関連
686	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	調査･計画(現況)道路関連
687	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	調査･計画(現況)レジャー施設関連
688	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	調査･計画(現況)土砂採取関連
689	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	調査･計画(現況)その他
690	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	基本(予備･概略)設計(予測,評価,対策検討) 河川(湖沼開発,放水路,堰)関連
691	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	基本(予備･概略)設計(予測,評価,対策検討) ダム関連
692	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	基本(予備･概略)設計(予測,評価,対策検討) 道路関連
693	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	基本(予備･概略)設計(予測,評価,対策検討) レジャー施設関連
694	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	基本(予備･概略)設計(予測,評価,対策検討) 土砂採取関連
695	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	基本(予備･概略)設計(予測,評価,対策検討) その他
696	役務	建設環境	環境アセスメント	記録・広報（ＰＲ）
697	環境 内業＋外業	建設環境	環境アセスメント	その他
698	環境 内業＋外業	建設環境	環境管理計画	企画
699	環境 内業＋外業	建設環境	環境管理計画	調査･計画 水環境管理
700	環境 内業＋外業	建設環境	環境管理計画	調査･計画 河川空間環境管理
701	環境 内業＋外業	建設環境	環境管理計画	調査･計画 道路環境管理
702	環境 内業＋外業	建設環境	環境管理計画	調査･計画 地域環境管理
703	環境 内業＋外業	建設環境	環境管理計画	調査･計画 その他
704	役務	建設環境	環境管理計画	記録・広報（ＰＲ）
705	環境 内業＋外業	建設環境	環境管理計画	その他

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
706	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	企画
707	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	調査･計画 河川
708	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	調査･計画 砂防
709	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	調査･計画 ダム
710	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	調査･計画 海岸
711	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	調査･計画 道路
712	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	調査･計画 都市
713	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	調査･計画 その他
714	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	基本(予備･概略)設計 河川
715	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	基本(予備･概略)設計 砂防
716	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	基本(予備･概略)設計 ダム
717	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	基本(予備･概略)設計 海岸
718	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	基本(予備･概略)設計 道路
719	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	基本(予備･概略)設計 都市
720	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	基本(予備･概略)設計 その他
721	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	実施(詳細)設計 河川
722	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	実施(詳細)設計 砂防
723	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	実施(詳細)設計 ダム
724	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	実施(詳細)設計 海岸
725	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	実施(詳細)設計 道路
726	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	実施(詳細)設計 都市
727	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	実施(詳細)設計 その他
728	環境 内業＋外業	建設環境	環境設備	施工計画
729	役務	建設環境	環境設備	施工管理･積算 監督
730	役務	建設環境	環境設備	施工管理･積算 積算
731	役務	建設環境	環境設備	施工管理･積算 検査
732	役務	建設環境	環境設備	施工管理･積算 その他
733	道路管理	建設環境	環境設備	維持管理
734	役務	建設環境	環境設備	記録・広報（ＰＲ）
735	道路管理	建設環境	環境設備	その他
736	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	企画
737	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	調査･計画 河川
738	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	調査･計画 砂防
739	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	調査･計画 ダム
740	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	調査･計画 海岸
741	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	調査･計画 道路
742	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	調査･計画 橋梁
743	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	調査･計画 その他
744	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	基本(予備･概略)設計 河川
745	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	基本(予備･概略)設計 砂防
746	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	基本(予備･概略)設計 ダム
747	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	基本(予備･概略)設計 海岸
748	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	基本(予備･概略)設計 道路
749	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	基本(予備･概略)設計 橋梁
750	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	基本(予備･概略)設計 その他
751	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	実施(詳細)設計 河川
752	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	実施(詳細)設計 砂防
753	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	実施(詳細)設計 ダム
754	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	実施(詳細)設計 海岸
755	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	実施(詳細)設計 道路
756	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	実施(詳細)設計 橋梁
757	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	実施(詳細)設計 その他
758	役務	建設環境	景観調査・設計	記録・広報（ＰＲ）
759	環境 内業＋外業	建設環境	景観調査・設計	その他
760	環境 内業＋外業	建設環境	その他	

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
761	機械	建設機械	建設機械	企画
762	機械	建設機械	建設機械	調査･計画 施工実態調査
763	機械	建設機械	建設機械	調査･計画 作業測定調査･解析
764	機械	建設機械	建設機械	調査･計画 改善計画
765	機械	建設機械	建設機械	調査･計画 機構計画設計
766	機械	建設機械	建設機械	調査･計画 改善効果測定･評価
767	機械	建設機械	建設機械	調査･計画 その他
768	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 土工用機械
769	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 運搬用機械
770	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 クレーン･荷役用機械
771	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 基礎工事用機械
772	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 シールド･トンネル用機械
773	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 舗装･締固め用機械
774	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 維持修繕用機械
775	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 除雪用機械
776	機械	建設機械	建設機械	基本(予備･概略)設計 その他
777	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 土工用機械
778	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 運搬用機械
779	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 クレーン･荷役用機械
780	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 基礎工事用機械
781	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 シールド･トンネル用機械
782	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 舗装･締固め用機械
783	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 維持修繕用機械
784	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 除雪用機械
785	機械	建設機械	建設機械	実施(詳細)設計 その他
786	機械	建設機械	建設機械	施工計画
787	役務	建設機械	建設機械	施工管理･積算 監督
788	役務	建設機械	建設機械	施工管理･積算 積算
789	役務	建設機械	建設機械	施工管理･積算 検査
790	役務	建設機械	建設機械	施工管理･積算 その他
791	機械	建設機械	建設機械	維持管理
792	役務	建設機械	建設機械	記録・広報（ＰＲ）
793	機械	建設機械	建設機械	その他
794	機械	建設機械	ポンプ設備	企画
795	機械	建設機械	ポンプ設備	調査・計画
796	機械	建設機械	ポンプ設備	基本(予備･概略)設計 利水揚水(送水,農業取水等含む)
797	機械	建設機械	ポンプ設備	基本(予備･概略)設計 内水排除
798	機械	建設機械	ポンプ設備	基本(予備･概略)設計 道路排水
799	機械	建設機械	ポンプ設備	基本(予備･概略)設計 雨水排水
800	機械	建設機械	ポンプ設備	基本(予備･概略)設計 監視操作制御設備
801	機械	建設機械	ポンプ設備	基本(予備･概略)設計 共同溝排水
802	機械	建設機械	ポンプ設備	基本(予備･概略)設計 地下駐車場排水
803	機械	建設機械	ポンプ設備	基本(予備･概略)設計 その他
804	機械	建設機械	ポンプ設備	実施(詳細)設計 利水揚水(送水,農業取水等含む)
805	機械	建設機械	ポンプ設備	実施(詳細)設計 内水排除
806	機械	建設機械	ポンプ設備	実施(詳細)設計 道路排水
807	機械	建設機械	ポンプ設備	実施(詳細)設計 雨水排水
808	機械	建設機械	ポンプ設備	実施(詳細)設計 共同溝排水
809	機械	建設機械	ポンプ設備	実施(詳細)設計 地下駐車場排水
810	機械	建設機械	ポンプ設備	実施(詳細)設計 その他
811	機械	建設機械	ポンプ設備	施工計画
812	役務	建設機械	ポンプ設備	施工管理･積算 監督
813	役務	建設機械	ポンプ設備	施工管理･積算 積算
814	役務	建設機械	ポンプ設備	施工管理･積算 検査
815	役務	建設機械	ポンプ設備	施工管理･積算 その他

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
816	機械	建設機械	ポンプ設備	維持管理
817	役務	建設機械	ポンプ設備	記録・広報（ＰＲ）
818	機械	建設機械	ポンプ設備	その他
819	機械	建設機械	施工設備	企画
820	機械	建設機械	施工設備	調査・計画
821	機械	建設機械	施工設備	基本(予備･概略)設計 骨材運搬設備
822	機械	建設機械	施工設備	基本(予備･概略)設計 骨材製造設備
823	機械	建設機械	施工設備	基本(予備･概略)設計 コンクリート製造設備
824	機械	建設機械	施工設備	基本(予備･概略)設計 コンクリート運搬設備
825	機械	建設機械	施工設備	基本(予備･概略)設計 コンクリート打設設備
826	機械	建設機械	施工設備	基本(予備･概略)設計 濁水処理設備
827	機械	建設機械	施工設備	基本(予備･概略)設計 コンクリート冷却設備
828	機械	建設機械	施工設備	基本(予備･概略)設計 その他
829	機械	建設機械	施工設備	実施(詳細)設計 骨材運搬設備
830	機械	建設機械	施工設備	実施(詳細)設計 骨材製造設備
831	機械	建設機械	施工設備	実施(詳細)設計 コンクリート製造設備
832	機械	建設機械	施工設備	実施(詳細)設計 コンクリート運搬設備
833	機械	建設機械	施工設備	実施(詳細)設計 コンクリート打設設備
834	機械	建設機械	施工設備	実施(詳細)設計 濁水処理設備
835	機械	建設機械	施工設備	実施(詳細)設計 コンクリート冷却設備
836	機械	建設機械	施工設備	実施(詳細)設計 その他
837	機械	建設機械	施工設備	施工計画
838	役務	建設機械	施工設備	施工管理･積算 監督
839	役務	建設機械	施工設備	施工管理･積算 積算
840	役務	建設機械	施工設備	施工管理･積算 検査
841	役務	建設機械	施工設備	施工管理･積算 その他
842	機械	建設機械	施工設備	維持管理
843	役務	建設機械	施工設備	記録・広報（ＰＲ）
844	機械	建設機械	施工設備	その他
845	機械	建設機械	機械器具設備	企画
846	機械	建設機械	機械器具設備	調査・計画
847	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 電気集塵機
848	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 フィルター式集塵機
849	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 共同溝付帯設備
850	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 散水融雪設備
851	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 曝気設備(下水道処理用は除く)
852	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 河川浄化設備
853	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 昇降設備(エレベータ等)
854	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 係船設備
855	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 除塵機
856	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 機械式駐車場設備
857	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 監視操作制御設備
858	機械	建設機械	機械器具設備	基本(予備･概略)設計 その他
859	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 電気集塵機
860	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 フィルター式集塵機
861	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 共同溝付帯設備
862	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 散水融雪設備
863	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 曝気設備(下水道処理用は除く)
864	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 河川浄化設備
865	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 昇降設備(エレベータ等)
866	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 係船設備
867	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 除塵機
868	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 機械式駐車場設備
869	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 監視操作制御設備
870	機械	建設機械	機械器具設備	実施(詳細)設計 その他

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
871	機械	建設機械	機械器具設備	施工計画
872	役務	建設機械	機械器具設備	施工管理･積算 監督
873	役務	建設機械	機械器具設備	施工管理･積算 積算
874	役務	建設機械	機械器具設備	施工管理･積算 検査
875	役務	建設機械	機械器具設備	施工管理･積算 その他
876	機械	建設機械	機械器具設備	維持管理
877	役務	建設機械	機械器具設備	記録・広報（ＰＲ）
878	機械	建設機械	機械器具設備	その他
879	機械	建設機械	作業船	企画
880	機械	建設機械	作業船	調査・計画
881	機械	建設機械	作業船	基本(予備･概略)設計 引船
882	機械	建設機械	作業船	基本(予備･概略)設計 監督船,交通船,測量船
883	機械	建設機械	作業船	基本(予備･概略)設計 油回収船
884	機械	建設機械	作業船	基本(予備･概略)設計 清掃船
885	機械	建設機械	作業船	基本(予備･概略)設計 浚渫船
886	機械	建設機械	作業船	基本(予備･概略)設計 水質浄化船
887	機械	建設機械	作業船	基本(予備･概略)設計 その他
888	機械	建設機械	作業船	実施(詳細)設計 引船
889	機械	建設機械	作業船	実施(詳細)設計 監督船,交通船,測量船
890	機械	建設機械	作業船	実施(詳細)設計 油回収船
891	機械	建設機械	作業船	実施(詳細)設計 清掃船
892	機械	建設機械	作業船	実施(詳細)設計 浚渫船
893	機械	建設機械	作業船	実施(詳細)設計 水質浄化船
894	機械	建設機械	作業船	実施(詳細)設計 その他
895	機械	建設機械	作業船	施工計画
896	役務	建設機械	作業船	施工管理･積算 監督
897	役務	建設機械	作業船	施工管理･積算 積算
898	役務	建設機械	作業船	施工管理･積算 検査
899	役務	建設機械	作業船	施工管理･積算 その他
900	機械	建設機械	作業船	維持管理
901	役務	建設機械	作業船	記録・広報（ＰＲ）
902	機械	建設機械	作業船	その他
903	機械	建設機械	その他	
904	通信	建設電気通信	通信施設	企画
905	通信	建設電気通信	通信施設	調査･計画 通信ネットワーク計画
906	通信	建設電気通信	通信施設	調査･計画 無線回線調査計画
907	通信	建設電気通信	通信施設	調査･計画 有線回線調査計画
908	通信	建設電気通信	通信施設	調査･計画 施設配置計画
909	通信	建設電気通信	通信施設	調査･計画 その他
910	通信	建設電気通信	通信施設	基本(予備･概略)設計 多重回線設計
911	通信	建設電気通信	通信施設	基本(予備･概略)設計 単信回線設計
912	通信	建設電気通信	通信施設	基本(予備･概略)設計 移動通信システム設計
913	通信	建設電気通信	通信施設	基本(予備･概略)設計 有線回線設備設計
914	通信	建設電気通信	通信施設	基本(予備･概略)設計 施設設計
915	通信	建設電気通信	通信施設	基本(予備･概略)設計 鉄塔･反射板設計
916	通信	建設電気通信	通信施設	基本(予備･概略)設計 その他
917	通信	建設電気通信	通信施設	実施(詳細)設計 多重回線設計
918	通信	建設電気通信	通信施設	実施(詳細)設計 単信回線設計
919	通信	建設電気通信	通信施設	実施(詳細)設計 移動通信システム設計
920	通信	建設電気通信	通信施設	実施(詳細)設計 有線回線設備設計
921	通信	建設電気通信	通信施設	実施(詳細)設計 施設設計
922	通信	建設電気通信	通信施設	実施(詳細)設計 鉄塔･反射板設計
923	通信	建設電気通信	通信施設	実施(詳細)設計 その他
924	通信	建設電気通信	通信施設	施工計画
925	役務	建設電気通信	通信施設	施工管理･積算 監督

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
926	役務	建設電気通信	通信施設	施工管理･積算 積算
927	役務	建設電気通信	通信施設	施工管理･積算 検査
928	役務	建設電気通信	通信施設	施工管理･積算 その他
929	通信	建設電気通信	通信施設	維持管理
930	役務	建設電気通信	通信施設	記録・広報（ＰＲ）
931	通信	建設電気通信	通信施設	その他
932	電気	建設電気通信	電気施設	企画
933	電気	建設電気通信	電気施設	調査･計画 河川施設
934	電気	建設電気通信	電気施設	調査･計画 ダム施設
935	電気	建設電気通信	電気施設	調査･計画 道路施設
936	電気	建設電気通信	電気施設	調査･計画 その他
937	電気	建設電気通信	電気施設	基本(予備･概略)設計 電源設備設計
938	電気	建設電気通信	電気施設	基本(予備･概略)設計 配電線路設計
939	電気	建設電気通信	電気施設	基本(予備･概略)設計 防災設備設計
940	電気	建設電気通信	電気施設	基本(予備･概略)設計 照明設備設計
941	電気	建設電気通信	電気施設	基本(予備･概略)設計 情報表示施設設計
942	電気	建設電気通信	電気施設	基本(予備･概略)設計 その他
943	電気	建設電気通信	電気施設	実施(詳細)設計 電源設備設計
944	電気	建設電気通信	電気施設	実施(詳細)設計 配電線路設計
945	電気	建設電気通信	電気施設	実施(詳細)設計 防災設備設計
946	電気	建設電気通信	電気施設	実施(詳細)設計 照明設備設計
947	電気	建設電気通信	電気施設	実施(詳細)設計 情報表示施設設計
948	電気	建設電気通信	電気施設	実施(詳細)設計 その他
949	電気	建設電気通信	電気施設	施工計画
950	役務	建設電気通信	電気施設	施工管理･積算 監督
951	役務	建設電気通信	電気施設	施工管理･積算 積算
952	役務	建設電気通信	電気施設	施工管理･積算 検査
953	役務	建設電気通信	電気施設	施工管理･積算 その他
954	電気	建設電気通信	電気施設	維持管理
955	役務	建設電気通信	電気施設	記録・広報（ＰＲ）
956	電気	建設電気通信	電気施設	その他
957	電気	建設電気通信	制御処理システム	企画
958	電気	建設電気通信	制御処理システム	調査･計画 河川施設
959	電気	建設電気通信	制御処理システム	調査･計画 ダム施設
960	電気	建設電気通信	制御処理システム	調査･計画 道路施設
961	電気	建設電気通信	制御処理システム	調査･計画 その他
962	電気	建設電気通信	制御処理システム	基本(予備･概略)設計 河川情報設備設計
963	電気	建設電気通信	制御処理システム	基本(予備･概略)設計 ダム制御設備設計
964	電気	建設電気通信	制御処理システム	基本(予備･概略)設計 道路情報施設設計
965	電気	建設電気通信	制御処理システム	基本(予備･概略)設計 監視制御設備設計
966	電気	建設電気通信	制御処理システム	基本(予備･概略)設計 ＣＣＴＶ設備設計
967	電気	建設電気通信	制御処理システム	基本(予備･概略)設計 その他
968	電気	建設電気通信	制御処理システム	実施(詳細)設計 河川情報設備設計
969	電気	建設電気通信	制御処理システム	実施(詳細)設計 ダム制御設備設計
970	電気	建設電気通信	制御処理システム	実施(詳細)設計 道路情報施設設計
971	電気	建設電気通信	制御処理システム	実施(詳細)設計 監視制御設備設計
972	電気	建設電気通信	制御処理システム	実施(詳細)設計 ＣＣＴＶ設備設計
973	電気	建設電気通信	制御処理システム	実施(詳細)設計 その他
974	電気	建設電気通信	制御処理システム	施工計画
975	役務	建設電気通信	制御処理システム	施工管理･積算 監督
976	役務	建設電気通信	制御処理システム	施工管理･積算 積算
977	役務	建設電気通信	制御処理システム	施工管理･積算 検査
978	役務	建設電気通信	制御処理システム	施工管理･積算 その他
979	電気	建設電気通信	制御処理システム	維持管理
980	役務	建設電気通信	制御処理システム	記録・広報（ＰＲ）

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
981	電気	建設電気通信	制御処理システム	その他
982	電気	建設電気通信	その他	
983	役務	情報	データベース	企画
984	役務	情報	データベース	調査･計画 情報収集分析
985	役務	情報	データベース	調査･計画 情報管理
986	役務	情報	データベース	調査･計画 情報提供
987	役務	情報	データベース	調査･計画 業務支援情報処理
988	役務	情報	データベース	調査･計画 その他
989	役務	情報	データベース	基本(予備･概略)設計 文献ＤＢ
990	役務	情報	データベース	基本(予備･概略)設計 数値ＤＢ
991	役務	情報	データベース	基本(予備･概略)設計 画像ＤＢ
992	役務	情報	データベース	基本(予備･概略)設計 ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱDB
993	役務	情報	データベース	基本(予備･概略)設計 光ﾌｧｲﾘﾝｸﾞｼｽﾃﾑ
994	役務	情報	データベース	基本(予備･概略)設計 その他
995	役務	情報	データベース	実施(詳細)設計 文献ＤＢ
996	役務	情報	データベース	実施(詳細)設計 数値ＤＢ
997	役務	情報	データベース	実施(詳細)設計 画像ＤＢ
998	役務	情報	データベース	実施(詳細)設計 ﾏﾙﾁﾒﾃﾞｨｱDB
999	役務	情報	データベース	実施(詳細)設計 光ﾌｧｲﾘﾝｸﾞｼｽﾃﾑ
1000	役務	情報	データベース	実施(詳細)設計 その他
1001	役務	情報	データベース	維持管理 資料整理
1002	役務	情報	データベース	維持管理 台帳管理
1003	役務	情報	データベース	維持管理 図面管理
1004	役務	情報	データベース	維持管理 技術図書管理
1005	役務	情報	データベース	維持管理 ﾃﾞｰﾀﾒﾝﾃﾅﾝｽ
1006	役務	情報	データベース	維持管理 ｼｽﾃﾑﾒﾝﾃﾅﾝｽ
1007	役務	情報	データベース	維持管理 その他
1008	役務	情報	データベース	記録・広報（ＰＲ）
1009	役務	情報	データベース	その他
1010	役務	情報	情報処理システム	企画
1011	役務	情報	情報処理システム	調査･計画 数値ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ
1012	役務	情報	情報処理システム	調査･計画 業務処理支援
1013	役務	情報	情報処理システム	調査･計画 ＯＲ
1014	役務	情報	情報処理システム	調査･計画 ＰＲ関連
1015	役務	情報	情報処理システム	調査･計画 その他
1016	役務	情報	情報処理システム	基本(予備･概略)設計 数値ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ
1017	役務	情報	情報処理システム	基本(予備･概略)設計 業務処理支援ｼｽﾃﾑ
1018	役務	情報	情報処理システム	基本(予備･概略)設計 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ
1019	役務	情報	情報処理システム	基本(予備･概略)設計 ＯＡツール
1020	役務	情報	情報処理システム	基本(予備･概略)設計 その他
1021	役務	情報	情報処理システム	実施(詳細)設計 数値ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ
1022	役務	情報	情報処理システム	実施(詳細)設計 業務処理支援ｼｽﾃﾑ
1023	役務	情報	情報処理システム	実施(詳細)設計 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ
1024	役務	情報	情報処理システム	実施(詳細)設計 ＯＡツール
1025	役務	情報	情報処理システム	実施(詳細)設計 その他
1026	役務	情報	情報処理システム	維持管理 データ収集
1027	役務	情報	情報処理システム	維持管理 ｼｽﾃﾑ改良
1028	役務	情報	情報処理システム	維持管理 その他
1029	役務	情報	情報処理システム	記録・広報（ＰＲ）
1030	役務	情報	情報処理システム	その他
1031	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	企画
1032	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	調査･計画 庁舎一般
1033	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	調査･計画 集中処理ｼｽﾃﾑ
1034	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	調査･計画 分散処理ｼｽﾃﾑ
1035	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	調査･計画 運用管理ｼｽﾃﾑ

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
1036	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	調査･計画 施設更新計画
1037	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	調査･計画 その他
1038	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	基本(予備･概略)設計 設備設計
1039	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	基本(予備･概略)設計 配線設計
1040	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	基本(予備･概略)設計 工事設計
1041	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	基本(予備･概略)設計 ｵﾝﾗｲﾝｼｽﾃﾑ
1042	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	基本(予備･概略)設計 電源設備
1043	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	基本(予備･概略)設計 その他
1044	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	実施(詳細)設計 設備設計
1045	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	実施(詳細)設計 配線設計
1046	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	実施(詳細)設計 工事設計
1047	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	実施(詳細)設計 ｵﾝﾗｲﾝｼｽﾃﾑ
1048	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	実施(詳細)設計 電源設備
1049	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	実施(詳細)設計 その他
1050	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	維持管理
1051	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	記録・広報（ＰＲ）
1052	役務	情報	電子計算システム（汎用計算機システム）	その他
1053	役務	情報	その他	
1054		防災	水防	
1055		防災	高潮・津波防災	
1056		防災	土砂防災	
1057		防災	震災	
1058		防災	都市防災	
1059		防災	交通・道路防災	
1060		防災	その他	
1061	測量	測量	基本測量	企画・調査計画立案
1062	測量	測量	基本測量	基準点測量 基準点測量
1063	測量	測量	基本測量	基準点測量 水準測量
1064	測量	測量	基本測量	基準点測量 その他
1065	測量	測量	基本測量	地形測量 国土基本図作成
1066	測量	測量	基本測量	地形測量 地形図作成
1067	測量	測量	基本測量	地形測量 写真図
1068	測量	測量	基本測量	地形測量 空中写真撮影
1069	測量	測量	基本測量	地形測量 その他
1070	測量	測量	基本測量	数値地形測量 ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙﾏｯﾋﾟﾝｸﾞ
1071	測量	測量	基本測量	数値地形測量 既成図数値化
1072	測量	測量	基本測量	数値地形測量 数値地形図修正
1073	測量	測量	基本測量	数値地形測量 空間データ基盤作成
1074	測量	測量	基本測量	数値地形測量 その他
1075	測量	測量	基本測量	地理調査 湖沼･沿岸海域調査
1076	測量	測量	基本測量	地理調査 地形分類調査
1077	測量	測量	基本測量	地理調査 土地利用調査
1078	測量	測量	基本測量	地理調査 その他
1079	測量	測量	基本測量	地図調製 地図編集
1080	測量	測量	基本測量	地図調製 地図製図
1081	測量	測量	基本測量	地図調製 その他
1082	測量	測量	基本測量	研究（調査研究）
1083	役務	測量	基本測量	記録・広報（ＰＲ）
1084	測量	測量	基本測量	その他
1085	測量	測量	公共測量	企画・調査計画立案
1086	測量	測量	公共測量	基準点測量 基準点測量
1087	測量	測量	公共測量	基準点測量 水準測量
1088	測量	測量	公共測量	基準点測量 その他
1089	測量	測量	公共測量	地形測量 都市計画図作成
1090	測量	測量	公共測量	地形測量 地形図作成

	専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称
1091	測量	測量	公共測量	地形測量 写真図
1092	測量	測量	公共測量	地形測量 空中写真撮影
1093	測量	測量	公共測量	地形測量 その他
1094	測量	測量	公共測量	数値地形測量 ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙﾏｯﾋﾟﾝｸﾞ
1095	測量	測量	公共測量	数値地形測量 既成図数値化
1096	測量	測量	公共測量	数値地形測量 数値地形図修正
1097	測量	測量	公共測量	数値地形測量 その他
1098	測量	測量	公共測量	地図調製 地図編集
1099	測量	測量	公共測量	地図調製 地図製図
1100	測量	測量	公共測量	地図調製 その他
1101	測量	測量	公共測量	応用測量 路線測量
1102	測量	測量	公共測量	応用測量 河川測量
1103	測量	測量	公共測量	応用測量 用地測量
1104	測量	測量	公共測量	応用測量 深浅,汀線測量
1105	測量	測量	公共測量	応用測量 その他
1106	測量	測量	公共測量	研究（調査研究）
1107	役務	測量	公共測量	記録・広報（ＰＲ）
1108	測量	測量	公共測量	その他
1109	測量	測量	その他	
1110	営繕	官庁営繕		
1111	営繕	土木営繕		
1112	補償	補償コンサルタント		

専門分野名称	業務部門名称	詳細部門名称	業務段階・業務内容名称

問合せ先：中部地方整備局　企画部　技術管理課
（ cbr-gyomu-nyukei@gxb.mlit.go.jp ）